

部活動・スポーツにおける 安全指導・事故対応 の手引

～事故を防ぐために、そして事故が起きた時のために～



南部 さおり 日本体育大学 スポーツ危機管理研究室

はじめに	1
1. 安全指導のポイント	5
(1) 部活動内のコミュニケーション	8
(2) 今の子どもの運動技能、体格・体力・能力差	9
(3) 個々の生徒の体力・技能に合わせた指導方法	11
(4) 「長期的な視点」で指導を行う	13
(5) 根性論、経験ではなく「科学的指導方法」を考える	15
(6) 事故が起きやすい時期	17
【TOPIC】 増加する「指導死」	20
2. 注意すべき医学的コンディション	21
(1) 頭部外傷	22
1) 脳震盪	22
2) 急性硬膜下血腫	24
【TOPIC】 児童虐待と急性硬膜下血腫	28
3) セカンド・インパクト症候群	29
4) 脳脊髄液減少症／低髄液圧症候群	31
(2) 熱中症	34
(3) 心臓への負荷	42
【TOPIC】 女人禁制か人命優先か？	46
ASUKA モデル	47
【TOPIC】 ASUKA モデルがつなぐ、命のリレー	49
(4) オスグッド・シュラッター病	50
(5) 膝蓋腱炎（ジャンパー膝）	52
(6) テニス肘（テニス／ゴルフエルボー）	53
(7) リトルリーグ・ショルダー（野球肘）	54
(8) 腰椎分離症（分離すべり症）	58
(9) 過換気症候群	60

(10) イップス	61
(11) 燃え尽き症候群	63
【TOPIC】 甲子園の功罪	64
 3. スポーツでのしごき・体罰・ハラスメント・虐待	65
(1) スポーツとスパルタ指導、「しごき」	66
(2) スポーツと「体罰」	68
(3) スポーツと「ハラスメント」	69
(4) スポーツと「虐待」	71
1) 環境的な共通点	74
2) 逃走・抵抗不可能性	75
3) 「世代間連鎖」	75
4) 依存性・嗜癖性	76
5) スポーツにおける虐待の定義	77
【TOPIC】 柔道事故	80
 4. 事故の実例	81
事例 1 公立中学剣道部	82
事例 2 公立高校剣道部	89
事例 3 公立高校体操部	96
事例 4 私立高校柔道部	103
 事故が起こった時、知っておいて頂きたいこと	111
 5. 何に気を付けるべきか	112
(1) 迅速な救急措置—子どもの命・安全は最優先 ...	114
(2) 事実確認	117
(3) 原因調査・報告	118

1) 事故状況の説明	119
2) 謝罪と法的責任	120
○謝罪とは	○謝罪と賠償の違い
3) 災害報告書	123
4) 事故報告書	124
5) 事故調査委員会の設置	125
○文部科学省「学校事故対応に関する指針」	
6) 裁判	
【TOPIC】 国家賠償法	132
6. 名古屋市立向陽高校の対応	133
(1) 事案の概要	134
(2) 学校側による事故後の対応	135
1) 事故直後の対応	135
2) 事故の公表と事故防止策	137
3) 学校側による「謝罪」	139
(3) その後の対応	140
(4) 総嗣君の「卒業」	141
(5) 本件事故の原因と予防について	141
(6) 名古屋市立向陽高校・元校長のお話	146
(7) 名古屋市立向陽高校・元教頭のお話	151
あとがきに代えて —先生方へのメッセージ—	157
7. 主な参考文献	161

はじめに

この冊子は、2014年9月17日に開催された名古屋市教育委員会による「武道における安全指導研修会」で、名古屋市内の部活動を担当される先生方に配布する目的で作成された『部活動の安全指導—先生方に心がけて頂きたいこと—』に大幅に加筆・修正を加えて改訂したものです。

この冊子を作成するきっかけとなったのは、一人の少年との出会いです。ただし私が出会った時、この少年はこの世から旅立った後でした。

倉田総嗣君は、大好きな高校の部活動での事故によって、15年余りの生涯を終えることになりました。本当に悲しく、痛ましい事故だったのですが、彼は、病院のベッドに静かに横たわっていても、そして旅立ってしまったからも、多くの人々の心を動かし続け、様々な出会いを生み出しました。彼が当時在籍していた名古屋市立向陽高校の先生方は、総嗣君、そしてご家族に寄り添いながら本当に「毅然とした」事故対応をされ、また名古屋市教育委員会も1つの事故の教訓を、徹底して未来の子どもたちのために生かそうとしました。

その一連の出来事—事故対応を含めた学校・教育委員会と遺族側の温かな心の交流—を多くの人に伝えたい一心で、前の冊子を作成してから、4年以上が経過します。総嗣君のお母様、久子さん、総嗣君と彼を取り巻く人々の物語について綴ったその冊子を抱えて全国の教育委員会を訪問し続け、先生方にそのご経験をお話しされることで、本当にたくさんの方々の感動の声が届けられるようになりました。

そしてこの間、私は所属先を横浜市立大学から日本体育大学へと変え、お医者さんの卵に法医学を教える立場から、体育教師やスポーツ指導者を目指す学生にスポーツの安全指導について教える立場へと鞍替えをしました。これまでは、部活動事故の被害者・遺族の方々との交流の中で「被害者の立場で」考えることがほとんどであり、競技者・指導者の立場で考えることがあまりなかったことを痛感するようになりました。

日体大に赴任してからは、「スポーツの安全指導」という授業を担当し、体育教師を目指す学生たちに対してスポーツ事故の実例や体罰的指導の危険性についてかなり詳しく教えています。そうすると、学生たちは「体育教師になるのが恐くなった」「自分の経験したことのない競技の部活動を担当するかもしれないなんて、考えもしなかった」などの、ネガティブな意見を持ち始めます。でも私は、それでいいのだと思います。スポーツという身体活動を、様々な特性を持った生徒たちに教え、実践させるということには、たくさんのリスクが付きまといまいます。どんなに気を付けていても、事故が起きることはあります。どんなにそうならないようにと肝に銘じていても、場の状況によってつい誤った指導をしてしまうこともあり得ます。それでも、体育や部活動の指導にまつわる様々なリスクについて「知っている」場合と「知らなかった」場合とでは、その場で、そしてその後の対処の仕方はかなり異なってくるはずです。

体育・スポーツを専門的に教える学校であるからには、子どもたちのからだのこと、そして身体活動に付随する様々なリスクのこと、実際に事故が起こってしまった時の当事者の思い、事故の後遺症、事故後に学校側が取るべき対応など、学生・生徒に、体育・スポーツの持つあらゆる面について教えるべきだと考えます。そこで本冊子では、私が日体大に移って特に重要であると考えてきている「リスク」の部分につき、前冊子より大幅に加筆することになりました。

この間新たに会った女の子、桐淵明日香ちゃんが起こした様々な奇跡のひとつ、「ASUKA モデル」についても紹介させて頂いています。

これまで部活動顧問の安全軽視の暴力的指導によって理不尽に命を奪われ、あるいは重篤な後遺障害を負ってしまった事例を多く見てきました。

「行ってきます！」と元気に家を飛び出したわが子、当たり前「ただいま！」と元気に家に戻ってくるとばかり思っていたわが子の姿が、もう二度と見られなくなってしまった親御さんの気持ちを想像すると、誰しも胸がかきむしられるのではないのでしょうか。

当然、そうした結果になったことは、指導者である教員をはじめ、学校関係者にとっても痛恨の極みでありましょう。しかし、そうした事態に直面した時、学校は組織防衛の姿勢に入ってしまうことがあり、被害者の立場に寄り添うことができなくなってしまうがちです。

学校安全に関する研修会に出席された先生方に、実際に起きた事例についてお話しする機会がよくあるのですが、そこでの学校側の対応の実例については、一様に「信じられない」「うちの学校ではあり得ない」などと口にされます。そして総嗣君が所属していた向陽高校の対応についてお話しすると、「感動した」「自分たちもそのようにありたい」と、必ずおっしゃいます。

しかし重篤事故の被害者たちの間では、「実は全ての学校には、有事の際に共通して用いる対応マニュアルがあるのではないか」と噂されているくらい、被害者家族が受ける対応は判で押したように同じものだと言われています。つまり、「事態を鎮静化」し、学校を「平常化」することばかりに全精力を注いでいるような行動を取るというのです。ある被害者遺族は「学校側は、被害者側をわざと疲れさせるような対応をして、あきらめてくれるのを待っているのではないか」とおっしゃいました。

いうまでもなく、「わが子になにが起きたのか」をすべて知るまでは、保護者としてはあきらめられるわけがありません。そうして学校側に適正な調査を求め続けるのですが、学校側はそれをのりくらりとかわします。「忙しくてそれどころではない」ということだとすれば、それは優先順位を間違えています。どのような危機管理の場面でも、人の命に関わることは最優先されなければなりません。もはや命がなくなっていたとしても、その「なくなった命」にかかわる事項は最優先されなければなりません。

先生方は、学校という組織に属することで、もはや自らの意志のみで行動することは許されなくなるのかもしれませんが、ならば、組織を構成する皆が同じ考えを持ち、正しく行動できる道を模索するしかないのかもしれませんが。皆が同じ考えを持つことが難しかったとしても、正しい考えを持

つ人が一人、二人と増えていくことで、風向きは変えられるのではないのでしょうか。

この冊子は、そうした願いを込めて作りました。なお、この冊子の表紙や本文中を彩る水彩画は、いずれも総嗣君が描いたものです。

またこの内容には、学校管理下の事故や、「事件」としかいいようのない暴力的指導によって大切なお子さんを亡くされた親御さんの意見が多く盛り込まれています。いずれも、体育・スポーツの指導をされる方、指導者を志しておられる方、教職に就かれている方、すべての方々に知っておいて頂きたい内容です。正しい知識を持つことは武器となり、そして防具ともなります。

スポーツを指導される方、これから指導者を目指す方は、子どもたちがスポーツを好きになり、自分に合ったスポーツと出会い、スポーツを通じて健やかで実りある人生を送るよう導く、とても素敵なお仕事を選ばれました。スポーツの持つ力を信じ、それを安全に伝え、一緒に喜び合う大切なお仕事に従事するということを、どうか誇りに思っていただけると幸いです。

南部 さおり

1. 安全指導のポイント



スポーツが苦手な子やその競技に興味を持てない子、ちょっと興味本位で入った子、運動部に入ったことを後悔している子 ― 部活動では、様々な子どもたちが一緒になって練習をしています。

先生自身はそのスポーツの醍醐味をよく知っていて、自分の指導で必ず子どもたちは部活動に夢中になってくれると信じておられるかもしれませんが、今も昔も、子どもは本当に自由な立場です。先生たちの思惑はそっちのけで、子どもたちは好きなように感じ、好きなように判断します。そのスポーツに憧れて部活動に入ったはいいけれど、「自分には向いてないかもしれない」、「イメージと違ってた」、「あの先輩がキライ」、「ウェアがダサイ」など様々な理由で、そのスポーツに対して早々に幻滅してしまうことも少なくありません。マンガを読んだり映画やドラマを観て、そのスポーツを「やってみたい」と入部したはいいけれど、基礎的な練習ばかりでちっとも実戦練習をやらしてくれないと、早々に入部を後悔しているかもしれません。

そしてモチベーションが下がってしまった子は、注意力も散漫になり、練習もおざなりになってくることでしょう。こうした時に事故が起きやすいということを理解した上で、先生は生徒一人ひとりの「やる気」「取り組む姿勢」に、きちんと留意しながら対応する必要があります。

みんなと同じように練習していてもなかなか上達しない子の中には、モチベーションが低くなっている子もいれば、何か他に心配事がある子、健康状態がよくない子、一生懸命やっているつもりでもダラダラしてしまう子など、色々な子どもが含まれています。こうした子どもたちの状態を常に的確に把握するということは、先生方には不可能だと思われるかもしれませんが、でも、部活動の中での生徒たちとのコミュニケーションがきちんと取れていれば、こうした「心配な状態」に、早くから気付くことができるはずです。

日体大の学生たちに部活動や体育の思い出について語ってもらう機会がありました。日体大というと、スポーツ万能のスポーツエリートばかりが

いるように想像されるかもしれません。しかし、私が担当しているクラスの中には武道の学部などがあり、武道は得意だけど球技は苦手とか、泳げないなどという子もいます。こうした子たちが母校に戻って体育の授業先生になることが夢だったりするのですが、その理由をきくと多くが「体育の先生／部活動の顧問の先生が楽しそうに教えてくれたから」といいます。先生がすごく楽しそうだったから、その先生が好きになり、憧れるようになった—と。

生徒に自分の大好きなことを伝えたくて仕方がない、できない子をできるようにしてあげたくて仕方がない、こういう姿勢を生徒に見せている先生は、生徒からみてとてもまぶしく、頼りになる存在になります。

逆に、日体大の中にも「体育教師にはなりたくない。体育の授業や部活動が嫌いだった」という子も少なからずいます。その理由をきくとほとんどが「理不尽な目にあった」「先生がすごく怖い人で、嫌々やっていた」「自分はできるからいいけど、できない子がかawaiiそうに思えていた」というものです。これは、先生の熱意が空回りして、生徒の目線に立つことができていなかったということかもしれません。

先生の中にはよく「体育／部活動中にふざけていたら大けがをする。そのために緊張感を持たせる指導をしている」ということをいう人がいます。しかし皮肉にも、こうした言葉をきくのは、裁判の中ということがとても多いのです。先生が厳しい指導をしていたことで生徒が委縮したり、やる気をなくしている中で事故が起きたり、心が傷付いてしまって学校に行けなくなり、やがて訴えられるような事態になるのです。こういう先生は、自分の中で「よい(好きな)生徒」「悪い(嫌いな)生徒」というはっきりとした基準を持っていることが少なくないため、先生から「嫌われている」と悟った生徒は、先生のいうことを素直に聞けなくなります。そうすると、先生からすれば当たり前の指導をしているつもりでも、生徒からは理不尽な攻撃に映ってしまいます。このように信頼関係が完全に損なわれてしま

うことで、本当に必要な情報がうまく伝わらず、事故が起こりやすい環境が出来上がってしまいます。

確かに体育やスポーツでは緊張感が必要な局面がたくさんありますが、だからこそ、生徒が素直に耳を傾けてくれるよう、先生の側にも生徒を尊重するという謙虚な姿勢を持って頂きたいと思います。

（１）部活動内のコミュニケーション

「休みを言いづらい」「休憩したいと言い出せない」「辞めると言いづらい」。これらは、実際に重大な事故が起こってしまった部活動に共通して、生徒たちが言っていた言葉です。

どうして、生徒たちにこのような言葉を言わせてしまうのでしょうか？ 先生が思い描く「部員像」を、生徒に押し付けてはいないでしょうか？ あるいは、部活動に「競技」という視点が入りこみすぎてはいないのでしょうか？

スポーツにおける「競技」という側面は、非常に団体志向的なものです。しかし、個々の生徒たちは団体の中のコマではありません。きちんとした自分の意思を持ち、好き嫌い、大丈夫と無理、楽しいと辛い、その時々で、自分の価値観に従おうとするのが自然なあり方です。団体のために個を押し殺すという局面は、「競技」においてはある程度は必要かもしれませんが、それには生徒にある程度以上の競技能力と、生徒自身のモチベーションが伴っていることが大前提となります。先生がいくら「生徒の競技力を上げてやりたい」と、本当に善意から思っていたとしても、生徒の側で競技能力やモチベーションが整っていなければ、ただの一方的な「押し付け」になってしまい、やがては「体罰」「ハラスメント」として認識されてしまいます。そうした環境の中で事故が起きた場合、法的判断はともかくとして、少なくとも事実上は、指導者である先生の責任となってしまうでしょう。また先生も、大きな事故を起こしてしまった以上、ずっとその事故の記憶がつきまどってしまい、指導が恐くなってしまうかもしれません。

スポーツにおいては、生徒自身にも、自分の体調管理をし、危険を回避する判断力が求められます。先生は、生徒自身の自己管理、危機対応能力を自覚させ、身に着けさせるための手伝いを、積極的に行う必要があります。また、生徒の体調が悪そうだ、ということに一番早く気づくのは、同じ生徒です。そのため、顧問の先生は、仲間の様子がおかしいことに気づいた時にはすぐに顧問に報告するよう、部員たちに指導しておくことも大切なことです。

優れた運動選手（アスリート）には自分の判断で決定をしながら動ける能力が何よりも大切です。そこでの自己決定を支えるものは「論理力」と「状況説明能力」であって、そのためには「自分の考えを言葉にする力」が不可欠の要素です。まずは部活動で、個々の生徒が「先生や先輩の顔色をうかがって自分の考えを口に出せないような雰囲気にならない」という環境作りが、明日のアスリートを育てるために、とても重要な要素なのです。

生徒自身が休みを必要としているのであれば、先生や他の部員は、その意思を尊重する必要があります。それぞれの生徒には、その年代に応じた様々な悩みやトラブルがあります。そうしたことを先生や部長、同じ部員に打ち明け、相談しやすい信頼関係や環境を作ることは、とても大切なことです。

「必要な休みを取れなかった」ことで選手生命を絶たれるような大けがをするという話は、いくつもききます。それならまだ、「不必要な休みをとったこと（サボリ）によって競技パフォーマンスが落ちた」という方が、その生徒の気持ち次第で、まだ取り返しがつく分、かなりましであると考えべきではないでしょうか。

（２）今の子どもの運動技能、体格・体力・能力差

今の子どもは、遊び方やライフスタイルが大きく変わったため、毎年、一日に歩く歩数が目に見えて少なくなってきました。2002年の調査ですでに、直立した姿勢で足の指が10本ともまったく地面に接地していない

子どもが小学1年生で約半数、6年生でも20%にのぼり、重心の位置が約30年前（当時から）に比べて2.6%も後ろ（かかと）側に移動していることが分かったそうです。こうした不自然な立ち方が、ふくらはぎや太もも、腰などの筋肉の発達を遅らせ、長時間立ってられない、長く歩けない、すぐにバランスを崩す、転ぶときに地面に手を出す時間がかせげず顔から落ちてしまう... こうした現象を生み出してきているということです。調査から16年以上たった今、こうした状況が改善されているとは思えません。

また、筋肉のバランスが悪いと、自然に姿勢も悪くなります。背筋をぴんと伸ばして座る子が少なくなったという印象を持つ先生も少なくないでしょう。いまは小学生でも「肩がこる」「腰痛」などの自覚症状を訴えています。すぐに「疲れた」「だるい」と言う子も増えています。

なお、文部科学省が実施する、子どもたちの体力テストの項目から「背筋力テスト」が除外されていることは、ご存知かと思います。これは、「背筋力調査をやると、腰を痛める子が続出する」ということだそうです。

このように、今どきの子どもたちのカラダは、明らかに私たちの子どもの頃とは違ってきているのです。

また、2012年から中学校の体育授業で武道が必修化されましたが、剣道で基本となる「蹲踞」ができない子が少なくないとの報告もあがっています。これは恐らく、和式トイレがなくなったことや、椅子に座る生活スタイルとなったために、「しゃがむ」という姿勢をとることが極端に少なくなったことが影響しているものと思われます。

そのようなことから、今の子どもは股関節が非常に固いといわれています。股関節が固いと、身体の柔軟性が損なわれてしまい、身体を曲げる時にうまく重心を移動することができずによりけたり、転んだりします。

そして、今の多くの子どもは、柔軟性、筋力だけでなく、バランス感覚や「身体感覚」が著



蹲踞(そんきょ)

しく損なわれているようです。それは、小さい頃から友達と身体同士を互いにぶつけあったり、自分の全身を使った遊びをする機会が極端に減ったからだと言われています。

幼児の頃から運動習慣を得ていなかった子どもは、絶対的に運動が苦手となり、さらにその「苦手意識」が災いして、極端に運動を恐がり、委縮してしまい、かえって自ら事故を招いてしまいます。こうした子どもには、きめ細やかに対応してあげることが大切で、「運動の時にリラックスすること」を身に付けさせ、「運動の成功体験」を積み重ねられるような工夫をしてあげて欲しいと思います。

（３）個々の生徒の体力・技能に合わせた指導方法

学校には、小さい頃から習い事でスポーツに親しんでいる子と、「運動らしい運動をほとんどしたことのない子」とが混在しており、同一の運動種目を一斉に指導することは非常に困難な状況のようです。

また、クラブチームや町道場などでその競技を経験している子どもと、全くの初心者の子どものとでは、ほとんどの場合、基礎体力や技能はもちろん、その部活動への参加動機や意欲もまったく異なります。「中学生になったから、対外試合で名前を上げるぞ！」と息巻いている新入生A君もいれば、「身体が弱いから基礎体力をつけたい」「体力に自信がないけど、友達が入部したから」などという理由で参加する新入生B君もいます。そういった場合、A君が部活動に期待することは、先輩たちに交じってレギュラーの座を勝ち取り、団体戦に出場して好成績を残すことでしょうし、B君が期待するのは「無理せず、体力や基礎を身に着けること」でしょうから、少なくとも部活動の最初の段階では、当然、部活動での指導の仕方や練習の内容は、A君とB君では違ってくるはずです。

先生方としても、ボランティアで部活動を指導しながら、校務も忙しく、なかなか顧問と副顧問が揃って練習に出ることができないという場合は多いでしょう。また、部活動に力を入れている私立の学校では外部コーチを

多く雇うことができるかもしれませんが、公立学校ではなかなかそうはいかないでしょう。

さらに、いわゆる「強豪」と言われるチームを率いていたり、個人戦で優れた成績を収める部員がいる部活動の先生に対しては、当然生徒や保護者、学校からの「部を強くすること」「部活動のレベルを上げること」という期待は大きくなることでしょう。

そうした中で、指導者が向かいがちな誤りが、「B君を、A君と一緒に練習できるレベルまで早く引き上げようとする」とことです。とにかくB君のモチベーションを上げ、自分で努力できるようにと、実力がまだ伴っていないのに対外的な試合に出場させたり、学校同士の合同合宿に参加させ、皆と同じような練習をさせるなど、B君に無理をさせることで部のボトム・アップをしようとするのです。しかし、こうした「初心者に無理をさせる」指導方法は、事故や部活動内のいじめ・体罰を助長します。また、B君に痛い・怖い思いをさせることでやる気をなくさせたり、その競技を嫌いにさせてしまったりします。

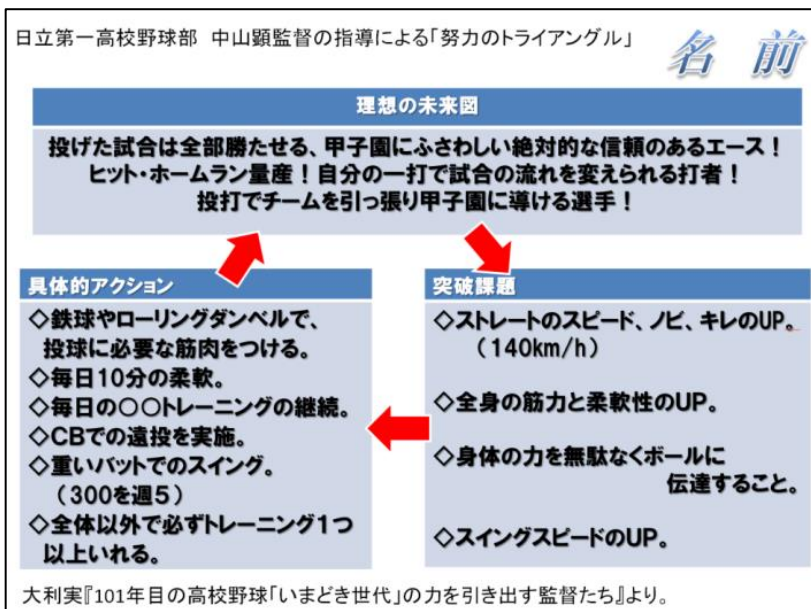
B君が必要としているのは、徹底した筋肉トレーニングや走り込み、柔軟体操、基本練習などです。もしB君のような新入生が何人かいるのであれば、練習のグループを分け、数か月間は徹底して初心者用の別メニューを行うのが理想です。B君のような子が1人ないし2人程度なのであれば、別の部活動の顧問と協力し合って、合同で初心者の「筋力・体力作りグループ」の指導を行うという方法もあり得ます。初心者の生徒が、一人ひとり無理なく、楽しく基礎体力をつけながら、徐々にその種目固有の基本動作を取り入れていくという工夫が必要です。体力作りグループの指導は、最初は経験豊富な体育の先生が行うことが望ましいですが、徐々に慣れてくれば、運動が苦手な先生が生徒と一緒にやって行ったり、部長や副部長など、部員が交代して行うなどの方法も考えられます。また、指導者の人数が足りないのであれば、筋肉トレーニングや柔軟体操をしながら先輩たちの練習を見学させたり、その種目の特性や「どうすればうまくできるか」

を考え、話し合うなど、無理なくその部活動へのモチベーションを上げさせるような様々な工夫がなされるのがよいと思います。

忘れてはいけないのは、初心者者の指導においては、無理や負担をかけず、楽しく体力作りをさせ、基礎的スキルを身に着けさせることが、最も大切だということです。

（４）「長期的な視点」で指導を行う

これは、日立第一高校野球部の中山顕監督が部員たち 1 人ひとりに描かせている「努力のトライアングル」です。「理想の未来図」として、将来その競技にどのように関わっていくのかを描かせ、その目標に向けて突破すべき課題を挙げさせ、さらにその突破課題に向けてどのように努力するかを「具体的アクション」として挙げさせ、日々実践させるということです。



これは、高校野球にありがちな、指導者が生徒を「仕立て上げる」指導とは一線を画しています。個々の生徒の将来の展望はそれぞれ多彩でしょうし、それに向けて行うことのできる具体的な努力の内容も様々です。それを意識しながら、あえて「自分を鍛える」という視点で、それぞれの生徒に自己目標と自己課題を設定させるのです。野球に限らず、すべてのスポーツにおいて、競技力を伸ばすためには「いわれたことをこなす」ではなく、「理想の自分の実現に向けて、いかに自分に厳しくあるか」という姿勢が求められます。部活動を通じてそうした姿勢を学ぶことができるとすれば、それは人生におけるかけがえのない財産になるはずです。ここで例示したトライアングルは甲子園出場に向けられたものですが、例えば理想の未来図は「勉強と部活動を両立しながら第一志望の学校に合格する！」でも、「地区大会にレギュラーでベスト8！」でも、その子に合った目標でいいのです。大切なことは、それぞれの子が自分に合った目標を持ち、そのためにどうすればいいのかという具体的なビジョンを持たせることなのです。

部活動の場合、指導者はどうしても「三年間で結果を出してやりたい」と考えがちです。野球をはじめとして、全国大会に向けてトーナメントを勝ち抜くというイベントのあるスポーツでは、どうしても「負けたら終わり」という焦りがつきまといます。そのため指導者は、「絶対にミスは許さない」という指導をしがちです。しかし、その年のトーナメントで敗れたとしても、生徒たちのスポーツ人生が終わるわけではありません。指導者が関わるのがわずか2年数か月間であっても、生徒たちは異なるステージに進みながら、それぞれの生活の中でスポーツと関わってゆきます。そのためにはどうか、「ミスすること」を恐れて委縮するあまりに、そのスポーツを嫌いになってしまうような指導をしないで頂きたいと思います。いくら叱っても、罵っても、そのミスは取り返すことができません。そうであれば、生徒と一緒にミスを悔しがり、そして次のチャンスに頭を切り替えるほうが、よほど生産的で前向きです。

（５）根性論、経験ではなく「科学的指導方法」を考える

海外のジャーナリストやスポーツ科学の研究者から「日本人は幼い頃から『我慢』や『根性』が美德とされているから、スポーツで無理をしがちなのではないかと、よく聞かれます。「我慢」や「根性」は、gaman、konjo と、日本語のままです。どうやら外国人は、それらを日本人だけが持つ、何か特殊な心性であると考えているようなのです。こうした外国人の理解は、端的に言えば、日本のスポーツ指導の前近代性・非科学性を表しています。

一部の武道などを除き、多くの部活動で行うスポーツは国際的な共通ルールの下で競技されています。したがって当然、世界に通用する競技者（アスリート）を養成するためには、国際基準となるような科学的トレーニング方法が採用されるべきです。

確かに、練習量は端的に強さに直結する面もあるかもしれませんが。努力をすればするほど、結果が伴うという経験をしたアスリートも少なくありません。ただしその「努力」は、きちんとした根拠に基づいたものである方が、より大きな結果に結びつきます。「持久力がないから、走り込みを強化する」「動きに無駄が多いから、体幹を鍛える」など、弱点を克服するためにどのような努力が必要であるのかを、きちんと理解した上で課すべきです。

ところが、日本の学校で生徒にスポーツを教える先生方の中には、小中学校から大学卒業まで専門的にその競技をやってきたという保健体育の先生から、その競技についてほとんど知らず、運動やスポーツについて学んだ経験がまったくないまま顧問になった先生まで、様々な立場の先生が含まれています。そして、学生時代から優秀な競技者であった先生は、自分の競技経験に基づいて生徒たちに競技を教えようとしがちです。他方で、その競技の経験もスポーツ指導もまったく経験のない先生は、それまでその部活動で脈々と受け継がれてきた練習方法をただ追認しがちです。いずれの指導方法完全な誤りだと言えるわけではありませんが、いずれの先生も、

個々の生徒、とりわけ初心者や上達の遅い子に対する目配りが十分にできない可能性が高くなります。

また、先生ご自身の経験であれ、それまでの部活動の習慣であれ、生徒たちには、その競技において「自分の頭で考え、言葉にし、伝える」能力を養う指導がとても大切です。経験だけに頼っていると、どうしても「身体で覚える」といった練習方法がメインとなってきてしまいます。そうすると、「今部員たち全員がせっせと取り組んでいる練習は、何がどう大切なのか、何を目指しながらどう工夫していけばいいのか」といった進歩や発展性の余地がほとんどなくなってくるのです。

正しい競技の実践を次世代に伝えるためには、身体の動作や感覚のみに頼るべきではなく、まず指導者がその動きや技の理を言葉によって表現し、生徒に理性的に考えさせ、納得させることが必要であり、世界のスポーツにおけるコーチング理論は、こうした考え方に基づいています。例えば、野球で「ボールをよく見ろ」と指導された生徒は、一生懸命ボールを見てバットを振ります。それでも、ボールはバットに当たりません。そこで「もっとよく見ろ！」と叱っても、生徒のバッティング技術が向上する見込みは少ないでしょう。そこで生徒は、「ボールの縫い目は見えた？ どういう回転をしてた？」と聞くことで、ただボールを目で追うのではなく、ボールの回転を意識するのだと分かります。そう、生徒のバッティング技術が向上しないのは、アドバイスのための言葉がけが適切でないことが少なくないのです。

したがって、「失敗」した生徒に、「平手打ち」や「罵声」を浴びせるなどもつてのほかであって、その生徒に対して、なぜ「失敗」したのか、その「失敗」がなぜ許されないのか、どのようにすればよかったのかなどを、具体的に言葉で説明し、納得させない限りは、その生徒が積極的にその「失敗」を回避する方法を考え、身に着けることは、とても困難です。このことは、後の3(1)「スポーツとスパルタ指導、「しごき」」の項で詳しく触れます。

そのスポーツにはそのスポーツ特有の「理」があり、それぞれ、すぐれたコーチや指導者たちによってよく研究され、分析されてきています。こうした「ス

パーツ理論」「科学的手法」については、様々な書籍で学ぶことができますし、世界的なプロチームやアスリートの練習方法、上達のための工夫などについて、インターネットなどで手軽に情報を得ることもできます。私は、ある部活動での体罰事例に関して、調査委員会から「望ましい指導者について」意見を求められたことがあります。私自身、そのスポーツにはまったく詳しくなかったのですが、その競技の「名指導者」に関する本を読みあさったり、インターネットでその競技での「グッド・コーチング」を調べるなどして、ある程度の知識をつけることができました。別の機会に、そこで得た知識を指導者にお話ししたところ、「それは画期的な指導方法だ」と膝を打ち、是非今後の指導に役立てたいと言って頂きました。その気になれば、スポーツ指導に役立つ情報はいくらかでも手に入ります。

「ただ、がむしゃらにやる」という部活動の運営方法は、やがて生徒を疲弊させ、「こんなに苦しい思いはもうしたくない」という気持ちにさせることにもつながります。先生は、生徒たちのやる気を引き出し、効果的にその能力を高めるコーチング技術を、是非積極的に取り入れるようにして下さい。自分の熟知していたはずの競技に対する新たな考え方に触れ、目からウロコとなるかもしれません。

（６）事故が起きやすい時期

新部員の事故は、５・６・７月頃に集中するということが経験的に知られています。これは、新しい部員が入部してから、本格的な活動を開始するようになるのがこの時期であり、またこの頃、新入生部員が上級生部員たちと同じ練習メニューに参加するようになるからだと思われます。また、この頃になると、部によっては春季大会や地区大会などが集中し、そこで１年生部員に試合デビューさせようとする顧問も多いようです。しかし、上記のように、新入生部員たちはまだ技術が未熟であり、習得度に個人差も大きい時期だといえます。また、試合という明確な目標があるため、練習内容も激しくなりがちです。

さらに、夏合宿中にも事故は起こりやすくなっています。中学校の部活動での夏合宿は認められていない自治体も多いようですが、いずれにしても、部活動で実施される夏合宿は、特に注意が必要だといえるでしょう。

夏合宿は、いつもと違う環境で生活・宿泊をするため、夜眠れない、枕が合わず疲れが残る、食べ物が合わないなど、体調に変調を来しやすくなります。また、一日中部活動のことばかりに専念するのですから、身体的・精神的な疲労もたまりやすくなります。顧問が、計画したスケジュールをこなすことばかりに意識を集中してしまい、個別の生徒のコンディションや練習環境に適切に配慮できなくなることもあります。さらに、活動中に体調を崩したりけがをした生徒が一人でも出ると、見知らぬ土地の病院にその生徒を連れていき、付き添いながら家庭に連絡を取るなど、合宿中の指導体制に穴が空いてしまうことになり、残された生徒たちが混乱をきたしてしまうこともあります。

したがって、この時期および高校での夏合宿中には、特に新入部員に対して無理のない練習計画をたて、部員が体調の不調を訴えやすい環境を作

ることが大切となるのです。できるだけ2人以上の教員で練習をみることやマネージャーの活用、「生活係」として複数の生徒を担当させるなどし、生徒の個別のニーズに対応できるようにすべきでしょう。

さらに、冬場の練習にもリスクがあります。冬は気温が低いため、身体から熱が奪われないように筋肉が緊張し、柔軟性が低下します。また、筋肉が冷えた状態でトレーニングをすると、無理に伸び縮みをさせることになり、筋肉や靭帯、腱を痛めるなどのケガをする原因となります。ウォームアップウェアを着用して最初にウォーキングや軽いジョギングを行ったりして、筋肉と身体を温めてからストレッチを始めるようにす

べきでしょう。



また、冬は寒冷の影響で体温の発散を防ぐために血管が収縮して血圧が上がりやすくなり、心臓への負担が大きくなります。心筋梗塞や狭心症、心不全といえはお年寄りの病気であると考えがちですが、学校管理下での児童・生徒の突然死は毎年起きており、その大部分が心臓性の疾患であることが知られています。寒い時期に行うランニング練習やマラソン大会などの際には、子どもであっても急な心停止が起きるケースがあるということを十分意識した上で、先生方は救急救命の研修を受けた上で、すぐにAEDを使用可能な状態にしておく必要があります（「2（3）心臓への負荷」参照）。

また、冬は乾燥が非常に強いため、皮膚や粘膜、呼気などから水分が奪われやすい環境であるともいえます。「トイレが近くなるから」と水分補給を控えることも少なくないため、気づいた時には脱水症状に陥っていることもあります。

冬特有の感染症を防ぐためにも、水分はこまめに摂ることを心がけて下さい。



TOPIC 増加する「指導死」

教師・指導者からの指導・叱責をきっかけにして、生徒が生きる希望を失い、衝動的な自死に至る、いわゆる「指導死」の存在が認知されてきました。自死に至る以前で、不登校になった事例はさらにたくさん存在するものと思われます。もちろん、教員が「指導」として必要な限度で生徒に「懲戒」を加えることは、学校教育法 11 条で認められた行為ですし、スポーツ指導においても「指導」が必要となる場面は少なからずあると思います。

しかし、この「指導」や「懲戒」の内容が必要な限度を超えていたり、方法として相当性を欠いたり、生徒の人格を貶めたり否定するようなものであれば、もはや「指導」ではなく「パワハラ」、「心理的虐待」となってしまいます。

それが「指導」なのか「パワハラ」なのかは、まずは受け手の認識に委ねられます。したがって、教師・指導者は、「自分は正当な指導を行った」と思っていたとしても、生徒を帰す前に一度、相手がどう受け取っているかに立ち返る必要があります。そして最後には「君のことが心配だから」「大切に思っているから」と励まし、勇気づけ、別れ際にはお互いが笑顔になれるように努めて欲しいと思います。

とはいえ、現場の先生方からは、「そんなことでは指導にならない」「そんなことをしているとどこまでも付け上がり、けじめがなくなる」などの声が上がることと思います。でも、先生がきちんと教師として生徒に信頼されているのであれば、生徒はきちんと指導として受け止めますし、付け上がるようなことは絶対にありません。

何か失敗をしてしまったことで指導者の信頼を失う危機に瀕した子どもは、親の愛を失うのと似た恐怖を味わいます。そして指導者からの叱責が、そのまま自己存在の危機となってしまうのです。もしここで指導者が生徒を安堵させるような温かみを見せていたとすれば、生徒は十分に反省し、過ちを繰り返さないと決意することができるはずであって、少なくとも「消えてなくなりたい」「恥ずかしくて生きていけない」という心情にはならないはずです。

2. 注意すべき医学的コン ディション



（１）頭部外傷

１）脳震盪

よく「脳震盪は一過性のもので、何の後遺症も残さない」「魔法の水をかければ治る」「活を入れればすぐ元に戻る」などということが言われてきていました。しかし実際には、「脳震盪を受けると、かなり長期間にわたって神経的（脳機能的）なダメージが残り続ける」ということは、すでに1960年代頃には、米国で広く知られていました。1970年代頃には、「脳震盪は繰り返すほどに重篤な障害を起し得る」ということや、「脳震盪を起こした後は情報処理能力がかなり低下する」ということが分かってきていました。そのため、米国では現在、原則として、「脳震盪を起こした選手は数週間、競技からの離脱が必要である」との考え方で一致しています（以下、「セカンド・インパクト症候群」参照）。

脳震盪は、頭部への直接的または間接的な衝撃（例えば、柔道の投げ技で背中から落ちたり、他の選手と身体がぶつかったことで、頭部が激しく揺さぶられた場合など）によって、脳が頭蓋内で変位・変形することで「脳内環境が化学的変化を起こす」ことです。全体で千数百億もの神経細胞

（ニューロン）によって構成されている脳は、きわめて外からの衝撃に弱い臓器であり、衝撃を受けた場所、外力の程度、方向などによって、様々な反応を示します。ですから、「脳振盪で起きる典型的症状」を一生懸命覚えることは、却ってそれ以外の症状を見逃すことにもつながりかねません。また、脳震盪の症状は、意識喪失、ぼーっとしている、動きが鈍い、言葉づかいがいつもと違って雑になるなど、外から見て分かる場合もありますが、「自覚症状」が重要となってきます。

わが国で「脳震盪」といえば、短時間の意識喪失や健忘（「何が起こったのか分からない」）がその主な症状だと考えられてきていましたが、実際の「脳震盪」の大部分では、明らかな意識喪失は起きていないことが知られています。むしろ、「意識喪失」があった場合、それがごく短時間であったとしても、その脳震とうは「重症」に分類され、競技復帰には細心

の注意が必要となります。1991 年に出された米国コロラド州の医学ガイドラインでは、意識喪失を伴う重症脳震盪の場合、「試合を中断し病院へ搬送する。2 週間無症状が続けば 1 カ月後に再開可能」とされているほど、長期間の休養を求めています。

意識喪失がない場合であっても、脳震盪は、頭痛やめまい、ふらつき、脱力感、食欲不振、吐き気、記憶障害、見当識障害、注意力や理解力の低下など、きわめて多彩な症候をもたらします。私は、学生たちに対して「頭を強く打った後に、何か自分の感覚に『違和感』を感じたら、それは全部脳震盪の症状だと思うように」と伝えています。

また、頭部を打ってから 15 分間は、安静にして動かさないようにすること、そしてその状態で生徒に話しかけ続けることが推奨されています。話しかけないと、どのような変化が起こっているのか、あるいは起こっていないのかわからないからです。少なくとも 15 分間はできるだけたくさん声をかけ、めまい、頭痛、吐き気、耳鳴り、意識の混乱や錯乱状態、呼吸や脈の異常などの症状が出てこないかを確認しましょう。

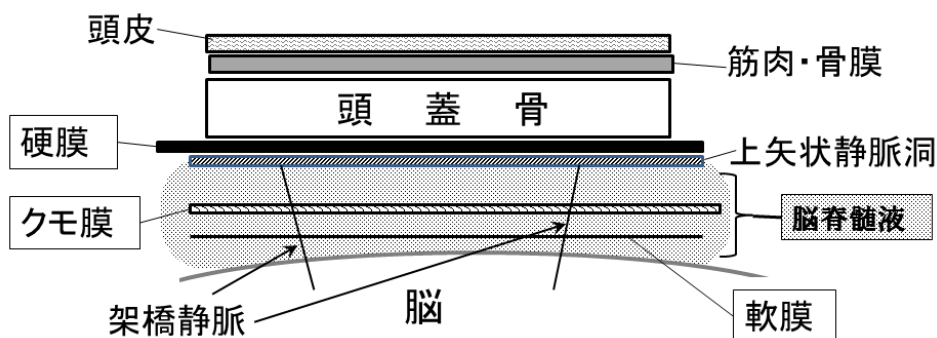
「頭を打ってから、なんかぼーっとする」「頭痛が取れない」「何かむかむかする」「視界が明るく感じる」など、少しでも気になる症状があれば、専門医を受診させるようにして下さい。また、専門病院で CT や MRI を撮っても、何らの異常も見つからない場合はよくあります。脳震盪は「脳内の化学変化」なのですから、出血や骨折などとは異なり、画像で見て判断がつくものではありません。

頭部への衝撃や急激な揺れを経験し、少しでも気になる症状があったのであれば、原則として部活動を中止し、「症状が完全に消えてから 1~2 週間は休養期間とし、その後徐々にストレッチや筋力トレーニングなど、頭部に負荷がかからないような運動方法からの段階的な復帰をするようにして下さい。

なお、脳振盪後の段階復帰については、各競技団体がガイドラインが定められているところもありますので、脳振盪が起り得る競技の指導者は、あらかじめ、その情報にアクセスして備えておくことが重要です。

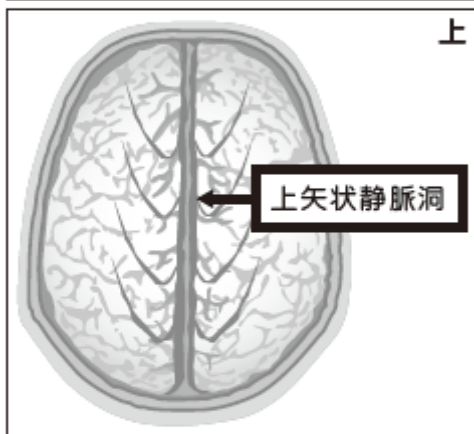
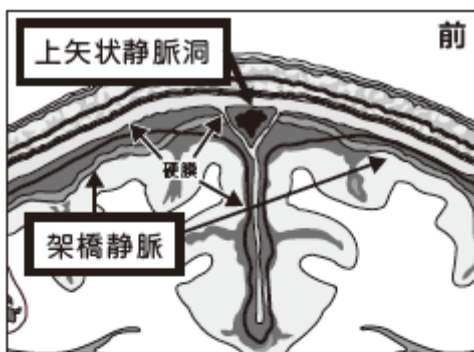
2) 急性硬膜下血腫

脳は、3層の「膜」と「脳脊髄液」に守られた状態で、硬い頭蓋骨の中に納まっています。頭蓋骨の内側は、「硬膜」という硬い膜で裏打ちされており、その直下に「クモ膜」があり、さらにその下には脳を包む、薄い「軟膜」があります。クモ膜と軟膜との間は「クモ膜下腔」という繊維性の網のような構造になっていて、脳脊髄液で満たされています。



そして、「架橋静脈」は、名前の通り、頭蓋骨に張り付いた硬膜の構造物である「上矢状静脈洞」と「脳」との間を架橋する（つなぐ）静脈です。

ところで、頭部が何かの衝撃を受けた時、頭部は衝撃のエネルギーの方向に大きく動きます。例えば、突然背中から体当たりされると、頭はまず体から遅れて後ろに残り（後屈し）、次に前方に大きくつんのめってしまいます。そうすると、頭蓋骨は前後方向に大きく揺れるのですが、脳脊髄液の中に浮いた状態の脳は「慣性の法則」によりその場にとどまろうとします。



たとえば、水を張った
タッパーの中にお豆腐を入れ、
タッパーに衝撃を加えたとな
れば、タッパーの中のお豆腐
はタッパーの動きに遅れた鈍
い動きをします。そうすると、
タッパー（頭蓋骨）と豆腐（脳）
との間の空間にずれが生じる
ことが分かります。「架橋静
脈」は、頭蓋骨と脳との間を
つなぐ血管ですので、このず
れによって、大きく引き伸ば
されることになります。そし
て、引き伸ばしがある限度を
超えたところで、プツンと切
れてしまいます。この「架橋
静脈」がクモ膜の下で切れる
と「クモ膜下出血」になりま
すし、硬膜の下で切れれば「硬
膜下出血（血腫）」になりま
す。そして頭蓋骨の構造上、
外傷性の架橋静脈の破綻のほ
とんどは、「硬膜下血腫」と
なります。

左の図で説明しますと、「上
矢状静脈洞」は頭蓋骨を裏打
ちする硬膜にくっついていて、
頭のてっぺんで前後方向に走

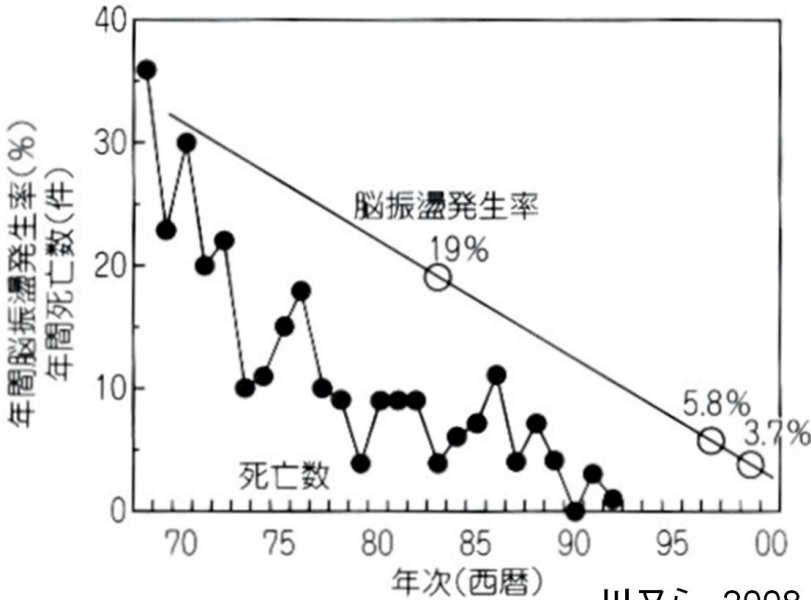
る、管のような構造物です。そして「架橋静脈」は、脳のあちこちからの血液を集めてきて、その血液を上矢状静脈洞に送り込む役割を果たす血管です。この「架橋静脈」は非常に細い血管ですので、頭部の急激な動きによって頭蓋と脳との間にずれが生じると、引っ張られ、ぷつんと切れてしまうことがあります。

外傷による頭蓋内の出血には、この架橋静脈が切れてしまうタイプの出血と、「脳挫傷」を起こしてしまうタイプの出血とがありますが、スポーツ中に起こる出血の大部分が、架橋静脈断裂タイプの急性硬膜下血腫です。したがって、スポーツ、特に「コンタクトスポーツ」と呼ばれる、競技者同士の身体がぶつかりあったり、腕や足などが激しく接触したりするようなスポーツ、さらには球技や体操など、頭を打つ可能性のあるスポーツでは、頭に衝撃が加わらないよう注意が必要となるのです。これは、脳震盪の場合とまったく同じです。

次頁の表は、アメリカン・フットボール競技によって死亡した年間人数と脳震盪発生率の関係について示したものです。1970年頃には、同競技での年間死亡者数は30人以上にのぼっていました。当然アメフトは激しいコンタクトがメインとなる競技であり、危険であるからこそ、ヘルメットやフェイスマスク、2kg前後あるショルダー、体のあちこちに着けるパッド類などの防具の装着が義務付けられています。でも、いくら防具をまとったとしても、堅いヘルメットをかぶったとしても、首を固定しない限りは、他の選手との不意打ちのコンタクトによって頭部が激しく揺さぶられるような動きを防ぐことはできません。そのため、アメフトにおける急性硬膜下血腫の発症は、「仕方がないこと」と考えられてきました。しかし、医学者が脳震盪の発生と急性硬膜下血腫の発生との間に関連性がある、つまり、脳震盪を起こした選手は急性硬膜下血腫を起こしやすいということに気付きました。そこで、指導者や選手たちに脳震盪を予防するための啓発を行い、脳振盪を起こした選手は十分に休息をとらせ、慎重に段階的復帰をさせることで、急性硬膜下血腫で死亡する選手がどんどん減って行き、

90年代にはゼロの水準にすることができたのです。つまり、脳振盪への徹底的な対策を講じることによって、急性硬膜下血腫は防ぐことができるのです。

アメリカンフットボールによる 年間死亡数と脳振盪の発生率



川又ら 2008

特に急性硬膜下血腫が起りやすいスポーツとしては、柔道、ラグビー、アメリカン・フットボール、サッカー、ボクシング、スノーボードなどが知られていますが、もちろんそれ以外のスポーツでも、選手が頭部に衝撃を受けないように留意し、予防する必要があります。

そして、選手が頭に衝撃を受けた場合、直後から意識障害や脳震盪を思わせるような症状が一見みられなかったとしても、その日の練習は休ませ

なければなりません。そして、まる一日は様子を見て、何か異変を感じたら小さなことでも申告させ、ただちに医療機関につなげることが必要です。

また、硬膜下血腫にも出血がじわじわと広がるタイプのものがあるため、顧問の先生は、その生徒の保護者に連絡し、自宅で十分経過を観察し、頭痛や吐き気など、何らかの異変がみられるようであれば、すぐに専門の病院を受診するよう、十分をお願いしておいて下さい。

TOPIC 児童虐待と急性硬膜下血腫

児童虐待で子どもが亡くなる時に多い死因が急性硬膜下血腫です。小さな子どもの頭を殴ったり、頭から床や布団に叩きつけるような場合はもちろんですが、「乳幼児揺さぶられ症候群 (Shaken Baby Syndrome)」という、赤ちゃんに対する特殊な暴力でも起きます。これは、生後6ヶ月未満の赤ちゃんを抱きあげ、前後方向に激しく揺さぶることによって、赤ちゃんの頭蓋内で脳が揺れて起きるとされています。この月齢の赤ちゃんは首が据わっていないことや、脳の神経細胞が髄鞘化（神経細胞同士がネットワークを結ぶ際に、軸索という線維が髄鞘という絶縁体で包まれることに



よって情報伝達のスピードが速くなること) していないため脳が柔らかいこと、赤ちゃんは大人と比べて脳と頭蓋骨の間が広く開いていることなどから、「揺さぶり」という力によって脳がより変形しやすく、脳と頭蓋骨がずれやすいため、架橋静脈が切れてしまうのだと考えられています。

3) セカンド・インパクト症候群

頭部外傷に関して最近話題になっているのが、「セカンド・インパクト症候群」です。これは、頭部に衝撃を受けた後、十分な休息を取らないまま、再度頭部に衝撃を受けることで、きわめて重大な脳浮腫（脳が腫れあがってしまう症状）を発症するというものです。この現象の原因としては、いくつかの医学説がありますが、一度目のインパクトによって脳の血管の機能が損なわれ、血液循環動態に異変が起きていたところに、二度目のインパクトが加わることで、脳の血管が果たしている脳内の水分調節の機能が異常を来してしまうためではないかと言われています。また、2度目の頭部インパクトで急性硬膜下血腫が起りやすいということも、経験的に知られてきています。

「脳振盪」の項目で見たように、脳振盪後は多彩な症状が現れますが、一般に、運動能力や認知・判断能力が低下するものと考えられています。つまり、脳震盪の影響で普段通りの動きができなくなっているのに、そのまま試合に出たり、コンタクトを伴う練習を行うことで、普段通りの防御の動きがとれないために、ささいな衝撃でもまともにくらってしまい、脳が大きく変形して血管がダメージを受けやすくなるのかもしれません。

また、そもそも最初の衝撃によって脳の血管が傷つけられていたために、二度目の衝撃で血管が切れやすくなっていたのではないかという、医学的な報告もあります。

なお、こうした詳しい医学的機序は置いておいても、少なくとも、頭部に衝撃を受けた後は、すぐに部活動に復帰させず、気分の変調などが見られないか、慎重に経過観察すべきだと言われています。脳震盪のところでも詳しく述べた通り、慎重かつ段階的な運動復帰を心がけるようにしなければなりません。

実際、最初の頭部への衝撃の直後から頭痛があり、しばらく頭痛が残っていたにもかかわらず、部活動に参加したことで、急激な急性硬膜下血腫を発症してしまったという症例が複数見られています。頭を打った後に頭

痛がある場合には、すでに軽い（小さな）硬膜下血腫を発症している可能性もあるため、絶対安静にし、いつまでも頭痛が残るようであれば脳神経外科の専門医を受診するようにして下さい。

ただし、前にも述べたように「脳振盪」は自覚症状がメインとなるため、脳神経外科専門医を受診してもはっきりとした診断が受けられなかったり、部活動の再開については自己判断に任されることも少なくないとききます。そのため、コンタクトを起こしやすいスポーツを担当している先生は、地域で脳震盪やスポーツ用部外傷の診断を標榜している信頼できる脳神経外科を調べておくべきでしょう。また、生徒が頭を打った時にはできるだけ受診に付き添い、医師に対して受傷状況などについて十分に情報提供を行い、また情報を得ておくなど、日頃から連携しやすい関係を構築しておくことが望ましいでしょう。

医療機関連絡票

受傷日時・場所

受傷時の状況

受傷直後の状況

部活動顧問として、医師に聞きたいこと

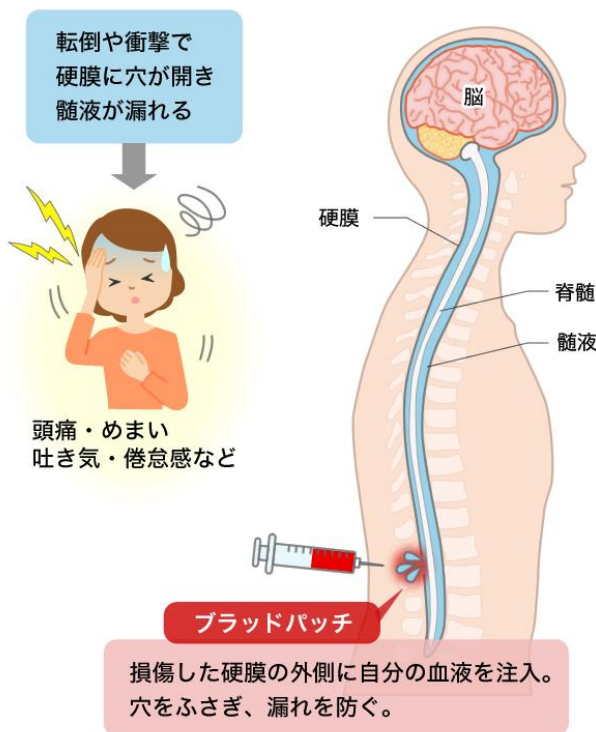
病院に付き添うことができなかったとしても、例えば左のような連絡票に必要な事項を記載し、生徒に持たせるという方法も考えられます。正確な診断のためには、受傷時やその直後の状況の正確な情報は多い方がいいでしょう。



4) 脳脊髄液減少症／低髄液圧症候群

脳や脊髄の周り（脳脊髄腔）には脳脊髄液が存在していますが、脳脊髄液減少症は、その名の通り、この脳脊髄液が持続的ないし断続的に減少してしまうことで、頭痛、頸部痛、めまい、耳鳴り、倦怠感などの症状を訴える疾患を指します。脳脊髄腔をおおっている硬膜に、何らかの理由で亀裂などが生じ、脳脊髄腔から脳脊髄液が漏れ出すことが原因だと考えられています。

脳脊髄液減少症とブラッドパッチ



柔道の練習中、背中や頭を強打した後で激しい頭痛が起ったというケースのうち、数例において、この診断がついたという報告がされています。こうした場合、ただちに脳の外傷を疑って画像検査を行うこととなりますが、頭部には異常が見つかりません。頭部外傷のみを疑っていたのでは、なかなかこの症候群の診断には行き着かないのです。

確定診断のためには、RI 脳槽・脳脊髄

液腔シンチグラムという特殊な検査を行い、髄液がクモ膜下腔外に漏れ出

していることを確認することになります。そのため、こうした検査に対応している病院を見つける必要があります。

治療法としては、まずは安静に横になっておくことと、十分な水分摂取を行うことです。点滴による水分補給が必要な場合もあります。約2週間こうした状態を続けても症状が改善しない時には、硬膜外自家血注入（ブラッドパッチ）療法を行うことで、劇的に改善がみられることもあります。

ただし、この診断や治療方法に対して懐疑的な脳神経外科医もおり、まずはインターネットなどで脳脊髄液減少症の治療実績のある医療機関を探すことが必要だといえるでしょう。

また、ブラッドパッチ療法は誰にでもすぐに効くというものでもありません。様々な治療法を試みても一向に症状が改善されず、学校復帰もままならないということも少なくありません。

東京脳神経センター病院正常圧水頭症センターのホームページには、以下のような多彩な症状が列挙されています。

疼痛	頭頸部痛、背部痛、腰痛、全身の痛み（線維筋痛症）
脳神経の症状	めまい、耳鳴り、聴覚過敏、眼痛、目のかすみ 目の焦点が合わない、視力低下、複視、光過敏 味覚障害、嗅覚障害
メンタル症状	筋力低下（握力低下）、歩行障害、全身倦怠感（慢性疲労症候群）、記憶力低下、集中力低下、不眠 気分の落ち込み（鬱）
自律神経症状	下痢（水のような下痢）、便秘、失禁、リビドーの低下、体温調節異常、異常な発汗、ひどい寝汗 血圧や脈拍の異常（起立性調節障害）
免疫異常	食物アレルギー、花粉症など

また、同病院では、数多くの症例より、独自に以下の診断基準が用いられているようですので、参考にしてみてください¹。

1. 頭痛は単一の症状ではなく、めまいなどの多彩な症状を伴う。
2. 症状は外傷から1週間以内に発症している。
3. 症状は発症から3ヶ月以上続く。
4. 症状は立位を保持すると悪化し、横になると軽減する。
5. 症状は低気圧で悪化する。
6. 患者は頭痛などの症状で、仕事や家事などの日常生活を妨げられている。
7. 生活を妨げるような頭痛などの症状は、外傷以前にはなかった。
8. 四肢麻痺などの神経学的脱落所見はないか、あっても説明できる病変がない。
9. 患者はこれまでに様々な治療を受けているが効果がなかった。
10. MRIなどの神経放射線学的検査で、症状を説明できる病変がない。
11. 脳脊髄液圧は低くない。

なお、裁判で脳脊髄液減少症の障害発症が認められるか否かは、主に①起立性頭痛という典型的な症状があるか、②ブラッドパッチによって症状が改善したか、③画像所見が認められるかという点から判断される傾向にあります。

最近では、スポーツ中に他のプレイヤーの身体が背中や頭にぶつかってむち打ちのような状態となり、後に頭痛が残ったケースで、典型的な脳脊髄液減少症の後遺症とは認められないが、頸椎捻挫（いわゆるむち打ち症）の症状である可能性もあり、さらに脳脊髄液減少症の影響も否定できない

¹東京脳神経センター病院正常圧水頭症センター
<http://mr.moriyamaikai.or.jp/nph/cfh.html>

として、損害賠償を認めた裁判例も存在しています（さいたま地裁熊谷支部平成 30 年 2 月 5 日判決、判例タイムズ 1452 号 179 頁）。

（２）熱中症

WBGT を計測すべし！

熱中症については、近年は天気予報で熱中症予想が出されるなど、十分に警戒が呼びかけられていますが、スポーツ中の熱中症事故は毎年後を絶ちません。先生方は、「曇っているから大丈夫」「そんなに今日は暑くないから平気」と、自分の判断を過信してはいけません。

熱中症の指標は気温と湿度ではありません。他にも、直射日光が当たっているか否か、風通しがあるかないか、活動場所の近くに熱源物質（例えば室外機が放散する熱や日光が照り返すようなもの）がないかなども重要な要素となってきます。これらの指標をすべて考慮して熱中症のリスク



を指標化したものが、Wet-Bulb Globe Temperature（湿球黒球温度;略して WBGT）です。これは、暑熱環境下の労働の目安として ISO 等で国際的に規格化されているもので、湿度・熱環境（日射・輻射）・気温の 3 つを総合して専用の機器を使用し測定される指標です。最近では、労働のみならず、運動時にもこの WBGT に基づいた熱中症防止の指針が発表されています。

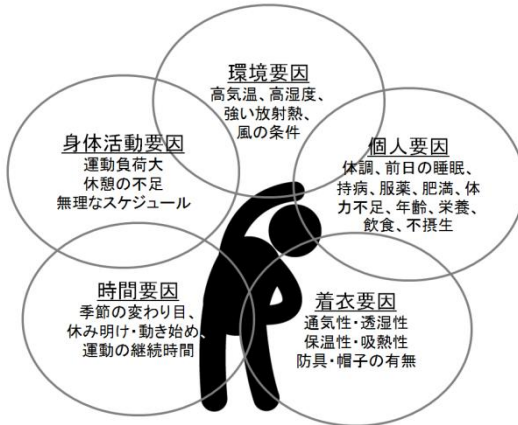
具体的には、WBGT 温度が 31℃以上になると特別の場合以外は運動を中止すべきだとされており、これに相当する参考気温は 35℃程度だとされていますが、気温 35℃未満であっても、直射日光が当たる環境にあったり、湿度がことさら高かったり、風通しが一切ないような場合には、WBGT 温度は 31℃以上になることもあります。正確な熱中症のリスクを知るためには、運動場や体育館に WBGT 計を設置して運動環境を正確

に把握することが大切になります。最近、都内の某区の養護教諭を対象とした研修会を行った際、「学校に WBGT 計は設置されていますか？」ときくと、半々くらいの割合でした。今は、数千円で WBGT 温度をデジタル表示してくれるタイプの温度計も売っていますが、正確な数値を測定するためには、計測器に黒球がついているものを選んで頂きたいと思います。

熱中症の重症度

「熱中症を 100%防ぐことはできない」と言われています。これは、熱中症が環境要因だけで発症するのではなく、時間要因（季節、気候変動、

熱中症の危険因子



休み明けなど）や個人要因（睡眠・給水・栄養・体型など）など、図に示すような様々な因子が関わっているからです。

部活動によっては、生徒の睡眠時間や食事の内容など、生徒の生活上の管理をしっかりと行っていることもありま
すが、漏れなく完全に情報を収集することは不可能で
すし、体調を崩しかけの時期など、

生徒自身が自覚できていないリスクも存在するかもしれません。熱中症は、図に示した大きく 5 つの危険因子が複雑に作用しあうことで発症するため、まったく同じ環境でまったく同じ運動をしていても、起こる人と起こらない人が出てくるのも当然なのです。

以下の表は、熱中症の症状と重症度を表したものです。スポーツをやってきた人であれば、I 度熱中症の症状くらいは一度は体験したことがあるのではないのでしょうか。運動中に起きなくても、暑い夏の練習が終わって

家に帰ってのんびりしている時、突然足がつって苦しんだという経験などもあるかもしれません。あるいは、Ⅱ度熱中症を起こして練習を休んでいたらどうにか復活した、という人もいるかもしれません。そうです、Ⅰ度熱中症とⅡ度熱中症は、非常に熱い中運動をしていると、割と頻繁にみられる症状なのです。こうした症状が出ると、即座に運動中止、水分を補給して涼しいところで休むという措置をとることで、やがて回復することができます。

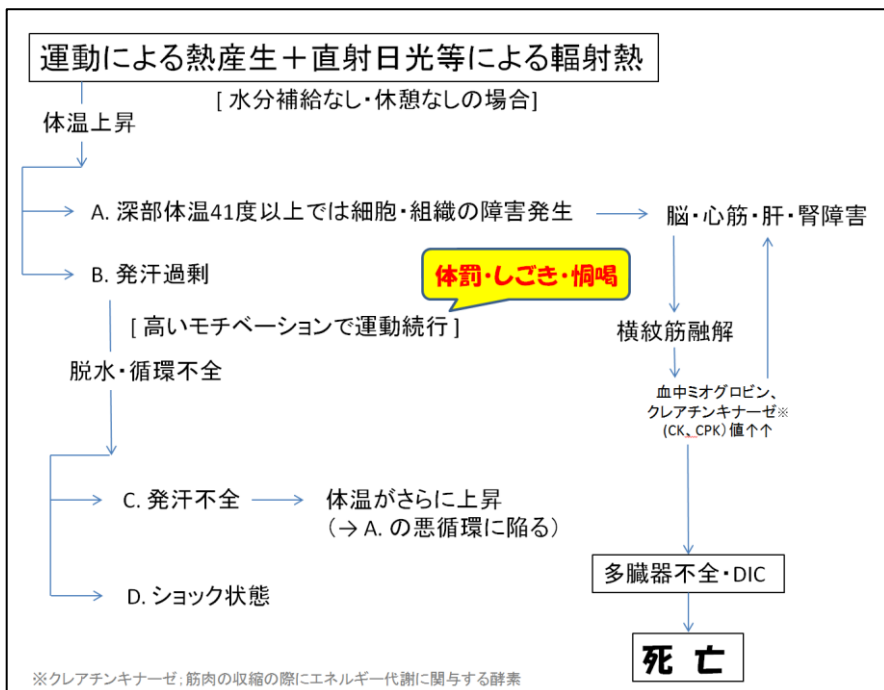
表 熱中症の症状と重症度分類

(環境省「熱中症保健指導マニュアル」より)

分類	症 状
Ⅰ 度 (軽症)	めまい・失神 「立ちくらみ」の状態、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともある。 筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のことで、痛みを伴う。発汗に伴う塩分(ナトリウムなど)の欠乏によりおきる。これを“熱けいれん”と呼ぶこともある。 大量の発汗
Ⅱ 度 (中等度)	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から“熱疲労”といわれていた状態。
Ⅲ 度(重症・重篤)	意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼び掛けや刺激への反応がおかしい、体にガクガクとひきつけがある、真っ直ぐ走れない・歩けないなど。 高体温 体に触ると熱いという感触。従来から“熱射病”や“重度の日射病”といわれていたもの。

しかし、こうした症状が出ていながら、無理をして運動を継続してしまうことによって、明らかに体がいうことをきかない状態となり、とても立てられるような状態でなくなることがあります。こうなると、Ⅲ度熱中症になりかけているといえます。

このⅢ度熱中症は、これまでの熱中症の重症度とは明らかに一線を画します。体温が上昇しすぎて内臓が耐えられる限度を超えてしまい、様々な障害が起きてきます。



Ⅱ度やⅠ度の熱中症の症状が出ているのに、水分も摂らず運動をし続けることで、身体の深部体温はどんどんどんどん上昇し続けます。暑熱環境であれば、この体温上昇はさらに加速します。通常であれば、深部体温が40℃を超えたあたりで運動を継続することは困難になり、身体は細胞や組織が熱による壊滅的な被害を受けないよう防御的な反応を取りますが、ここに指導者や先輩からのしごきや怒号が加えられると、生徒はただ「怖い」という重いから、さらに無理を続けようとします。その結果として、体が耐えられる限界を超えてしまい、Ⅲ度熱中症となります。Ⅲ度熱中症では、ほとんどの場合深部体温の異常上昇によって特に熱に弱い臓器であ

る脳や心筋、肝臓、腎臓などが障害されます。つまりⅢ度熱中症は、Ⅰ度やⅡ度熱中症とは異なり、「休んだら回復する」という段階を過ぎてしまっています。その場でできる冷却では到底足りず、さらに水分をとらせようとしても意識障害のため、うまく飲ませることができません。したがって、一刻も早く救急搬送して医療処置を受けないと、生命にもかかわってきます。

先ほど「熱中症を 100%防ぐことはできない」ということは認めましたが、われわれスポーツ科学に携わる者は、「**Ⅲ度熱中症になることは 100%防ぐことができる**」と考えています。

そのためには、スポーツ指導において、生徒たちの体質や体調をしっかり把握しながら、適切な指示を行い、適宜休憩と水分補給を呼びかけるようにして下さい。また、「疲れたから休みたい」という生徒自身の体調管理の申し出を常に尊重できるような体制を取って下さい。

生徒に何らかの兆候が見られたときにはすでに遅く、突然意識を失ったり、けいれんを起こしたりすることが多くあります。症状は急激に悪化し、処置が遅れたことで全身状態が悪化して死亡したり、回復が困難となることも少なくありません。高温・多湿・直射日光下での部活動では、生徒の汗の出方や呼吸の状態、顔色など、休憩のたびに確認するようにして下さい。「ばてている」「フラフラしている」ような状態がみられるのであれば、迅速に、風を当てたり、冷たいタオルを脇の下や首に当てて身体を冷やしたり、濡れた服を乾いた涼しい服に着替えさせるなどの対策をとって下さい。

また、夏の部活動には水の備えは不可欠なものとして心得え、是非学校やスポーツ施設に大型の製氷機を設置して頂くことをお奨めします。最近、都内の中学校でも製氷機を設置するところが増えてきました。私は、「卒業記念品として卒業生が製氷機を在校生にプレゼントする」ということを呼びかけています。記念植樹やモニュメント制作も素敵だとは思いますが、「卒業生がこれからの在校生の命を守る」ために非常に有効な贈り物だと

思うのです。製氷機は耐久年数こそありますが、卒業生たちが「命を守るバトンタッチ」を行っていくなんて、素晴らしいことではないでしょうか。実際、このアイディアはいくつかの中学校に提案させて頂いて、採用頂いています。

製氷機があれば、緊急時やスポーツ障害を起こした際に患部や身体を冷却することはもちろん、スポーツドリンクを冷やしておくこともできますし、練習後のご褒美にかき氷を食べる、なんていう楽しみもできます。夏の暑い中、頑張った後でみんなで食べるかき氷は、きっと一生忘れないくらい美味しいことでしょう！

また、剣道などの重装備の部活動では、なかなか涼をとるのが難しいのですが、バケツやたらいに氷水を張っておいて、休憩時間になると腕まくりや道着の片肌を脱ぐなどして、そこに腕を数秒間浸すだけでも、温度の上昇がかなり抑えられ、かなりの清涼感を味わうことができます。

このように、夏に氷を活用することは、熱中症の予防と重症化を防ぐためにきわめて有効なことです。



「公益財団法人 日本体育協会」は、熱中症予防の原則を「熱中症予防 5 ケ条」としてまとめ、熱中症事故をなくすための呼びかけを行っています。

【熱中症予防 5 ケ条】

①暑い時、無理な運動は事故のもと

気温が高いときほど、また同じ気温でも湿度が高いときほど、熱中症の危険性は高くなります。また、運動強度が高いほど熱の産生が多くなり、やはり熱中症の危険性も高くなります。**暑いときに無理な運動をしても効果はあがりません。**環境条件に応じて運動強度を調節し、適宜休息をとり、適切な水分補給を心掛けましょう。

②急な暑さに要注意

熱中症の事故は、急に暑くなったときに多く発生しています。梅雨の合間に突然気温が上昇した日や梅雨明けの蒸し暑い日、合宿の初日、試験休み明けなどには事故が起こりやすいので、十分な注意が必要です。

暑熱環境での体温調節能力には、暑さへのなれ(暑熱順化)が関係しています。急に暑くなったときは運動を軽減し、暑さになれるまでの数日間は、短時間の軽い運動から徐々に増やしていくようにしましょう。

2 週間にわたって 33～35℃の実験室で、じっくりと汗をかくような運動を 1～2 時間行った実験の結果によると、ほぼ 4～5 日で約 8 割程度、夏の暑さになれるようです。

実際の運動の現場では、環境条件や各個人のコンディションに合わせながら、発汗量や体温の上昇にも注意しつつ、暑さと運動に徐々に体をならしていくことが必要です。

③失われる水と塩分を取り戻そう

汗は体から熱を奪い、体温が上昇しすぎるのを防いでくれます。しかし、失われた水分を補わないと脱水になり、体温調節能力や運動能力が低下します。暑

いときにはこまめに水分を補給しましょう。また、汗からは水と同時に塩分も失われます。塩分が不足すると熱疲労からの回復が遅れます。水分の補給には0.1～0.2%程度の食塩水が適当です。

さらに、熱中症予防策とその周知徹底方法として、毎回、運動の前後に体重をはかり、運動中に汗などで失われた水分量を求めることで、生徒たちに、運動量と発汗量についての理解を求めることも有効でしょう。発汗により体重が1%減少すると、ほぼ約0.3℃の体温上昇がおこり、一般に、体重の約3%の水分が失われると運動能力や体温調節能力が低下します。そして、体温が40℃を超えると運動を続けることが困難になります。さらに脱水が進むと、様々な体のトラブルを引き起こしますので、発汗による体重減少が2%を超えないように水分を補給することが大切です(体重40kgの場合、約800ml)。

運動強度			水分摂取量の目安	
運動の種類	運動強度 (最大強度の%)	持続時間	競技前	競技中
トラック競技 バスケット サッカーなど	75～100%	1時間以内	250～ 500ml	500～ 1000ml
マラソン 野球など	50～90%	1～3時間	250～ 500ml	500～ 1000ml / 1時間

注意

- 1.環境条件によって変化しますが、発汗による体重減少の70～80%の水分補給を目標とします。一度に大量の水分を摂取しても、吸収できる量は決まっているので、こまめに水分を補給することが大切です。気温の高い時には15～20分ごとに飲水休憩をとることによって、体温の上昇が抑えられます。1回200～250mlの水分を1時間に2～4回に分けて補給してください。
- 2.水の温度は5～15℃が望ましいです。
- 3.食塩(0.1～0.2%)と糖分を含んだものが有効です。運動量が多いほど糖分を増やしてエネルギーを補給しましょう。特に1時間以上の運動をする場合には、4～8%程度の糖分を含んだものが疲労の予防に役立ちます。

④薄着スタイルでさわやかに

皮膚からの熱の出入りには衣服が関係しています。

衣服による体温調節では、3つのポイントが重要になります。

- 1) 熱中症予防のために、暑い時には服装は軽装にし、素材も吸湿性や通気性のよいものにしましょう。
- 2) 屋外で直射日光がある場合には帽子を着用しましょう。
- 3) 防具をつけるスポーツでは、休憩中に衣服をゆるめてできるだけ熱を逃がし、円滑な体温調節を助ける工夫が必要です。

⑤体調不良は事故のもと

体調が悪いと体温調節能力も低下し、熱中症につながります。疲労、睡眠不足、発熱、かぜ、下痢など、体調の悪いときには無理に運動をしないことです。体力の低い人、肥満の人、暑さになれていない人、熱中症を起こしたことがある人などは暑さに弱いので注意が必要です。また、運動の当日、生徒がきちんと食事をとれているかにも配慮して下さい。もし生徒が他のことで忙しかったり、何か心配事などがあって運動開始前に十分な食事や水分をとっていないのであれば、熱中症のリスクは増すことになります。

なお、学校で起きた熱中症死亡事故の7割は肥満の人に起きており、肥満の人は特に注意しなければなりません。

(3) 心臓への負荷

非常に残念なことです、学校でのスポーツ中に心臓性の突然死が起こる事例が毎年起きています。子どもは大人と比べ、中枢神経系が未発達であり、過度な負荷に対して非常に弱い立場にあることを忘れないで下さい。

学校の管理下における突然死の調査では、6割～7割が心臓系に起因することが分かっており、それらのほとんどは、運動に伴って発生する致死性の不整脈だと考えられています。致死性の不整脈には、基礎疾患が明らか

でないものも少なくありませんが、少しでもそのリスクを予防するためには、生徒に定期健康診断（心臓検診）を受けてもらうことが非常に大切です。現在は、ほとんどの自治体で小・中・高の1年生時に心電図検診が義務付けられています。

とりわけ、5～6歳頃に高熱を出す「川崎病」にかかった既往のある生徒は、心臓の血管に血液を送る冠動脈に「冠動脈瘤」という異常を残している可能性があり、部活動などの激しい運動の際には注意が必要です。はっきりとした既往が分からない、後遺症を残しているか不安という場合には、心エコー検査や心電図などの精密検査を受けておくことが推奨されます。

スポーツの中には、柔道やレスリングの絞め技など、心臓に大きな負荷をかけるものが少なくありません。こうしたスポーツを行う生徒の心臓負担には特に注意する必要があります。

また、最近の子どもたちに増えている肥満は、糖尿病や高血圧、心臓病、通風などの生活習慣病の発症と深く関係しており、代謝面でも臓器に負担をかけるため、極度の運動負荷には注意が必要です。

下の表は、学校管理下で突然死した原因疾患の一覧です。様々な心臓疾患が突然死を引き起こしていることが分かります。

学校管理下突然死の原因疾患 (平成 18～20 年度)			
先天性心疾患・心奇形 (11)		心筋症 (16)	
	未手術 (2)		肥大型 (11)
	術後 (9)		拡張型 (2)
後天性 (9)			梗塞型 (2)
	大動脈解離 (5)	不整脈 (7)	
	心筋炎 (3)	心電図異常 (3)	
	心臓振盪 (1)	不 明 (36)	

また、表ではたった 1 件に過ぎないのですが、学校でのスポーツにおいて特に注意しなければならないのが「心臓振盪」です。

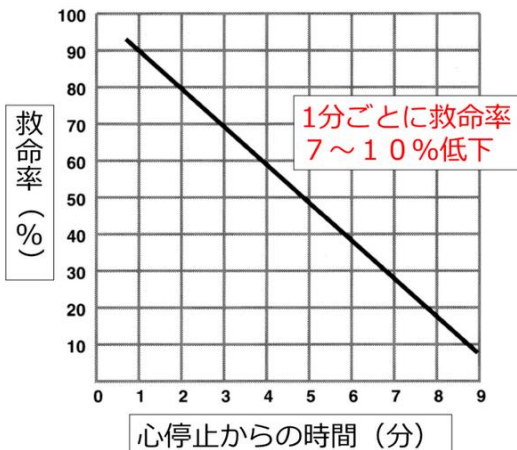
近年、前胸部にボールなどがぶつかったことによって、「心臓振盪」、つまり、心臓が外部からの衝撃を受けることで、

心室細動という致死的な不整脈が起きることが報告されています。これは、胸骨や肋骨がまだ柔らかい、ジュニア世代に多いとされています。もともと何の病気も既往もなく、解剖によってもはっきりした異常が認められないことから、事後的にこの診断がつくことはまれであり、実際の発生数はかなり多いものと考えられています。

競技人口の多さもあり、原因として最も多いのが野球のボールです。それ以外では、ホッケーのバック、ラクロスのボール、空手の蹴りなどの報告もあります。

心臓振盪等により、心室細動という不整脈が起こった場合、十分な心臓の収縮が得られず、血液が送り出せなくなるために死に至ります。心室細動が起きると、生存率は1分間に10%ずつ低下するといわれているため、ただ救急車を待っているだけでは救命が困難となります。この病態に唯一有効なのが電氣的除細動であるため、スポーツを行うグラウンドや体育館、廊下などに自動体外式除細動器 (AED: Automated External Defibrillator) を設置しておくことが非常に有効です。最近では、ほとんどの学校や体育館がAEDを設置しています。先生方は一度、校内のAEDの設置場所をすべて点検し、AEDの講習会などを定期的に受講するようにして下さい。

また、最近ではAED研修の受講率もかなり増えてきていますが、見落とさ



れがちなのが、「AED の設置場所の把握」です。せっかく AED を使う技術を身に付けていたとしても、どこに AED が置かれているかを即座に判断できなければ、すぐに使うことはできません。

AED の実施はスピード勝負です。心臓が止まると、

1 分間に 10% ずつ救命率が下がるといわれています。心停止からの時間と救命率とを示した表をみると、心停止から 5 分が経過すると救命率は 50% になり、10 分間でゼロになるのが分かります。したがって、心肺停止が疑われる場合、即座に胸骨圧迫を行いながら、すぐに AED を持ってきて装着できるようにしなければなりません。

突然倒れて反応がない人がいたら、呼吸の有無を確認できなくても、ただちに胸骨圧迫を始める必要があります。と、いうのも、意識のない人の呼吸の有無を確認することはしばしば困難であり、いわゆる「死戦期呼吸（あえぎ呼吸）」という、心停止直後の傷病者に見られる、しゃくりあげのような動作を見て「呼吸がある」と判断する可能性が高いからです。この死戦期呼吸は正常の呼吸とは異なり、顎が動いているだけで肺に空気を取り込まれていませんので、胸郭の膨らみがありません。こうしたことを確認しているだけでも、1 分や 2 分はすぐに経過してしまいます。少しでも迷ったら、すぐに胸骨圧迫をしましょう。正常な呼吸をしていて意識を失っていた人が、胸骨圧迫の刺激に驚いて意識を取り戻したとすれば、それはそれで嬉しいことです。

胸骨が 5 cm に沈むほどの圧迫をして、骨折しないか心配する必要はありません。骨折するほどの力を加えても意識が戻らないとすれば、それは瀕死の状態であるということですし、そもそも救命救急のための胸骨圧迫で胸骨や肋骨が折れることは極めてまれであるとのデータも存在しています。



日本循環器学会 <http://www.j-circ.or.jp/cpr/call.html>

TOPIC 女人禁制が人命優先か？

2018年4月4日、京都府舞鶴市で開催された大相撲春巡業で、あいさつ中の市長（67）がくも膜下出血で倒れた際、救命措置のため土俵に上がった女性に対し、日本相撲協会が「女性は土俵から下りて下さい」とアナウンスしたことで批判が起きました。後日、同協会の八角理事長が不適切であったことを認め、謝罪しましたが、土俵上の女人禁制の是非について物議を醸しました。この時最初に土俵に乗った女性は、市長が倒れてから20数秒で胸骨圧迫を開始しています。周りの男性たちが何もできずにおろおろしている中で、いち早く現場の指揮を取りつつ自らが率先して胸骨圧迫を行った姿は、本当に素晴らしく勇敢に映りました。病院搬送後、市長が倒れた原因は心疾患ではなく脳にあったと分かったのですが、心室細動や心肺停止を引き起こす原因は心疾患だけではありません。どのような原因で心臓が止まったにせよ、脳に酸素が送られない時間が少しでも続けば、人を救命することは困難になります。実際、市長は女性的的確な救命措置が功を奏して、病院搬送後回復に向かっているということでした。

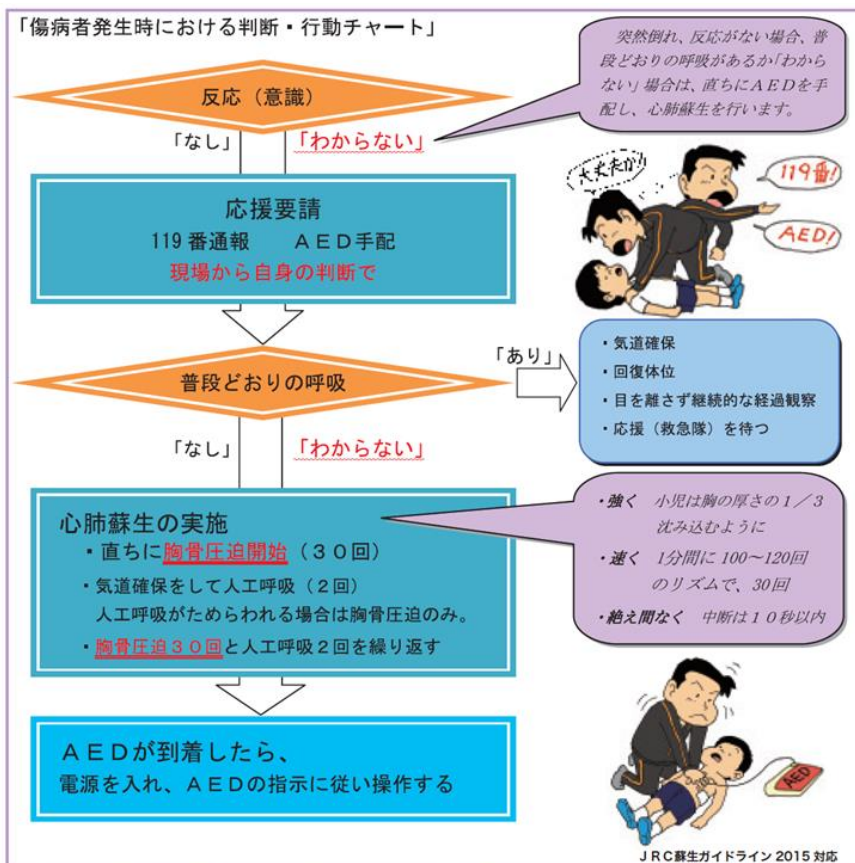
もちろん、いかなる伝統やしきたりに対しても、人命救助が後れをとることはありません。

逆に、女性に気をつかったばかりに、手遅れになった事案があります。剣道部の活動中、1人の男子生徒が熱中症で倒れました。即座に身体を冷却し、救急車を呼ぶ必要があったのですが、「女子部員もいるから」ということで、袴を脱がさず、上衣のみを脱がして腋下の冷却のみにとどめたそうです。しかし、重度の熱中症を呈している生徒の身体を直ちに冷却することは、きわめて優先順位の高い事項です。

「女子がいるからできない」ではなく、この場合、見えないように何かで覆ったり、女子部員を外に出すという手段が容易に取れたはずで、女子部員が倒れた場合にも、同様のことがいえるでしょう。

ASUKA モデル

2011 年 9 月、さいたま市の小学校で 6 年生の桐田明日香さんが駅伝の課外練習中に倒れ、死亡するという事故がありました。検証の結果、明日香さんが倒れた直後に「けいれん」や死戦期呼吸があったために、教師らは心臓が止まっているとは思わずに、校内にあった AED を使わなかったこと



『体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～』より

がわかりました。

この事故の反省をふまえ、さいたま市教育委員会とはご遺族と共に、「体育活動時等における事故対応テキスト:ASUKA モデル」を作成しました。

ASUKA モデルのプロジェクトチームは、明日香さんの事故の分析を行い、以下の問題点が主に導き出されたとしています。

- (1)意識の有無、普段通りの呼吸の有無、けいれんの有無などから傷病の状況を正しく判断すること。わからない場合は直ちに心配蘇生とAEDの手配を行うこと。継続的な経過観察を十分に行うこと。
- (2)指揮命令系統、第一発見者の対応、傷病者の状況及び教員等の対応に関する記録など、重大事故発生時において組織的に対応すること。
- (3)傷病の状況に関する情報を集約し、周囲の教員へ伝達すること。
- (4)心肺蘇生法の研修会を充実させること。特に、養護教諭を対象とする研修会を充実させること。
- (5)健康上配慮を要する児童生徒や体調が急変した児童生徒への対応など、教員等の役割分担を明確にすること。

指揮命令内容チェックシート

- ☐ 傷病者の状況を的確に把握しているか。
- ☐ 心肺蘇生を含む応急手当を継続して行っているか。
- ☐ 応援の要請をしたか。
- ☐ 救急車の要請をしたか。
- ☐ 救急指令センター員による口頭指導を伝達したか。
- ☐ AEDなどの重大事故発生時携行機材を手配したか。
- ☐ AEDの電源を入れ、パッドを装着したか。
- ☐ 保護者に事故概要などを伝えたか。
- ☐ 周囲にいる児童生徒を現場から離れた場所に移動させたか。
- ☐ 救急車の進入路を確保しているか。誘導の準備はできているか。
- ☐ 事故対応について時系列に記録をしているか。

『体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～』より

迅速な心配蘇生・AEDの実施と並び、事故時の指揮命令系統は非常に重要です。応援要請に呼ばれた他の教職員が、前掲のチェックシートを用いてこれまでに現場の指揮命令者が行った命令事項に漏れがないかを確認することで、対応に万全を期すことを提唱しています。

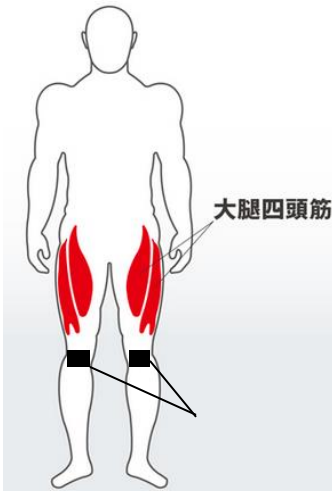
TOPIC ASUKAモデルがつなぐ、命のリレー

ASUKAモデル作成当時、さいたま市教育委員会の教育長であった桐淵博さんは、明日香ちゃんのお母様、寿子さんとタッグを組み、全国でAEDの正しい使用に関する講習会を行っておられます。そして、この活動の広がり、多くの命を救うことにつながっています。

当時中学生であった的場浩一郎さんは、2015年1月に山口県萩市で開かれた駅伝大会の最中、60代の男性ランナーが心肺停止を起こして倒れたのを見て、すぐにAEDを探しに走り、近所のフィットネスクラブで入手し、迅速に現場に戻りました。その間、居合わせた医師たちが心臓マッサージを続けており、とてもスムーズにAEDを装着することができました。倒れてから11分後、男性の心臓は動き出し、一命をとりとめることができました。的場さんは、その半年前に学校の授業で地元の消防署の救命救急士からAEDと心配蘇生について学んでいました。そこで話された明日香さんのことが、心に残っていたということです。

いま、的場さんは消防士となり、命を救うための活動を行いながら、救急救命士の資格取得に向け日々頑張っています。そして、桐田さんのご家族とも交流を続けてきており、今は明日香ちゃんの二人の弟さんのお兄ちゃんでもあり、ヒーローでもある存在になっています。

（４）オスグッド・シュラッター病



オスグッド・シュラッター病（あるいは単に「オスグッド病」）は、ジュニア期のスポーツ障害のうちの約 20%を占める、最も有名なスポーツ障害の一つとされています。

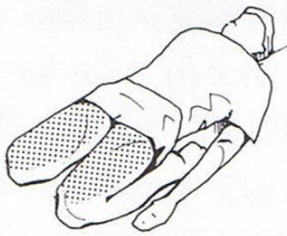
日本整形外科学会からは、「オスグッド病の発症は身長伸びと関連がある。成長のピーク（男子 11 ～ 12 歳、女子 10 ～ 11 歳）の前後には発症の危険が高いので、患部の疼痛に留意し、大腿四頭筋の緊張をゆるめ、時によってはジャンプや切り返し動作を伴うスポーツ活動を制限する必要がある。」との提言が出されています。

通常、「ひざを伸ばす」という運動は、太ももの前面にある「大腿四頭筋」という筋肉が収縮して、下腿の骨を膝蓋骨（ひざのお皿）の下部分で引っ張ることによって行っています。膝蓋骨と脛骨（すねの骨）を結ぶのが、膝蓋靭帯と呼ばれる組織です。

ジュニア期で、まだ手足の伸びている時期には、膝蓋靭帯の脛骨への付着部は、非常に柔らかい軟骨（成長軟骨）でできています。その軟骨に引っ張られるストレスがかかり、炎症が起こったり、軟骨がはがれてしまったりして、膝の下が痛んだり腫れたりしてくることがあり、ひどくなると骨が引き剥がされて小さな骨片が骨の本体から離れた格好で残ってしまうことがあります。

特に発症しやすいスポーツはサッカー、バスケットボール、野球、バレーボール、陸上競技、テニスと言われています。オスグッド病は、最初は「成長痛」と間違われることが多いようですが、成長痛は運動をした・しないに関わらずに時期が経つと治るのに対し、オスグッド病の場合、しつこく痛みが残り続けます。

応急処置にはアイシングが最も有効だとされています。痛みには消炎鎮



仰臥位による



立位による



座位による
(状況に応じて、いずれかを選択する)

大腿四頭筋ストレッチの方法

(「まきの木接骨院」(東松山市)HPより転載)

痛薬(外用内服)や超音波、低周波などの物理療法なども用いられます。
予防するためには大腿四頭筋を十分にストレッチすることが重要です。

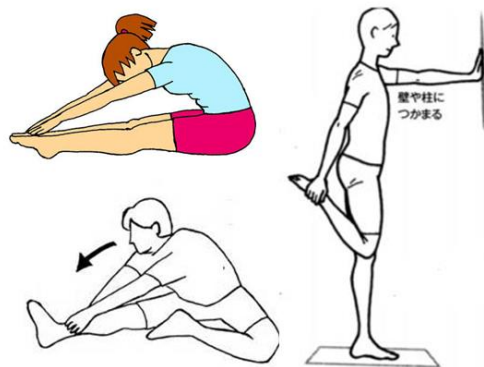
また、オスグッド予防用の膝サポーターも各種販売されていますので、活用することもお奨めします。

この障害を見過ごしていると、成人になって、硬い骨の突出のために正座をする時に当たって痛いというような後遺症を残すこともあります。突出した骨を削ったり除去する手術が必要となる場合もあります。したがって、根治のためには、発症の時点で完全にスポーツなどを中止し、休養を取る必要があります。生徒がひざの痛みを訴えた場合、しばらく運動を中止して様子をみて、痛みが継続するようであれば、専門医を受診させて下さい。

(5) 膝蓋腱炎(ジャンパー膝)

ジャンパー膝とは、バレーボールやバスケットボールなどでジャンプや着地動作を頻繁に行ったり、サッカーのキック動作やダッシュなどの走る動作を繰り返したりするスポーツに多くみられる、オーバーユースに起因する膝のスポーツ障害です。原因としては、主に大腿四頭筋の柔軟性低下が考えられます。特に成長期の長身選手は骨の成長に筋肉の成長が追いつかず、結果的に筋肉が硬い状態を招いた結果、その負担が末梢の膝蓋骨周辺に蓄積するために起こりやすくなります。

予防するためには、大腿四頭筋とハムストリングのストレッチと筋力強化が重要です。特に大腿四頭筋のストレッチは重要で、膝蓋骨から膝蓋靭帯に



ハムストリングのストレッチ

加わる力が減少し、さらに大腿四頭筋の筋力が増加することにより、極限まで力を出さずにジャンプできるようにすることができます。

ジャンプを行う部活動では、最初の準備運動で十分にこれらのストレッチングを行うよう心がけ、部活動後には十分にアイシングを行いましょう。

（６）テニス肘（テニス／ゴルフエルボー）

テニス肘は、ラケットスポーツ特有の障害で、高い頻度で見られます。典型的なテニス肘の痛みは、手又は手首を動かす時、肘の外側部（手の平を上にして親指側）（上腕骨外上顆）または内側（上腕骨内上顆）に痛みが生じます。ボールを打った時の衝撃や振動が、手からそれぞれの筋肉を経由し、骨の付着部を刺激して腱鞘炎や筋腱の細かい断裂を起こすのです。

単純なテニス肘はバックハンドストロークやバックボレーのインパクト時に自覚され、日常生活では「肘外側の骨のでっぱりを押すと痛む」「コップを持ち上げるような動作ができない」といった症状で、ドアノブを回したりタオルを絞る動作などでも痛みを感じます。重症の場合には、箸すら持てなくなったり、人と握手ができなくなったり、痛くて眠れないこともあります。

【テニス肘の原因として考えられること】

- ▲正しくないフォームやテクニックで無理してプレーをしている。
- ▲筋力に合わない重さのラケットを使用している。
- ▲ラケットのグリップサイズが合っていない、もしくは滑りやすい状態で使用している。
- ▲ガットのテンションを必要以上に硬く張り上げている、もしくは硬いガットを使用している。
- ▲肩関節のインナーマッスルが弱い。
- ▲筋肉と腱の柔軟性と血行が悪い。

- ▲プレーする時間(練習量)が多すぎる。
- ▲手首と肘をプレー中やテニス以外でも酷使している。
- ▲重い濡れたボールでプレーをする事が多い。
- ▲プレー相手のボールが強すぎる。

これらの原因のそれぞれに目を留めると、特にジュニア選手においては「年齢・身体能力に応じた運動負荷」が大切であることが分かります。テニス肘は、金属疲労と同じように、正しくない方法で肘を酷使することで起こります。テニス肘と思われる症状が出た場合、専門医に相談して下さい。また、肘に負荷をかけることはできるだけ避けましょう。

テニス肘の予防のためには、練習前の十分なストレッチや温湿布などで筋肉を温めること、練習後のアイシング（冷却）などが有効だとされています。テニス肘を予防し、または悪化させないためには、以下の PRICE 法を頭に入れておき、生徒に適切に指導して下さい。

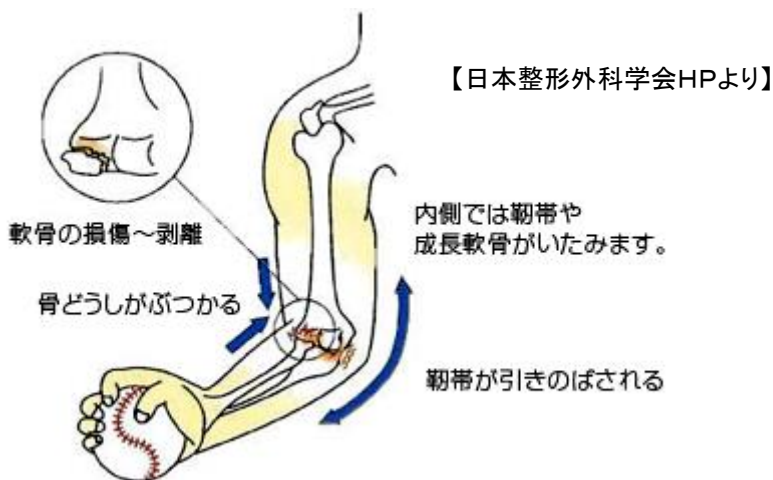
【PRICE 法】

- 【P】Protect(守る)・・・患部に負担をかけないように。
- 【R】Rest(安静)・・・患部を悪化しないように。
- 【I】Ice(冷却)・・・患部の痛みやハレを抑える。
- 【C】Compression(圧迫)・・・患部のハレを抑える。余分な物質や液体を患部から押し出す。
- 【E】Elevation(挙上)・・・患部を心臓より高く上げ、重力によってハレを引かせる。

(7) リトルリーグ・ショルダー（野球肘）

第 85 回選抜高校野球大会（平成 26 年 3 月 21 日から 12 日間開催）で、決勝に進出した愛媛県代表・済美高校のエース・安楽智大投手（現・東北

楽天ゴールデンイーグルス所属) が 1 回戦から準決勝まですべての試合に登板し合計 772 球を投げ切ったとして話題になりました。これに対し、元プロ野球選手でダルビッシュ有の交渉代理人も務めたダン野村氏が「これは子どもに対する虐待だ。どのように指導しているんだ？ 誰が彼に注意している？ 監督はどこにいるんだ？」とメディアにコメントしたことが、更に大きな話題となりました。また、2018 年、第 100 回全国高校野球選手権記念大会で「金足旋風」を巻き起こした吉田輝星選手（北海道日本ハムファイターズ所属）も、秋田大会初戦から今大会準決勝まで全 11 試合で 1517 球を投げたことが報じられ、野球評論家の間でも、同選手の将来を危惧する声が巻き起こりました。こうしたことを受け、新潟県高野連は、2019 年春季大会で実験的に投手が 1 試合に投げられる投球数を 100 までにし、大会終了後に「球数制限が故障防止に効果があったかどうか」などを検証する」と発表しました。これに対して「投球数に制限を設けたら、投手の少ない学校は不利。試合が成立しない可能性すらある」などの現場の指導者からの声や、「正しい投球フォームを習得させれば、故障しない」とするプロ野球解説者の声などが出されています。しかし野球少年が小中学生の時期から肩や肘を故障するという例は、昔も今も変わらずかれています。



野球肘は、繰り返しボールを投げることによって肘への負荷が過剰となることが原因で起きる障害です。肘の外側で骨同士がぶつかって、骨・軟骨が剥がれたり痛んだりします。また、肘の内側では靱帯・腱・軟骨がいたみます。肘の後方でも骨・軟骨がいたみます。

実際、アメリカでは、小学生のリトルリーグですら、投手の投球数が管理されているといえます。わが国では、2018 年春の選抜高校野球で延長 13 回からタイブレーク制が要約導入されたことで話題になりました。

それに先立っては、「日本臨床スポーツ医学会」が 2005 年に「スポーツの安全管理ガイドライン：安全なスポーツ実施に当たって」として、以下の提言を行っています。

- 1) 野球肘の発生は 11、12 歳がピークである。従って、野球指導者はとくにこの年頃の選手の肘の痛みと動きの制限には注意を払うこと。野球肩の発生は 15、16 歳がピークであり、肩の痛みと投球フォームの変化に注意を払うこと。
- 2) 野球肘、野球肩の発生頻度は、投手と捕手に圧倒的に高い。従って、各チームには、投手と捕手をそれぞれ 2 名以上育成しておくのが望ましい。
- 3) 練習日数と時間については、小学生では、週 3 日以内、1 日 2 時間をこえないこと、中学生・高校生においては、週 1 日以上 of 休養日をとること。個々の選手の成長、体力と技術に応じた練習量と内容が望ましい。
- 4) 全力投球数は、小学生では 1 日 50 球以内、試合を含めて週 200 球をこえないこと。中学生では 1 日 70 球以内、週 350 球をこえないこと。高校生では 1 日 100 球以内、週 500 球をこえないこと。なお、1 日 2 試合の登板は禁止すべきである。
- 5) 練習前後には十分なウォームアップとクールダウンを行うこと。

- 6) シーズンオフを設け、野球以外のスポーツを楽しむ機会を与えることが望ましい。
- 7) 野球における肘・肩の障害は、将来重度の後遺症を引き起こす可能性があるため、その防止のためには、指導者との密な連携のもとでの専門医による定期的検診が望ましい。

2016年には野球協会と日本整形外科学会、「運動器の10年・日本協会」が連名で、全国の少年野球（硬式・軟式）の実態調査を行い、以下のよう
に提言をまとめています。

【長く野球を楽しむための10の提言】

1. 全力投球数が1日50球以上や週に200球を超える選手の障害の発生率は明らかに高い。将来とも長く野球が続けられるよう、全力投球はこれ以下の数をしっかり守ること。
2. 小学生の練習は、1週間に3日以内、1日3時間を超えないこと。
3. 練習前後のウォームアップ、クールダウンには十分な時間をかけ、少なくとも20分以上を励行すること。
4. 毎週月曜日をセルフチェックの日と定め、指導者や保護者は、身体の痛みや肘の曲げ伸ばしの範囲に注意すること。
5. 少子化でチームの人数が少ない場合、特定の選手に過重な負担がかからないように配慮すること。
6. 障害の発生の初期段階では4、5日練習を休むと痛みが無くなることもある。まだ少しでも痛みがある時や再び痛みが出た時は整形外科受診が望ましい。
7. 練習以外の自宅でのトレーニングが過重にならないこと。身体の緊張をほぐすため1日数回のストレッチを習慣づけるように指導し、過剰な筋力トレーニングは行わせないこと。
8. 全力投球をしないシーズンオフを少なくとも3カ月もうけること。例えば守備練習で捕球のみとし、全力送球をしない練習内容とする。
9. 1人の選手が1年間で出場するのは70試合以内とするのが望ましい。
10. スポーツ障害の予防は、指導者・保護者の緊密な連携が大切で、整形外科専門医の定期的な検診を受ける仕組みを設けること。

投手の「投球数制限」については、わが国では「非現実的だ」などの指摘も根強くあり、元プロ野球選手や監督たちも含め、かなりの議論となりました。確かに、「投げ込むことで力やコントロールがつく」という意見はもっともなことです、そのために子どもたちが肩を壊し、野球を諦めざるを得なくなるという事態は絶対に避けるべきだといえます。

なお、全日本軟式野球連盟は、発育発達期にある選手の投球による過度の負担を避けるために、平成 26 年度の全国大会、各都道府県大会及び各都道府県末端支部大会より、以下の投球制限を採用しました。

投手の投球制限については、肘・肩の障害防止を考慮し、1 日 7 インニングまでとする。ただし、特別延長戦の直前のインニングを投げ切った投手に限り、1 日最大 9 インニングまで投げるができる。

なお、学童部 3 年生以下にあつては、1 日 5 インニングまでとする。投球インニングに端数が生じたときの取り扱いについては、3 分の 1 回(アウト 1 つ)未満の場合であっても、1 インニング投球したものとして数える。

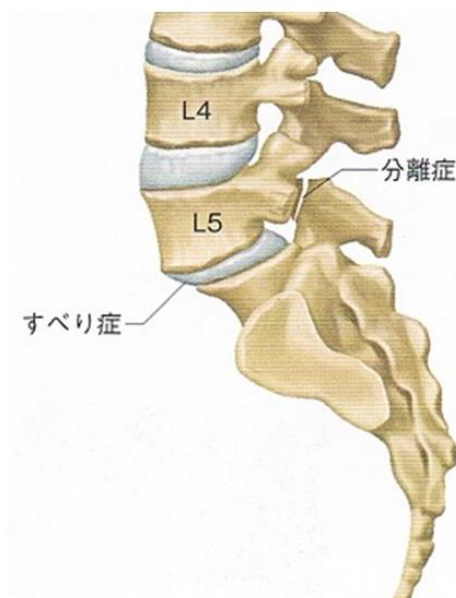
通常の練習中の投球数についても、顧問やコーチの先生は、生徒たちのコンディションをみながら、適度の休息を与えること、練習前後のウォーミングアップとクールダウンをしっかりと行うべきだと思います。これは、(5)の「テニス肘」のところで述べたことと同じことです。

(8) 腰椎分離症（分離すべり症）

腰椎の後方部分の椎弓と呼ばれる部分に負担が高度にかかることによって発症する疲労骨折です。特に青年期の過度のスポーツが原因の一つと考えられています。

疲労骨折とは、外から小さな力が繰り返し何度も加わることにより、徐々に骨折が生じることをいいます。1 度の力による骨折だと、激痛のためす

ぐに医療機関を受診しますが、疲労骨折の場合はそこまで痛くないため、



受診までに時間がかかる傾向があります。腰椎分離症は、腰をひねる動きを繰り返すスポーツに多くみられ、野球、サッカー、バスケットボール、陸上をしている10～15歳の男児に多く、初発症状は腰痛のみが多い疾患です。一般の人では5%程度に分離症の人がいますが、スポーツ選手では30～40%の人が分離症になっているといわれています。

腰椎の疲労骨折は、腰を反らしたり、回したりする

動作のときに負担がかかる関節突起間部といわれる場所に起きます。初期の疲労骨折は、単純なレントゲン（X線）検査では判別できず、CT（コンピューター断層撮影）あるいはMRI（磁気共鳴画像）検査で診断されます。進行すると骨折した部分で腰椎が離れるため、「腰椎分離症」と呼ばれています。

分離症が放置された場合、隣り合った脊椎との間の安定性が損なわれてしまうため加齢とともに骨と骨との位置関係にずれが生じることがあります。この状態を脊椎分離すべり症と言います。すべりがひどくなると下肢の痛みやしびれが出現することもあり、時に手術が必要となることもあります。適切な治療が行われれば、治療後の経過は比較的良好だとされていますので、腰に痛みを感じたら早期に整形外科専門医を受診することが大切なことです。

（９）過換気症候群

「過呼吸発作」と同義として用いられることも多い「過換気症候群」は、呼吸機能が十分に保たれている（つまり肺や気管など、呼吸器系の疾患がない）にもかかわらず、何らかの原因によって呼吸が深く・速くなることを指します。過換気により必要以上に二酸化炭素が排出されることで、血液がアルカリ性になります（呼吸性アルカローシス）。その多くは不安や緊張などの心的ストレスによって生じるとされますが、マラソンや激しい運動などの身体的ストレスが誘因となることもあります。また、もともとの発症要因（ストレス）は別のことであっても、「また発作が出たらどうしよう」と、発作に対する不安がストレスとなり、それが原因でまた発作が出てしまうという悪循環が起こっていることもあります。

この発作は若い女性に多いと言われていますが、もちろん男性でも起こります。

本人はパニックを起こすほど大変苦しい思いをしますが、一般的に、発作は30分～1時間で治まると言われており、死に至ることはほとんどないと考えられています。

そのため、過呼吸の状態をみた人によって「大きめの紙の袋の口を口と鼻とを覆うように当てた状態で呼吸を繰り返す」対処法（ペーパーバッグ法）が施されることがありますが、この方法はすべての過呼吸に有効なわけではありません。また、呼吸困難を起こした場合、医学的に過換気症候群であると判断できるまでには、通常は肺塞栓や緊張性気胸、気道異物による窒息、気管支喘息の重積発作など、緊急を要する疾患を鑑別することが重要です。素人判断では、本当にそれが純粋な過換気症候群だと決めることが困難である場合は少なくありません。

過換気症候群は冬より夏に発生することが多いと言われていますが、夏場の運動中であれば、荒い呼吸やけいれんなど、熱中症の発作と非常に似ています。過換気症候群であると過信し、紙袋を与えて呼吸させていたと

ころ、数分後に心肺停止状態を来すこともありえるのです。

先生方は、生徒が過去に過呼吸の発作を起こしたことがあるからといって、急激な容態の変化を安易に過換気症候群に結びつけることがないように、注意して下さい。また、過換気症候群を起こした生徒がいた場合、部活動の運動負荷がその生徒にとって過剰な身体的・精神的ストレスとなっていないか、チェックしてみてください。

（１０）イップス

イップスは、野球やゴルフ界を中心にかなり古くから知られている、「思ったように動作ができなくなる」という「運動障害」、または「スランプ」を表す言葉です。その原因や治療法が不明確だとされており、復帰については十年以上かかる人もいるなど、「奇病」「魔病」といった扱いをされてきていました。

あのイチロー選手も高校２年生から８年間もイップスに悩まされていたということを告白し、話題になりました。イチロー選手ほどの天才野球選手がイップスになった、その理由は高校での先輩後輩という厳しい上下関係だったそうです。「３年生は神様、２年生は人間、１年生はゴミ」という人間関係の中、先輩に対して投げることのプレッシャーが、イップスの発症原因となったのです。

「完璧にやらなければならない、失敗は許されない」というプレッシャーによって、「投げる」という動作を意識しすぎるあまり、「どうやって投げればいいのか分からなくなった」という話は、少なからずききます。私たちは、スポーツや遊びなどの身体活動として、絶妙なバランスで全身の協調運動を行っています。これらの動きは自然に出るものなのですが、いざ「動きを一つ一つ細かく分解してみる」ことを意識してみると、とたんに自然な動きができなくなります。上手にスキップができない人にスキッ

プのコツを教えていたり、ダンスの踊り方を教えている時、ふいに「あれ、どうやったっけ？」と混乱した経験をした人もいるでしょう。

イップスは、原因不明であるとは言われていますが、イチロー選手の例に見るように、「周りからのプレッシャー」によって混乱させられたことが原因となる場合が少なくないように思われます。

特に、指導者の指導の仕方が不適切であった結果、選手がイップスになってしまうリスクもありますので、「選手をイップスにしない指導」を心がけて下さい。

- ① 選手の送球ミスに対してピリピリしたり、あからさまに不機嫌な態度を出さないこと。
- ② ピッチングの際のリリースに細かい指示を出さないこと。

イップスは、一つの動作を意識するあまり、自然な動作ができなくなってしまう状態です。そのため、これらの行為をしてしまうことで、選手が「絶対にミスできない」と緊張して一挙手一投足に集中してしまったり、細かな指示を意識し過ぎるあまり「ボールを離すタイミングが分からなくなった」ということになりかねません。細かい指示をする必要がある場合もあるかもしれませんが、少なくとも、「失敗が許されない」「ミスに神経質になる」という雰囲気にならないように心がける必要があります。

イップスになってしまうと、選手はなかなかその状態から抜け出すことができず、長期間にわたって苦しむことになります。これに対して「メンタルが弱いからだ」「甘えが出ているんだ」などと心無い言葉を投げ付ける指導者もいますが、問題外です。むしろ、「自分の不適切な言葉がけのせいで、大切な選手の能力を奪ってしまった」と反省すべき可能性は大なのです。

あのイチロー選手も、イップスを克服した方法について「センスです。これは努力ではどうしようもない。」と言っています。選手個人の努力や

焦り、メンタルの強化などで乗り越えられるような簡単なものではありません。そのため、指導者で有れば是非、「大切な選手をイップスに追い込むような高圧的で細部にまでうるさい指導は行わない」ということを心がけて頂きたいと思います。

（１１）燃え尽き症候群

スポーツにおける「燃え尽き」という現象には、「競技への没頭」、「意思に反しての停滞」、「さらなる没頭」、「さらなる挫折による消耗」といったプロセスが介在すると言われています。もちろん、こうしたプロセスをいくつも乗り越えることで、自分に打ち勝ち、見事にステージアップできるアスリートはたくさんいます。このように、挫折に勝つか負けるかは、その競技への取り組みが自主的なものなのか、強制的なものなのかによって、大きく異なってきます。

ところで、わが国のスポーツ界には、疑問、反論の余地なく上意下達の中で顧問やコーチ、部長の指示は絶対に厳守すべきという「理不尽」がまかり通る土壌があります。こうした指導方法は、子どもに道理を説けない親にとって、非常に魅力的に映ります。わが子がこうした「社会の理不尽」に耐えることを学ぶことで、精神的に成長すると考えられるからです。したがって、こうした親たちの期待に応える形で、「しごき」や「体罰」に近い練習方法が、生徒たちに強制されることになります。そうすると生徒たちはただ「監督が言ったから」「怒られるのが恐いから」「自分だけ逃げることはできない」と、ただ与えられる過酷な練習内容に肅々と従うことになります。これは「選手のメンタルの強さを養う」という、本来のスポーツ練習の目的とはかけ離れています。

生徒から年齢不相応な能力を性急に引き出すための暴力的指導方法は、生徒から思考力を奪い、生徒を従順な人形に仕立て上げます。そのため、こうした

暴力的指導方法に慣れた生徒は、暴力を用いない正当で科学的な訓練に適応できず、やがてドロップ・アウトすることになると指摘されています。

また、「卒業したら、もう二度とこんな苦しい思いはしたくない」「ここまでやったから、あとは自分の時間を好きに使いたい」などの思いから、進学によってこれまでの過酷な練習の成果をあっさりと捨て去る生徒も少なくありません。これは、「強いチームに育ててやりたい」「勝てる選手にしてやりたい」という先生の思いが無駄になることであるばかりか、生徒の貴重な才能の芽をつぶしてしまうことにもなりかねません。この点については、次章でも詳しく見ていきたいと思います。

TOPIC 甲子園の功罪

日本人は選抜甲子園大会が大好きです。県を代表する高校が甲子園という舞台で勝ち抜き戦を行うため、やはり地元の高校を応援してしまいます。しかし、このトーナメント戦は「負ければ終わり」であるため、勝ち進むうえでは、どうしてもエース選手に過大な負荷がかかりがちです。「自分が投げて勝てるなら、いくらでも投げる」と豪語した選手もいますが、「選手生活を長く続ける」という視点が欠けてしまいがちです。

また野球のみならず、バレーボール、バスケットボール、サッカー、ラグビーなど、多くの高校「メジャー系」運動部活動では、全国選抜優勝大会が行われており、それに出場するために高校を選び、激しいレギュラー争いを勝ち抜く必要があります。念願の大会に出場したものの、そのための無理がたたって故障してしまったり、目標を見失って燃え尽きてしまうということも少なからず起きているのです。

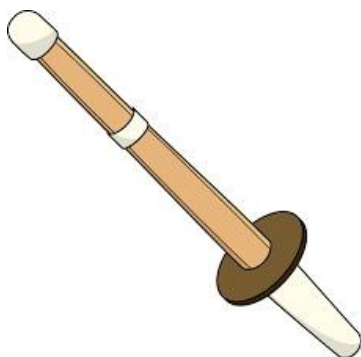
せっかくの才能のピークを高校の全国大会に持っていき、そこで選手生命を終えてしまうというのは、あまりにももったいないと思います。

また、体罰指導やパワハラなどの「部活動のいきすぎ問題」を解決するためには、「全国大会を廃止するしかない」と指摘する論者もいます。

誰もが憧れ、熱狂する夢舞台。皆さんは、どう思われるでしょうか？

3. スポーツでのしごき

・体罰・ハラスメント・虐待



（１）スポーツとスパルタ指導、「しごき」

「はじめのある、厳しい指導」と「スパルタ指導」「しごき」との違いは、また、それらの線引きは、一体どこにあるのでしょうか？

競技スポーツでは、選手は試合においてそれぞれの持つ能力を最大限に発揮し、チームや個人が、より高い競技レベルへと進歩してゆくことが望まれ、それを目指した指導が行われることになります。

インターナショナルレベルのアスリートの養成においては、科学的で理に叶った効果的な最新のトレーニング方法とコーチング理論が積極的に取り入れられており、選手もトレーニング内容に納得した上で、競技に対して高いモチベーションを保ちつつ、メンタル・フィジカル面ともに自らの万全のコンディショニングを行うことができます。

しかし学校部活動では、中学３年間、高校３年間という限定された期間内で勝敗を争うという形式がある以上、顧問は「自分が手がけている３年の間に成果を示したい、手柄を立てたい」として目先の勝利にばかりにこだわり、我を忘れてしまいがちです。そして、より厄介なことに、そうした顧問の「成果を示したい」心理は、自分だけのためではなく、むしろ生徒や保護者の希望でもあるという確信によって、より強固なものとなってしまいます。

ここで、「（正当な）厳しい指導」と「スパルタ指導」、「しごき」の区別という問題に立ち返ってみましょう。

３つの中間に位置する「スパルタ指導」は、団体への盲目的な帰属・忠誠心を培う必要のある軍隊教育にこそ、最も効果があるとされている指導方法です。そこでは、上からの命令にただ従順に従う能力のみが必要とされています。したがって「スパルタ指導」には、考える暇がないほどの過酷な身体運動ときわめて威圧的な恫喝によって、「短期間で必要な技術を習得できる」というメリットがあります。しかしその反面、そこで生徒は指導者の威圧にただ動かされているだけです。たとえ間違った指導が

行われても、「それに疑問をもったり異論を唱えるなどもってのほか」という雰囲気慣れてしまい、「自分で物事の判断ができなくなる」というデメリットがあります。そして、ここでの「メリット」とはいうまでもなく、指導者にとってのメリットでしかありません。他方「デメリット」は、その生徒が一生引きずるかもしれないハンディであり、顧問にとってのものではありません。

このように、身体的にも精神的にも成人として完成する時期に「自ら考える力」を暴力的に奪われるということは、生徒にとって著しい人権侵害となります。したがって、「(正当な)厳しい指導」とは、こうした生徒の力、可能性を奪うことなく、「自分で判断し、動ける力」を育てることに向けられるべきものだといえます。

なお「しごき」とは、元々の語源は「帯などの細長いものなどを手で握りしめ、引き抜くように動かすこと」であり、転じて「きびしく鍛えること」という意味をもつようになりました。しかし最近、部活動での体罰やいじめなどと同等に論じられている「しごき」とは、「鍛えること」という目的よりもむしろ「きびしく」の部分のみが強調されるような、「一方的かつ理不尽に課される身体的苦痛」という意味合いが強くなっているようです。

なお、しばしば部活動では、「連帯責任」という方法で生徒たちを罰することがあり、これも軍隊式の、最も悪しき指導・管理方法だといえます。「1人がたるんでいるから、全員がランニング」。「1人がミスをしたから、全員で腕立て伏せ 300 回」。これは、特定の生徒に集団の圧力をかける、とても陰湿な制裁です。「おまえのせいで」という周囲のうらみは、その生徒をすくみ上らせ、いたたまれない気分させます。「自分は悪くないのに罰を受けた」という理不尽さへの怒りは、罰を下した人間ではなく、自分たちが罰を受けなければならなくなった直接の原因をつくった相手へと向けられます。教師一人に叱られ、自分一人が罰を受けるのであれば、まだ耐えることができるかもしれませんが、仲間から見放されることには、

通常は耐えられません。そのため、こうした罰は、その生徒のパフォーマンスを向上させることには、まずつながりません。むしろ、その生徒をチームから孤立させ、心を深く傷つけるばかりか、チームとしての団結力に亀裂を作る効果しか生み出さないのです。特定の生徒の個人攻撃につながる罰は、決して行わないで下さい。

学校での部活動という、外からはかなり閉じられた空間の中では、あたかもその空間のみで通用する独自のルールがまかり通ることがあります、しかし、生徒は社会に巣立つまでのたった三年間だけ、そこに所属している過渡期の存在です。やがて生徒は大人になり、社会のルールの中で生きていくのですから、「その時期だけに通用し、社会では通用しないルール」を、大人が一方的に強要するべきではありません。当然、社会に出れば「暴力」「犯罪」と見なされるような著しい肉体的苦痛を与える行為が許されないということは、あらためて言うまでもないことでしょう。

（２）スポーツと「体罰」

元プロ野球選手の桑田真澄氏は、自らが野球人生において壮絶な体罰を受けてきた経験を踏まえ、「絶対に仕返しされない上下関係の構図で一方的に暴力をふるうのはスポーツマンとして卑怯なことです。」と言い切ります。そして、スポーツが面白いのは、ルールがあって、同じ条件で戦えるからであり、長所や価値観が違う人たちがともに戦う以上は「ルールや相手をリスペクト（尊重）しないとゲームが成立しない」というのです。そのため、スポーツの現場で暴力が存在したとすれば、それはリスペクトが足りないということになり、そういう人はスポーツをする資格がないのです。

なお、実力がすべてという部活動では往々にして、スポーツエリートとしての実績を持つ顧問を頂点として、大会での入賞経験を持つ選手、レギュラー選手、上級生、経験者、下級生、未経験者という、明確な上下関係が存在してい

ます。桑田元選手も、小学2年生の終わり頃には先輩から、高学年になると指導者から、暴力を受けたと語っています。つまり、顧問が体罰をふるう環境では、体罰を受けた生徒も必ず、自分の下の立場の生徒に体罰をふるうことになるのです。

なお、わが国にはいまだ「愛のむち」「生徒との間に信頼関係があれば、体罰ではない」などという言い方がまかり通る風潮が根強く残っています。しかし、暴力的指導が「熱のこもった指導」として肯定的に受け取られるか、「理不尽な暴力」として否定的に受け取られるかは、ひとえに、それを受けた生徒の意識や感受性によって異なっています。こうした不確実な根拠に頼って子どもたちに暴力をふるい続けるなどということは、現在の学校環境では決して許容できるものではありません。

加えて、そこでの「信頼」とは、（成人に比して）知識や判断力の完全でない未成年者が、自らの大切な身体や発達の機会を危険にさらす可能性のある非科学的な指導に盲従（全面的服従）することを意味しています。これは、明らかに「信頼」と呼ぶに値しないものであって、スパルタ指導のデメリットである「自分で物事の判断ができなくなった」状態と同じです。

現在は、「体罰は、教師の指導力不足を露呈するものに他ならない」という考え方が、社会的な支持を集めています。その指導の理を生徒にきちんと言葉で説明し、納得させることのできない指導者が、暴力を使って生徒を無理やり従わせるしかないのだということです。

スポーツによって豊かな感受性を磨き、社会性を高め、チームや仲間をリスペクトする精神は、決して暴力からは生まれないということを、どうか先生方には理解して頂きたいと思います。

（３）スポーツと「ハラスメント」

ドナルド・マコーリー医師が 1996 年、イギリスの有名なスポーツ医学雑

誌に「スポーツにおける児童虐待」という論文を寄稿し、スポーツ環境において子どもたちは「コーチへの信頼と理不尽な仕打ちとの間でがんじがらめになり、親や他の大人にそれを告発できない困難な立場に置かれる」という状況を明らかにし、警鐘を鳴らしました。同論文は、子どもにとってスポーツのコーチは「憧れの人」「尊敬する人」として、時には自分の親よりも非常に重要な人物となり、その精神の成長に大きな影響を与えると述べた上で、そうした人物が間違ったことをしていると考えるようになった時、生徒はかなりの葛藤と罪悪感を抱くようになると指摘します。

ハラスメント (Harassment) とは、苦しめること、悩ませること、迷惑を意味する英語で、わが国では、いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を指すものとして用いられる言葉です。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、その立場に乗じて、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。そしてスポーツという場面でのハラスメントは、「指導者・先生・先輩」と、「生徒・後輩」、「男子・女子」という力関係の中で行われることが多いと言われています。

とりわけ生徒 (部員) にとっては、能力や技術を磨き、その分野で成功する上で、指導者の存在は絶対ですから、「指導者に気に入られなければチャンスを失う」という恐怖もあり、指導者の指示を拒否することは非常に困難となります。そして指導者は、そうした優位性をかさにつけて、生徒の心を深く傷つける行為を繰り返してしまうのです。「バカ」「死ね」「ブタ」「グズ」「アホか」「もう○○ (そのスポーツ) やめろ」「それでもキャプテンか」「叩かれてするのは動物と同じ」—これらはいずれも、実際に報告されている指導者による暴言です。指導者としては「頑張らせたい」という熱意のつもりであったとしても、こうした心無い言葉は子どもたちの自尊心を奪い、心に深い傷をつけてしまい、時には自死にまで追いやってしまうのです。

「スポーツと体罰」の項で述べたように、一人一人の生徒に「リスペクト」を持っていれば、こうした言葉は出てこないはずです。

また、スポーツ環境でのセクハラも問題視されてきています。生徒は、尊敬する絶対的な指導者から性的接触に遭い、「嫌」と言えない状況の中で、非常に混乱し、苦しみます。性暴力から逃れたいが、スポーツの世界で活躍し、自分の夢を実現したいという葛藤に悩まされるのです。

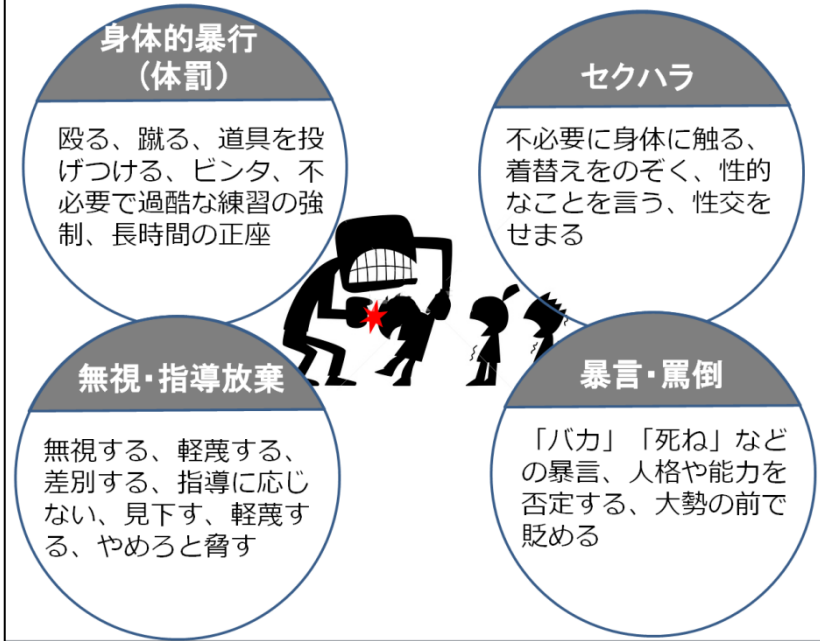
先生にとっては、生徒との単純なスキンシップであったり、マッサージや指導方法の一環であっても、不適切な（生徒が不快と感じる）接触がないよう、十分に気を付けておいて下さい。また、異性関係の詮索、身体の成育度や容姿をからかうような言動も、女子生徒を傷つけ、恥ずかしい思いをさせる、不適切な関わりとなります。

（４）スポーツと「虐待」

「虐待」などと聞くと、「生徒に対して、そんな恐ろしいことをするはずがない」「虐待なんて大げさな」と、かなりの抵抗を感じられることでしょう。しかし、わが国の法律上、「虐待」というのはとても広い概念だと考えられています。

スポーツにおけるいわゆる「不適切指導」は、『児童虐待の防止等に関する法律』（いわゆる『児童虐待防止法』）が規定する虐待の四類型に相当する類型があります。「身体的暴行（体罰）」というまでもなく身体的虐待に該当する行為ですし、「無視・指導放棄」はネグレクトに、「暴言・罵倒」は心理的虐待に、「セクハラ」は性的虐待に、それぞれあたります。近年は、「体罰はいけない」という考えが社会的に浸透してきたために、体罰は「無視・指導放棄」や「暴言・罵倒」にシフトしつつあります。児童虐待の研究では、身体的虐待よりもネグレクトや心理的虐待はより重大な後遺障害を子どもに与えるということが知られています。

「不適切指導」の四類型



身体的虐待の根底には子どもの心を傷つけるような大人の振舞いがあり、これらの仕打ちを受けることで、子どもは「自分には価値がない」「自分は存在しない方がいい」と、どんどん生きる力を奪われてしまいます。そして、子どもの生きる力を奪うには、暴力は必ずしも必要ありません。むしろ、暴力やミスに対する罵倒には「力づくで矯正する」という意味があり、子どもの心や人権を無視する点では他の類型と同じものの、まだ「相手と積極的に関わろう」という姿勢が見えます。しかし無視や指導の放棄、人格を否定する暴言は、「見放す」「見捨てる」という意味合いが濃くなるため、それを受けた相手は必死で相手に気に入られよう、見放されないようにすがりつきます。こうしたことが繰り返されることで、心はボロボロに傷つけられ、プライドはズタズタに

なってしまいます。こうした指導を受けた生徒からは、「体の痛みは耐えられるけど、心の痛みは耐えられない」という言葉がよく聞かれます。

こうした理不尽な思いをしながらも、その環境で耐え続けること自体、虐待であると考えられます。

そこで以下では、体罰＝身体的虐待を中心に考えていきたいと思います。有形力を含まない言葉や態度による暴力についても同じか、それ以上の悪性があることをここで強調しておきたいと思います。

『児童虐待防止法』において、「身体的虐待」は「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」（2条1項）と規定されています。また、『高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』（いわゆる『高齢者虐待防止法』）や『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』（いわゆる『障害者虐待防止法』）でも、身体的虐待としてはほぼ同様の定義がなされています。要するに、法律上、弱い立場の者に対してけがをさせる恐れのあるような暴行を加えれば「虐待」とみなされ得るのです。

ただし、こうした虐待概念はきわめて形式的なものであり、当然「学校」「部活動」という特殊環境を射程に入れたものではありません。そのため、「部活動における虐待」という問題を考える際には、さらに個別的な定義づけをなす必要があると思われます。

そこで、学校教育法11条を見てみると、生徒に対し懲戒の手段として「体罰を加えることはできない」と規定されていることが分かります。そして、文科省は平成19年2月5日に通達を出し、「身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）」は体罰に該当し、禁止するとの見解を示しました。

さらに平成25年通達では、「運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活

動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない」と明記されています。周知のように、同通達は、平成24年12月の大阪市桜宮高校バスケットボール部主将体罰自殺事件を受けての措置です。

例えば、1983～2011年の29年間で118件の死亡事故が起こっていることが明らかとなった「学校柔道」、とりわけ柔道部活動では、これまで「厳しい稽古に耐える精神力」が強さへの近道であると考えられがちであったために、顧問・指導者が「強い選手を育てる」ことに主眼を置き、弱者に配慮してこなかったことが、こうした事故を生んできたのだと指摘されています。前出の松原隆一郎先生（講道館三段）は、学校の柔道部活動においては、現役時代に強かった選手が指導者となることで、「弱い側・投げられる側に対する想像力が乏しい」ために、安全に対する意識が低く、自らの指導内容にある潜在的な危険性を知らないことから「無理なしごきや精神論」が横行するものと指摘しています。

こうした「強者の論理」が支配する部活動空間では、以下で述べるように、いわゆる「児童虐待」と同じ病理現象が存在するといえます。

1) 環境的な共通点

長年、家庭内の出来事には「法は家庭に入らず」の諺が存在し、対して学校でも「教育は法になじまず」という諺が支持されてきていました。つまり、外部からは容易にその問題点がうかがえず、他者がなかなか介入できなかったという点でも、児童虐待と体罰問題は似ています。

児童／生徒を「強い選手にする」という要求は、親の願望とも合致しやすく、指導者に「虐待的で時代錯誤のトレーニング法の使用を継続させ、トレーニングの頻度や激しさも増し、やがて発育に応じた意思決定プロセスから子どもや保護者を排除してしまい、すべてのプロセスにおいて事実上子どもの声を無視する。」ということが英米では早くから指摘され、問題視されてきていました。

わが国のスポーツ系部活動においても、“熱心な”顧問教諭—学生時代は名選手・名プレイヤー—によって支えられる部活動では、その顧問教師の持つ人事権（高校や大学への推薦権など）と相まって、とりわけ“優秀な”生徒とその父母層からの熱狂的な支持や信頼が集まりやすい環境にあります。そうした環境では、過酷で安全軽視の練習を生徒に強制しがちとなり、その結果、生徒に負傷や重い障害、死亡などの重大な結果を生じさせることになるのです。

2) 逃走・抵抗不可能性

スポーツ強豪校では、部員による、「顧問に対する絶対的服従」「体罰やしごきに耐えること」が、良くも悪くもチームの士気を高め、チームが一丸となって勝利を目指す機運を高める役目を果たしています。そのため、その部活動に参加・所属した以上、新入生は「先輩や歴代の部員が耐え抜いてきた」伝統を受け継ぐ覚悟を示すことで、部への忠誠を立てる必要があります。そのため、もし途中で練習に耐えられなくなったような場合であっても、他の部員から「裏切り」と見なされ「あとが怖い」として、なかなか退部を言い出せない雰囲気があります。

こうした、部活動における顧問や他の部員たちによる心理的・暴力的圧迫は、児童虐待を受けた児童が「逆らったら、もっとひどい仕打ちを受ける」と虐待に耐えたり、「他人に知られたら、自分が怒られる」と、援助者に対して被害を否定せざるを得ない状況ととてもよく似ています。

3) 「世代間連鎖」

児童虐待を行った親や保護者は、しばしば「しつけのために必要だった」「行き過ぎてしまったが、教育のために叩いた」と口にします。そして、まったく同様に、部活動での体罰問題が明らかになった時の指導者も、しばしば「指導

に熱がこもりすぎた」「どうしても強くしてやりたかった」など、あくまでも「生徒のためであった」ことを強調します。

「虐待の世代間連鎖」という言葉は、世間でもよく聞かれるようになりました。これは、「自分も殴られて育ったのだから、正当な教育方法だ」との親の誤った信念から、子の行いを正す手段として当然のように暴力を用いるというもので、そうした考えと行動は、同じように暴力を受けた子にも引き継がれ、後の世代へと連鎖し続けるというものです。

スポーツにおける暴力的指導者にも、この「虐待の世代間連鎖」と同じ心理構造が見て取れます。「自分が今の地位を築くには、過酷な練習に耐え抜いてきた過去がある。だから身体的負荷をかけてスポーツの厳しさを叩き込むことは、生徒（選手）のためになる」という信念です。しかし、こうした考え方は「名選手・名プレイヤーの過酷な安全軽視の練習」につながる危険な考え方であって、個々の生徒の技能や体力に配慮することなく、ただ一斉に生徒らに過酷な練習内容が強制されるのであれば、少なくとも弱者にとっては「虐待」に他ならないものと考えられます。

4) 依存性・嗜癖性

また、「世代間連鎖」以外にも、虐待者と暴力的指導者との間には、依存／嗜癖 (addiction) という共通した心理があります。虐待を意味する **abuse** は「乱用」を意味する用語であり、**child abuse** のみならず、**drug abuse** (麻薬乱用) や **abuse one's authority** (職権濫用) など、「本来の用法や権限を守らない過剰使用」という意味にも用いられる言葉です。

児童虐待は、アルコールやギャンブル等と同様の特性、すなわち「即効性」を有しています。目の前の困難から逃れて薬物で一時的な快楽に身を委ねる人物と同様に、暴力は、思う通りにならない子どもを即座に「自分の希望する状態に変える」ことができるからです。しかし本質的にその子は、親の要求を「真に理解して身につけた」ものではないために、必ず同じ間違いや粗相を繰り返

すことになります。そのため、そうした間違いのたびに、親の暴力は強化（エスカレート）されやすくなります。これは、「しごき」「体罰」の蔓延した部活動の指導者の状態と酷似しています。

自分の思い通りの動きをしない選手、やる気の見えない選手、何度も同じミスをする選手などに対する身体的な暴力は、有無を言わず指導者の要求を受け入れさせる「即効性」を生み出します。しかしあくまでもそれは、ごく短期的な発奮の効果であるにすぎず、生徒たちは、本来あるべき習得の過程を経ていないために、やはり同じこと―指導者の気に入らない行動―を繰り返すことになってしまいます。そうすると指導者は、「なぜ分らないのだ」といらいちを募らせ、さらなる即効性を求めて暴力に訴える悪循環が起こることになるのです。

5) スポーツにおける虐待の考え方

欧米におけるスポーツ環境下での虐待（abuse）の基準では、生徒に対して権力を持つコーチが、生徒に対し暴力行為を行う場合のみならず、生徒の個別的なニーズに応えない方法での過酷な練習を強要することも、明確な虐待（abuse）に該当するとされています。これは、平成 25 年の文科省通達とも同じ考え方です。

つまり、スポーツ指導における『身体的虐待』とは、「外傷を生じ得る暴行や、生徒の能力やコンディションに配慮しなければ身体・健康障害を生じ得る練習方法を強制すること」ととらえるべきでしょう。

スポーツ指導における『ネグレクト』に相当する無視・指導放棄とは、「選手が必要としているニーズ（指導を受けること、指導者とコミュニケーションを取ること、練習や試合に参加すること、自己のコンディションに応じて練習や試合を休むこと）を無視または軽視し、あるいは意図的に満たさないように仕向けること」と定義づけられます。生徒のモチベーションが自分の目からみて低いからといって、「もう指導してやらない」「ユ

ニフォームを脱いで、さっさと去れ」、「帰れ、二度と顔を出すな」などと突き放してしまうような言動をしてしまう指導者が、その典型です。このように、大勢の前で「お前はいらぬ人間だ」と言い渡された生徒は、すぐに消えてなくなってしまうような恥ずかしさを覚えますし、人生が終わったような絶望感を味わいます。それ以降、何に対しても意欲がそがれてしまい、引きこもったり、うつを発症することもあります。「絶対に気に入るようにしますから、何とか戻らせてください」と顧問やコーチの足にすがったり、土下座するようなこともよくあります。むしろ、そうした「完全服従」させることをもくろんでこうした態度をとっている指導者もあります。権力をもった大人が弱い立場の生徒にこうした態度を取ることは、誠にみっともないことであり、極めて幼稚であると言わざるを得ません。ただのサディスト、いじめっ子、幼児性、あるいは端的に「虐待」と評価できるような恥ずべき行為です。

『心理的虐待』に該当する暴言・罵倒は、言葉の内容が相手の心を傷つけるようなものであるか、または言葉だけとれば正当な場合であっても、相手を畏怖させるような大声で言ったり、大勢の前で貶めるような言葉がけなどが含まれます。また、ことさら 1 人の選手のミスを引き合いに出して全員にペナルティを課す行為なども、チームへの申し訳なさ、負い目を植え付け、帰属意識の危機にさらすものです。心理的虐待は、目に見えないからこそ、その影響の深刻さに鈍感になりがちですが、身体的虐待以上に、その後遺症は重大で治癒がきわめて困難なものなのです。指導者による心ない一言が、その選手の意欲を奪い、競技や活動に対するネガティブなイメージを生涯持ち続けることにつながります。

『性的虐待』に該当するセクハラについては「ハラスメント」の項で触れましたが、特に男性の指導者が女子生徒を指導する際には、不必要な身体接触や相手が不快に思う距離での指導、ことさらに「女性」であることを意識させるような言動などがこれに該当します。体重の管理が必要な競技では特に、「痩せろ」「太り過ぎだ」などの言葉をかけがちですが、異

性にこうした言葉をかけられることは、同性の場合よりもショックを受けやすいと考えて下さい。また、男性指導者が女子生徒の生理について気にかけること自体、「気持ち悪い」「どうせ分からないくせに」と反発をもたれることになりかねません。こうした場合には、言葉がけの仕方を工夫したり、女子マネージャーを間に介するなど、工夫することが必要になります。

スポーツにおける「性的虐待」は、しばしば「親密さ」や「秘密の共有」「勝つための誓い」など、指導者に都合のよい言葉で説明され、その行為（または“儀式”）に選手は応じざるを得ない状況に追い込まれます。その際には「指導して頂いている」、または「（正選手として）選んでもらいたい」などという立場の弱さ、断った時の報復の怖さなど、選手の側は大変複雑で混乱した状態にあります。こうした選手側の「弱さ」につけこんで相手の望まない接触を持つことはかなり卑劣であり、人として恥ずべきことです。

こうした不適切な指導を行う指導者は、選手に対してはあたかも「正しいことである」「自分の指導者としての経験に基づいている」など、自信をもって堂々としているのですが、いざこうした不適切な行為が明るみに出るや、「やっていない」「知らない」「行き過ぎた指導であった」などと、一転して逃げの姿勢に変わります。

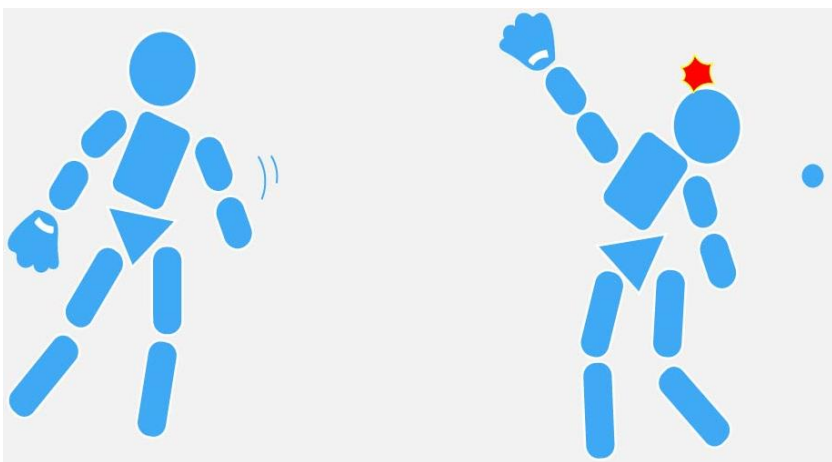
先生方は、自分が生徒に対して行っている行為をいま一度ふりかえてみて、外部のどのような人の目の前でも同じことができるといえるか、とがめられた際に自信をもって「正しい」と言い続けることができるかどうか、考えてみて頂きたいと思います。

TOPIC 柔道事故

2007 年当時、私は医学部に所属して「乳幼児揺さぶられ症候群」28 頁 TOPIC 参照)の研究をしていたのですが、その際柔道事故被害者の方から「柔道の投げ技の遠心力でも同じようなことが起きるのではないか」と、問い合わせを頂きました。「頭が揺れる」という非衝突性の衝撃によって急性硬膜下血腫が起こるには、高速度の自動車に追突されるなどの急激な「角加速度・減速度運動」が頭部に加えられる必要があります。確かに、上手な人の投げ技は早く鋭いため、投げ技を受けることによって頭部にある程度の遠心力はかかるかもしれませんが、頭蓋内の「架橋静脈が切れる」ほどの外力は加わりようがないと考えられました。しかしその被害者の方は、「確かに、投げ技を受けた後で急性硬膜下血腫を発症しているのですが、頭部外表にあざやたんこぶなど、はっきりと分かる“打った跡”がないため、投げた側は『しっかり引き手を引いて、頭は打たせてない』と言い張るため、結局なぜ頭の血管が切れたのかが不明だとされ、裁判に勝てないのです」とのことでした。信じ難いことですが、当時は「頭を打った／打たない」という事実のみによって裁判の勝敗が決まっていたということです。今では、「直接頭を打たなくても、例えば背中から強く畳に叩きつけられても、条件によって急性硬膜下血腫は起こり得る」ということは常識になってきています。「頭さえ打たせなければよい」は誤った知識です。

ですから、受け身が十分にとれる技能を持っていない段階の初心者が、不意打ちの投げ技を受ける乱取りを行ったり、約束練習であっても、未熟な受け身や畳を叩く動作などでは十分衝撃を緩和し切れないほどの速さや強さで投げることは、大変危険なのです。

4. 事故の実例



【事例１】 公立中学 剣道部



新入生の仮入部期間中、剣道部で顧問の立会なく練習を行っていた際、仮入部生がバットのように振った竹刀が、指導する上級生の顔面を直撃し、視力低下の後遺症を残した事例

《事案の概要》

市立Ｚ中学では、部活動の仮入部期間を設け、この期間は新入生が自由に、また１日に複数の部活動を見

学・体験できることとしていた。剣道部顧問のＡ教諭は、仮入部生徒に対する指導内容について、部長や原告を含めた上級生に対し、初歩的な「素振り」を体験させること、剣道部の雰囲気に関心を持てることを主眼とし、「構え方」と「素振りの仕方」を教えるよう指導した。この際Ａ教諭は、これまでの指導経過や生徒達の練習の状況に照らし、生徒が安全な間隔を取って練習することをわかまえていると考えていた。なお、学校の体育館は狭く、剣道部は体育館を１日おきにしか利用できず、体育館が使えない時の活動は、屋外である学校のピロティーにおいて行われていた。

さらにこの時期同中学では、教職員の会議等が続いており、各部の顧問らは部活動に立ち会うことがほとんどできない状況であり、本件事故当日も午後３時頃から５時頃まで職員会議があり、Ａ教諭は部活動には立ち会うことができなかった。そのためＡ教諭は、部長に対し「今日も行けないから、いつもどおり自分たちでやりなさい」と指示し、剣道経験者である部長とＶが中心となり、上級生が仮入部員に対して素振りや構えの指導を

することとなった。また同日の練習は体育館ではなくピロティーで行われた。

同日午後 4 時 40 分頃、仮入部生の O が野球のバットのように横に振った竹刀が、付近で仮入部生の指導をしていた V の顔面右眼部分に当たった。V はすぐに 3 年生の女子部長に付き添われて保健室に行ったものの、鍵がかかっていたため、事務室に行き、養護教諭を呼んでもらい、事務室の事務官に冷たいタオルで顔を冷やしてもらっていた。V の学級担任は本件事故発生の知らせを受けて午後 5 時過ぎに V の母親に電話をし、V は母親の迎えを待って眼科医院に向かった。

《後遺障害》

この事故の結果、V には右眼視力低下（矯正視力 0.08）、左眼視力低下（矯正視力 0.4）の後遺症（自賠責等級 9 級相当）と、右眼内斜視、弱視の後遺症（自賠責等級 12 級相当）が残った。

《裁判の状況》

本件事故後、V ら家族と O 及びその両親との間で本件事故についての話し合いがまとまらなかったため、V らは、O 及びその両親に対し調停を申し立て、O の両親から解決金として 250 万円を支払う調停が成立した。

その間 V らは、本件事故は顧問教諭が練習に立ち会って危険発生防止のため指導監督する必要があったのに、練習を生徒に丸投げして何ら安全策が講じられていなかったために起きたものであるとして、学校設置者である市を相手取り、計 4,234 万円余りの損害賠償請求訴訟を提起した。

学校側は、本件事故は仮入部期間に起きたもので、同期間には剣道部の雰囲気親しませるため「構え方」と「素振りの仕方」などの基本動作の練習に限られていたため、特別危険を伴うものではなく、顧問教諭らの立会の必要性はなかったものであること、また顧問は、部員たちには日頃から竹刀の扱い方について危険が生じないように指導しており、竹刀を横に

振るような危険行為が行われることを予測することはできなかったこと、中学生ともなれば自分の行う行為の危険性を判断できることなどから、本件事故の発生する危険性を具体的に予見することはできなかったと主張して争った。

《判 決》

本来生徒の自主性を尊重すべき部活動において、「何らかの事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情のある場合を除いては、顧問の教諭において個々の活動に常時立会い、監視指導すべき義務までを負うものではない」としつつも、「（顧問教師は、）入部期間中の練習について、できる限り練習に立ち会い、仮入部生に対して、可能な限り直接に指導にあたり、竹刀を持たせる前には竹刀の危険性と用い方などの注意事項を説明して目的外の使用をすることを禁じ、練習する際には、各自がぶつかり合わないよう適切な間隔を保っていることを確認し、適切な間隔が保たれていない場合には適宜間隔を保つように指導、監督したり、仮に、仮入部生が竹刀をバットのように横に振るなど本来の用法とは異なる用い方をしているのを発見したならば、直ちにこれを中止させるとともに、以後、このような行為を厳禁することを部員を含め練習参加者に周知徹底すべき義務があった」として学校側の過失を認定。損害金額として 965 万円余の支払いを市に求めた。

なお、本件は双方より控訴されたものの、控訴審判決では「顧問教諭としては、仮入部生が、竹刀の危険性をわきまえ、いたずらで振り回すなど危険な行為に及ぶことがないよう厳重に注意するなど直接指導にあたる義務があったというべきである。少なくとも、部長らの指導で顧問教諭の指導と同等の効果が得られると判断できるときには（仮入部生の年代からすると上級生の指導に素直に従わないおそれもある。）、部長らに対して、この点について十分に注意喚起し、仮入部生を適切に指導するように指示し、そうでない場合には仮入部に関する部活動を中止すべき義務があった

というべきである。竹刀の危険性、仮入部生の年代、導入時期であること等に照らすと、仮入部生の自主的な判断に委ねるのは相当でない。」として、若干の損害金額の増額を行ったにとどまった。

《解 説》

実は、事故の実例として本件事故をとりあげたのは、旧版の冊子を発行して以降、剣道の事故を扱ってほしいとの要望が最も多く寄せられたからです。このことは、剣道の指導者に危機管理意識が高いことの表れかもしれませんが、剣道の指導において様々な「ヒヤリ・ハット」を経験しているからかもしれません。私も大学で剣道部に所属する学生を多く教えています、事故に関する関心が非常に高いという印象を持っています。

剣道は、竹刀という武器を持って行う競技であり、平素の練習でも防具も面や胴、小手など、かなりの重装備を身に付けてバシバシと打ち合いをしています。剣道経験者に話をきくと、夏は耐え難いほど暑く、冬は板の間に裸足でいるため寒く、気力腕力体格で勝る相手に「当たり負け」して後ろにひっくり返るなど、様々なリスクを自覚しているようです。また、竹刀の手入れが不十分であったり、道場の板の劣化が激しいための事故・怪我の経験者も多く、さらに鍛練と称するしごきも残っているといえます。

他方、ここで挙げた事故は、顧問の立会のない状態で仮入部の新入生に上級生が稽古をつけていた際に起きたというものであり、新入生が通常では行わない行動をとったことが原因となっています。顧問の先生からすれば、「部員でない生徒の1人が注意に従わず、ふざけて起こした事故の責任を問われるというのはあまりにも理不尽だ」としか思えないかもしれません。しかしそうした言い逃れは、以下の理由から、通用しません。

①加害生徒が、部員でない生徒であった

通常の部活動では、部員でない生徒を練習に参加させることはありません。逆にいうと、部員でない生徒が練習に参加するということは通常では

ない状態、つまり異常な事態であるということを理解すべきです。自分が指導・管理する部活動において異常な事態が起きていると想定した場合、普段通りの指導管理体制ではダメなのだとすることを肝に銘じる必要があります。部員でない生徒は、自分の知らない生徒であって、自分の部員とは違い、信頼関係はありません。ですから、自分の信頼する部員たちの身体や権利を守るためにも、できる限りの危険防止策を講じておく必要があると考えるべきです。

このことは、随時入門者を受け付けている道場やスポーツ教室でもいえることです。こうした場所では、まず初心者は指導者がつきっきりで基本的な部分を教え、危険性がないと判断できる活動のみ、他の練習生に交じって行わせているのではないのでしょうか。武道であれば準備運動や基本動作の稽古部分、球技であれば球を使わないで行う練習部分などです。剣道であれば、竹刀を持たないで行う足さばきの練習を行い、コツがつかめた段階で短い竹刀や軽い棒などを持たせて行うなどが考えられます。スムーズな身体の移動方法や、打突は腕で振るものではなく、両手のスナップと体の前へ移動する力で行うものだとすることを理解させるだけでも、体験入部の生徒には十分ではないでしょうか。また、竹刀を持った素振りを教えたのであれば、周囲の人と十分な距離を取らせることは当然であり、きちんと横一列に整列させた上で、一斉に同じ動きをさせる指導を徹底すべきでしょう。

②加害生徒が、剣道経験者であった

実は、竹刀をバットのように振って上級生を怪我させた生徒は、地元の道場に小学1年生から通っている、剣道経験者でした。当然、仮入部生の中には剣道経験者も、未経験者も含まれているでしょうから、こうした生徒たちを一斉に「初心者扱い」して、上級生が竹刀の握り方や振り方という基本中の基本を教えるというやり方が、そもそも間違っていたものといえます。小学1年生から6年間の剣道経験がある生徒からすれば、自分よ

り剣道歴の短い上級生たちから「先輩面」されて基本動作を手ほどきされるといのは、面白くないことかもしれません。こうした経験者がいるのであれば、むしろ、小学6年生から大学卒業までの剣道経験で三段を有していた顧問がその生徒の相手になってやり、その度量をほめてやるなどして、生徒のモチベーションを上げてあげるようにすべきでしょう。ただし、本件当日顧問は練習に参加できなかったのですから、少なくとも初心者と経験者とを分けて行う練習内容を考えておくべきでした。

ちなみに被害生徒も、加害生徒の通う道場に小学1年生の時から通っていたため、その道場でも部活動でも1年先輩という、顔なじみ関係だったということです。このような状況からすれば、同部活動の他の上級生たちも何人かは加害生徒と顔なじみであったかもしれず、加害生徒が他の仮入部生とは違ってわが物顔でいたという可能性も否定できません。そうした気のゆるみが、素振りの型から逸脱し、竹刀をバットのように振るという、およそ剣道経験者には似つかわしくない暴挙に出させたのかもしれないのです。

このような事情が分かっていたなら、いえ、ある程度は予想できたはずなので、顧問においては、自らが「外の道場での人間関係と部活動とは異なる」ということを仮入部生にしっかりと教えることが必要であり、顧問の責任として、改めて剣道部としてのルールやけじめについて徹底させるべきなのです。

③仮入部システムの欠陥

本件の学校では、仮入部期間中は、仮入部届けのようなものではなく、新入生が自由に、また1日に複数の部活動を見学・体験できるとされていたため、当日の仮入部生の人数を予め把握できるシステムではなく、当日は2・3年生の剣道部員5名に対して仮入部の1年生が7名という参加状況でした。こうした場合には当然、マンツーマン指導とはいかなくなるため、顧問の先生はこうした「仮入部生過多」の場合にはどのような人員配置、

どのような整列方法でどのような指導を行うかという具体的な内容を検討しておく必要があったものといえるでしょう。場合によっては、マンツーマンを徹底するために、部員を複数組に分けて「実技組」「見学組」と、適宜入れ替えを行うことや、1回の仮入部生の人数制限などの工夫も検討すべきでしょう。極端に言えば、一度に数十人の仮入部生が押し寄せるという事態も想定できるのであって、そうした場合、一斉に竹刀を持たせることそのものがハイリスクとなるのです。

したがって、本件事故当時、顧問はこうした仮入部システムのリスクを考慮した上で、部員たちに対して特別の注意を行うべきであり、こうしたハイリスク状態にあって生じ得る事故を想定し、それに対する対策を徹底的に考え、特別のプログラムを作って部員とその指導方法を綿密に打ち合わせておき、予想外の事態が起きた時の対応策についてもしっかりと指導・シミュレーションを行っておくべきだったといえるでしょう。

しかしそもそも、こうした仮入部期間の部活動時間に職員会議を入れるということに、学校管理上の問題があったといえるのではないのでしょうか。このために保健室も施錠されていたのですが、初心者が初めてのスポーツに参加する期間であれば当然、些細なものも含め事故が頻発することは十分想定できるはずです。例えば仮入部期間が二週間だったとすれば、この期間中は部活動と並行した職員会議を行うべきではありません。もしどうしても緊急の議題を話し合う必要があるというのであれば、思い切ってすべての部活動を休止すべきでしょう。それが難しいなら、職員会議のある日には、少なくとも通常通りの部活動ができないことに鑑みて、仮入部生の参加を不可とし、あるいは見学だけにとどめさせるべきです。



【事例 2】 公立高校剣道部

30℃を超える真夏の練習中、熱中症を発症して明らかに異常な状態を呈している生徒に対し、顧問が「演技だ」と決めつけ放置したのみならず、過度の暴行を加えるなどした結果、最重度の熱中症による多臓器不全となり、死亡した事例

《事案の概要》

当時剣道部のキャプテンで高校2年生のKは、夏休み中である2009年8月22日当日の剣道部の練習に参加していた。練習開始より、体操、素振り、足さばき等の基礎練習（胴と垂れを付け面は付けない状態）が行われ、その後、約30分間の休憩がとられた。10時25分練習が再開され、面を着用して面打ち、切り返しの稽古が行われた。この際、顧問は、大きく行う面打ち、大きくゆっくり行う切り返し、大きく速く行う切り返し、一息の切り返しなどといった練習を指導していたが、Kが一息の切り返しで息継ぎをしているとして、Kのみに何度も一息の切り返しの練習を追加して行わせ、他の部員7名にその可否を判定させた。

午前11時頃からは、1対1で行う4人元立ちによる打ち込み稽古が開始された。この時も、顧問はKの打ち込みについて部員たちに可否を判定させたが、何度も打ち込みを繰り返すうちにふらふらになり、技も覚束ない状態になったKの様子を見かねた1人の部員が、1人だけ「合格」とした

ところ、顧問は「そのどこが合格なんだ！」と叱責したり、Kに向けてパイプ椅子を投げ付けるなどした。Kがそれを避けると、顧問はKのそばに行き、その突き垂れを持ち上げ、むき出しになった喉付近を叩いた。

そして打ち込みが再開され、3人元立ち、女子部員2名を元立ちとした2人元立ちと続けられたが、この際、トイレで嘔吐する者など、明らかな体調不良者がK以外に2名出現していた。

そしてその後、有効打突を取って合格と判定された部員から抜けるルールになり、最終的にはKのみが1人最後まで残されていた。すでにふらふらの状態であったKは、途中で「もう無理です」と顧問に告げた。しかし顧問は、「何言いいんのか。お前はキャプテンだろうが、お前の目標は何だ」と問い返し、Kは「大分県制覇です。」「俺ならできる。」などと答え、練習を再開することになった。

元立ちが交代し、元立ちの発声に対してKが発声を返さなかったため、発声を促すために元立ちがKの竹刀を払ったところ、Kは竹刀を落した。しかしながら、Kはそれに気づかないまま竹刀を構える仕草を続け、他の部員らがこれをたしなめてもなお、その仕草を続けるという明らかな異常行動を呈した。顧問は、このような異常な様子を見るや「演技じゃろうが」と言いながらKの右横腹付近を前蹴りし、同人はこらえきれずに倒れてしまった。他の部員が、倒れたKに対しコップで水を掛けると、Kは面をはぎ取るように外し、次いで胴の後ろに手を回して一生懸命外そうとする仕草をし、さらに自らの太腿付近を両手で叩き始めた。そして、Kはようやく立ち上がったものの、ふらふらと壁に向かって歩き、壁に額を思いきりぶつけ、倒れた。Kは額から流血して仰向けになったが、顧問は倒れたKの上にまたがり、駆け寄ってきた副顧問に対し「先生、これは演技じゃけん、心配せんでいい。」「これが熱中症の症状じゃないことは俺は知っている。」「演技じゃろうが。」などと述べながら、10回程度往復ビンタを行った。なお、この時点で11時55分頃、すなわち、前の休憩から1時間30分が経過しており、その間一度もKには水分を補給する機会が与えられ

ていなかった。顧問はようやく、ここに至って K の異常に気付き、水分を与えたり保冷剤で K の額、頸部、腋の下、腿の付け根などを冷やしたり、扇風機の風を当てたりしたもの、意識の朦朧とした K の様子を見て、午後 0 時 19 分頃に救急車を要請した。約 5 分後に救急車が到着、病院に搬送されたものの、K は午後 6 時 50 分に熱中症による多臓器不全によって死亡した。

《裁判の状況》

本件の裁判は、以下の表に示すように民事・刑事ともに壮絶なものであっ

表： 大分県立高校剣道部熱中症死事件の経緯		
①	2009 年 8 月	本件発生
②	2010 年 3 月	顧問・副顧問・県・市に対し民事訴訟提起
③	2012 年 12 月	顧問・副顧問を「不起訴」（嫌疑不十分）
④	2013 年 1 月	検察審査会に申立て
⑤	3 月	県と市に計 4,656 万円余の賠償（民事判決）
⑥	4 月	顧問の個人責任を求め控訴
⑦	7 月	検察審査会が『不起訴不当』を発表
⑧	2014 年 4 月	控訴棄却・顧問の個人責任認めず
⑨	6 月	顧問の個人責任を求め最高裁に上告
⑩	2015 年 1 月	顧問を「嫌疑不十分」で再度不起訴処分
⑪	7 月	最高裁が上告棄却・顧問の個人責任認めず
⑫	9 月	大分県に対する住民監査請求訴訟
⑬	11 月	同監査請求棄却
	12 月	住民訴訟提起
⑬	2016 年 12 月	住民訴訟で原告（遺族側）勝訴
⑭	2017 年 1 月	住民訴訟・大分県が控訴
⑮	10 月	福岡高裁で遺族側勝訴・確定

た。

ここでは、民事の⑤の判決の内容を紹介し、その後の住民訴訟については5章末尾の「TOPIC」の中で触れることとします。

《判 決》

判決は、顧問につき、「本件事故日、剣道場内において練習の進行順序を決定するなどその全体を把握し、練習開始から部員らの動向を見ており、被害生徒が他の部員よりも多く打ち込み稽古をしており、練習の途中で「もう無理です。」と述べ、その後に竹刀を落としたのにそれに気付かず竹刀を構える仕草を続けるなどの行動を取っていたことも認識していた。このような状況を前提とすれば、A（顧問）は、遅くとも被害生徒が竹刀を落としたのにこれに気が付かず竹刀を構える仕草を続けるという行動を取った時点において、被害生徒が異常な行動を取っていることを容易に認識し得たといえる。そして、このような被害生徒の異常な行動が演技ではなく意識障害の発現であることは明らかであるから、剣道場内の温度、それまでの被害生徒の運動量、また、40分ごとに水分補給をすべきとされていたところ、練習が1時間以上に及んでいたことなどに鑑みて、被害生徒が熱射病（ないしⅢ度熱中症）を発症したことについてもやはり容易に認識し得たというべきである。」「そうであるにもかかわらず、Aはこれを怠り、被害生徒に意識障害が生じた後も、打ち込み稽古を続けさせようとした。その後に被害生徒がふらふらと歩いて壁に額を打ち付けて倒れた際にも、それが被害生徒による『演技』であるとして、何らの処置も取らなかった。結局、被害生徒に意識障害が生じた後の午前11時55分頃から実際に救急車の出動を要請した午後0時19分頃まで、救急車の出動を要請するなどして医療機関へ搬送するという措置を怠ったものであり、この点において、Aには過失があったと認められる。」として、過失を認定した。

また、顧問だけでなく、Kのこのような状態を見ながら何もしなかった副顧問についても、「B（副顧問）は、竹刀を落としたのにそれに気が付か

ず竹刀を構える仕草を続けるなどの被害生徒の一連の行動を見ており、かつ、それが異常な状態であるとの認識も有していたにもかかわらず、Aが練習を継続するのを制止し、あるいはAに練習の中止を要請するなどといった措置を何ら取っておらず、かつ、被害生徒が倒れるに至っても、Aと同様に、直ちに救急車の出動を要請するなどの措置を取っていないのであるから、上記注意義務に違反した過失がある」として、顧問と同様の過失を認定した。

これら、顧問と副顧問の過失を認定した上で、公務員による民法上の不法行為責任については、国家賠償法1条1項の「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」の規定に基づき、大分県が賠償責任を負うことになるため、顧問も副顧問も「原告らに対する不法行為責任を負わない。」とした。

《解 説》

本件の顧問については、もはや解説の必要がないほどに不適切な指導方法です。どうしてこのような信じ難い態度になったかという点、この前日の練習で「足腰が立たなくなるまでやれ」と伝えていたにもかかわらず、部活後にKらが「歩いて顧問のところに来た」という理由から「明日は覚えておけよ」とKたちに伝えていたということです。そもそも「足腰が立たなくなるまでやれ」という言葉自体極めて不適切なものです。これを「単なる比喻」と考えていたであろうKに対し、本件当日は明らかに「報復」または「腹いせ」として過酷な練習と暴力によって、Kを死に追い込んだものです。信じ難いことではありますが、しばしば、このようなサディストのような指導者が存在しています。生徒を心身ともに痛めつけることが、「部を強くする」と信じて疑わないタイプの指導者です。こうした指導者は、自分がどんな理不尽な仕打ちをしても耐えるであろう生

徒（多くはキャプテン）に対して、集中的に攻撃を行い、それによって部全体の士気を高めようとしします。

本件のように、暑熱環境の中で、さらに剣道という重装備で通気性の悪い服装での活動という条件の下、「疲れた」「休ませて下さい」と言えない環境に生徒を置くこと自体、大変なリスクがあります。指導者が生徒と同じかそれ以上動いていたとすれば、その身体的な負荷は理解できるはずなのですが、こうした指導者は、自分だけは椅子にふんぞり返ったままで口ばかりを出しています。そして、頭に血が上ってしまうと、アドレナリンの作用によって“自分は”疲れを感じません。そのため、自分の指示で動いている選手たちの体調などには意識はいかなくなります。

Kは、恐らく息の上がっていた10時台には、熱中症の初期症状が現れていたものと考えられます。しかし顧問は、Kの体調を一切気にすることなく、30分以上切り返しの稽古を継続し、休憩もとらずに打ち込みの稽古に移行させました。そのためKはふらふらの状態となり、顧問が考える「合格」の水準に届くような動きを行うことができなくなっていたのですが、顧問はこれをみて罵声を浴びせたり暴行を加えたりして、自分の思うような動きをさせようとしませんでした。

キャプテンで、男子部員の中では唯一三段を有していたKが顧問に対して「もう無理です」という泣き言を言ってしまったのは、本来であれば考えられないことでした。恐らくKは、このまま続けると自分の命が危ないと思ったのでしょう。しかし、Kが意を決して発したこの言葉は無視され、打ち込み稽古は継続されました。Kが泣き言を言ったことに対して、さらに腹を立てていたのかもしれませんが。そうして、竹刀を落しても気づかずに構えるという、およそ「演技」では説明のつかない状態になってもなお、顧問は休みたいための演技であるとしか考えられず、自分が求める動きをしないKに対してさらにいら立ちをつのらせたのです。

「竹刀を落しても気づかずに構える」という状態は、Ⅲ度熱中症の症状である「意識障害」が現れていることに他ならず、Kは体温が上がり過ぎて、熱に弱い脳がその影響を受け始めたということを示しています。

このように、生徒を恫喝して自分の思い通りに動かそうとする、いわゆる「勝利至上主義」「スパルタ式」の指導者は、生徒の異変に気付くことができず、「異変」を「なまけ」「甘え」「弱さ」などと解釈してしまい、取り返しがつかないところまで生徒を追い込んでしまう可能性が高いのです。

またこの顧問は、恐らく自分が「熱意をもって指導してやっている」という自負を持っていたのでしょう。競技成績が高かったり、武道では段位が高かったりすると、指導者は「俺に指導してもらえるのを有難いと思え」という押し付け型の指導を行いがちです。「俺がこれだけ真剣にやってやってるのだから、お前達は俺よりももっともっと真剣にならなければならない」という要求を、どんどんエスカレートさせています。こうなってしまうと、もはや冷静に生徒の様子をみることは不可能となってしまうのです。

このタイプの指導者は、怒りのコントロールが困難であり、一度怒りのスイッチが入ってしまうと、周りが見えなくなってしまう。体罰を告発する投稿動画などにみられますが、一人の生徒に執拗に攻撃を加え、それをいさめようとした周囲に対しても見境なく攻撃を加えるのです。

なお、《裁判の状況》でみたように、本件では顧問が刑事責任を問われることはありませんでした（表の③）。遺族はこれを不服として検察審査会に申し立てを行い、同審査会は「不起訴不当」（不起訴処分は不当）の決議をしたのですが（表の⑦）、この決議を受けて再捜査を行った検察は、再度「嫌疑不十分で不起訴」としました。その理由としては、「教諭らが適切な処置をとれば命が救えたとは断定できず、発症前に予測して練習を中止するなどの対処ができたとも言えないため、教諭らに刑法的責任を問うのは困難」というものです。この検察の判断は、一般的な法感覚に反するものであることはいうまでもありません。

フラフラの状態になっている部員に休憩を取らせず、さらに追い込むような指導を続けること自体、大変危険な行為であり、いずれの段階であっても、ただちに練習を中止させるべきであったことは当然です。



【事例 3】 公立高校体操部

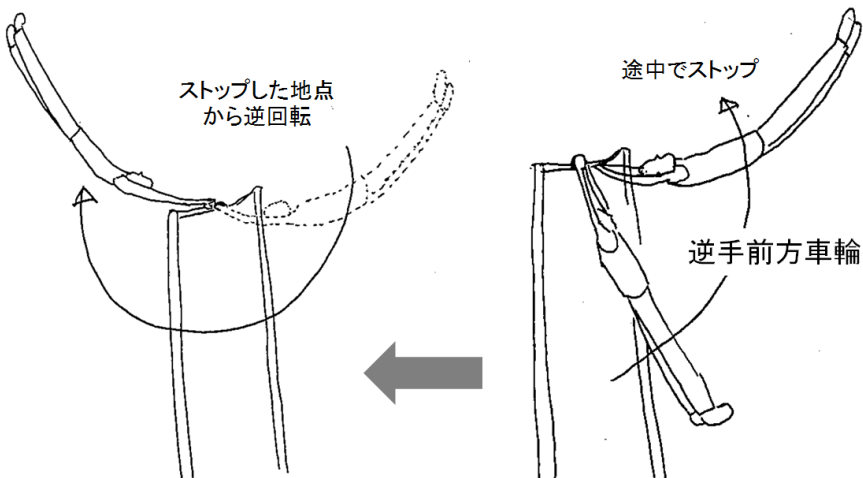
試合を想定した鉄棒の練習中、逆手前方車輪の途中で勢いが足りず回転が途中で止まり、倒立に近い形から前方車輪とは逆方向に回転を始め、その勢いで鉄棒から手が離れてしまい、首からマットに落下して頸髄損傷、頸椎脱臼の傷害を負い、胸部から下がまったく動かなくなる後遺症を負った事例

《事案の概要》

公立高校器械体操部に初心者で入部し、器械体操歴 2 年であった 3 年生の V は、4 名の部員の中で最も技量が高く、キャプテンを任されていた。事故当日の平成 22 年 4 月 7 日、部活動は午後 1 時頃から始められ、部員らはストレッチや筋トレを中心に自主練習を行っていた。午後 3 時 20 分頃、予め来るとは告げられていなかった外部指導者である G コーチが突如体育館に現れ、同年 5 月 1・2 日開催予定の体育大会の日が近いのに部員らが大会プログラムの練習をしていないのを見て、「試合前に何やっとんねん。」と言って叱り、5 分間ウォーミングアップをしてすぐに通し練習を行うよ

う指示した。そこで V は、本件鉄棒の通し演技の練習を行うこととした。その際、G コーチは鉄棒から約 10 メートル離れた位置に立って、V の演技を見ていた。また G コーチはかねて部員らに対し、鉄棒の通し練習では大会本番と同じ気持ちで演技するよう指導し、さらに大会では演技の途中で補助が入って演技が中断すると減点になるため、途中で失敗しても鉄棒から手を離して降りるのではなく、「意地でも最後まで通せ」と指導し、また演技者が途中で失敗しても極力補助に入らないよう指導していた。

V はこの通し演技の練習中、逆手前方車輪に入り背中側に回転しようとしたが、勢いが足りず回転が途中で止まり、倒立に近い状態となり、その後、前方車輪とは逆の腹側に回転を始めた。この際 V は鉄棒から手を離すことなく、両逆手で鉄棒を握ったままの状態であったため、遠心力等の勢いがついた状態で鉄棒から手が離れ、落下し、頭部及び頸部を床面に敷かれたマット上に激突させ、頸髄損傷、第 5 頸椎前方脱臼の傷害を負った。



図：本件事故の状況

《裁判の状況》

本件で、過失が存在したのは大阪府学校支援人材バンク制度に基づき大阪府教育委員会が委嘱した外部指導者の G コーチであり、体操部の顧問教諭はそもそも体操の指導をしたことがなく、部の活動は実質的に G コーチに任せきりであった。V（原告）側は、「顧問は（部活動運営に際して）G コーチと打ち合わせをせず、G コーチが来ない日も部員だけで練習をさせ、十分な補助体制を整えた状態で本件演技を行わせる義務を怠った」として、G コーチ及び顧問にもそれぞれ注意義務違反があったと主張し、学校設置者である大阪府に対して、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、2 億 5 千万余りの損害賠償を求めた。

1 審では、本件当時、V は鉄棒演技中、本件のような体勢になった場合には、①鉄棒から手を離して危険を回避する技量をすでに習得していたこと、②そうであれば、G コーチは自ら又は他の補助者を付ける義務を負っていたとは認められないこと、③通し練習について「意地でも最後まで通せ」という指導は、いかなる危険があっても鉄棒から手を離してはならないとの趣旨で発せられたものとは解されないことなどからすれば、G コーチ及び V にあっても、通し練習について、危険回避よりも鉄棒から手を離さないことを優先していたとは考え難い。したがって、G コーチや顧問らの指導にはいずれも違法性がないとして、V らの訴えを棄却した。

そのため V らは、この判決を不服として大阪高裁に控訴した。

《判 決》

本件のような状況になった場合の危険回避方法としては、①鉄棒から手を離して着地する危険回避方法、②逆手を順手に持ちかえる危険回避方法及び③手首の返しによる危険回避方法があるところ、うち①は演技者が容易かつ確実に安全を確保することができる最も適切な方法であり、V は、本件事故当時、この危険回避方法を容易にとることができる技量を身に付けていた。

これに対し、②の方法は技術的に難度が高く、当時の V の技能では失敗する可能性があった。また、③の方法は、技術的に難度が高いだけでなく、本件のような状況での危険回避方法として安全性を欠き不適切なものであった。そうであるのに、V は、G コーチから、②と③の危険回避方法は安全性を欠くからとってはならないなどの指導を受けていなかった。

G コーチは、V ら部員に対し、鉄棒の通し練習では大会本番と同じ気持ちで演技するよう指導し、途中で失敗しても鉄棒から手を離して降りるのではなく、意地でも最後まで通せ（演技を続けるように）という指導をしていた。

また、本件状況になった場合における危険回避方法としては、G コーチは通し練習中であっても鉄棒から手を離して着地する危険回避方法をとるよう指導することはなかった。

そして、G コーチは、通し練習中に本件状況になった場合、①の危険回避方法を取り鉄棒から手を離して着地するか、そうしないで②又は③の危険回避方法を取り演技を続けるかの選択を演技者自身の判断に任せるとの趣旨の指導をしていた。

したがって G コーチは、指導を受けた V が、通し練習においては途中で失敗してもできる限り鉄棒から手を離して降りるのでなく演技を続けようとする意識が強くなり、②や③の危険回避方法をとろうとしたりする可能性を予見することができ、さらに、上記不適切な回避方法をとった V が、補助者による補助行為により回転を止められない限り、回転の勢いにより鉄棒から手が離れて飛び出すことを予見することができたといえる。

前記の諸点に照らすと、G コーチが、V に対し、本件演技の通し練習に関する指導をするにあたっては、通し練習のときであっても、本件のような状況になった場合には必ず鉄棒から手を離して着地するよう指導すべき注意義務があり、G コーチには、上記事項を含まない通し練習に関する指導をしたことにつき、注意義務を怠った過失があるというべきである。

また、通し練習中に本件状況になった場合に必ず鉄棒から手を離して着

地するようにとの指導を受けていないVが、本件通し練習をするにあたっては、Gコーチには、Vが本件状況になった場合に鉄棒から手を離して着地する危険回避方法ではない他の危険回避方法をとろうとして鉄棒を逆手握りで握り続けたまま前振りになったときに、補助行為によってVの回転を止めることができるよう自ら補助者として鉄棒下の適切な位置に立つべき注意義務があり、Gコーチには、自ら補助者として鉄棒下に立つことなく、鉄棒から約10メートル離れた位置に立ってVの演技を見ていたことにつき、注意義務を怠った過失があるというべきである。

(大阪府に計1億9,669万円の賠償命令)

《解 説》

1審と2審とでGコーチの指導に対する評価が180度変わっているのは、Vが通し練習を行うに際して、技が失敗した際に安全な危険回避方法を取るという選択が容易にできたのか否かという点の判断の違いによるものです。とりわけ、「意地でも最後まで通せ」という指導がどこまでVの判断を拘束したのかという点で、評価の違いが出ました。

1審では、「危険回避よりも鉄棒から手を離さないことを優先しろ」という指導は行っていなかったものであり、Vは自らの判断（自由意思）で手を離さないことを選択したといえ、指導に違法はない」と評価するものであり、2審では、Gコーチは特に通し練習を行う際には「技を失敗しても手を離して降りるな」と指導していたのみで、「逆手前方車輪が途中で止まって逆回転になる」という具体的状況においては、Vの技量からして、「安全に危険回避を行うためには鉄棒から手を離すしかないため、躊躇なく手を離さなければならない」と、具体的な指示を出さない限り、Vが自らの技量では対応できない方法で無理に演技を継続することは予想できたはずだ、としたのです。

この高裁の判断は、正しいといえます。本件の事実経過からすれば、突然途中から体育館に現れたGコーチは、明らかに試合の結果に気を揉んで

おり、対して部員たちに「試合に近い」という焦りや緊張感がないことに
対し、いら立っていたものと思われるからです。したがって、こうしたい
ら立ちとともに叱責された部員たちは、平素より指導されている「意地で
も最後まで通す」という姿勢を見せなければ、さらに叱責されるというプ
レッシャーを感じても不思議ではありません。

G コーチは小学生の頃から大学卒業までの器械体操競技歴を有しており、
高校を卒業した頃から1か月に3回程度本件高校に行き、器械体操部の部
員と共に練習したり、部員に対しアドバイスをしたりすることがあった
ということです。そして大学在学中の平成21年度からは、大阪府教育委員
会からの委嘱を受けて、正式な外部指導者として本件高校の器械体操部に
週3回程度派遣されるようになり、部員に対して実技指導を行うようになって
いたといえます。この制度による外部指導者は実質的にはボランティア
であり、大阪府では活動実績に基づき交通費相当の謝礼が支払われていま
す。

このように、外部指導員がボランティアで部活動の指導を行うことのイン
センティブとしては、①OBとしての愛校心から、②教員志望であり派
遣先の学校と顔をつないでおきたい、③純粋に少年にスポーツを教えるの
が好きである、また指導方法を学びたい、④空き時間を利用して自分の練
習場所を確保したい、など様々なものが考えられます。このように、純粋
な気持ちで生徒たちとの関わりを持つとすることは非常によいことなの
ですが、そこでの活動に「勝利至上主義」の考えが入り込むと、非常に危
険なものとなります。本件のように、顧問教諭がその競技の経験がなく、
部活動には一切顔を出さず外部指導員に「丸投げ」しているような場合に
は、外部指導員が部活動を私物化し、スパルタ指導が横行する危険な部活
動になることがあります。

確かに、器械体操において演技を「思い切ってやる」ということは必要
な要素です。しかし、「失敗を恐れずに果敢に挑む」ためには、「何度も
失敗できる」、つまり、失敗しても安全が保障されているという必要があ

ります。例えば本件のように鉄棒で大技を行うという場合、万が一落下しても衝撃吸収マットがしっかりと敷き詰められていたり、必ず補助が入るなどの「安全性の確保」の条件がないのであれば、「思い切ってやる」べきではありません。

大阪高裁の認定事実によれば、Vは、「本件事故当時、本件演技を成功すること（失敗なく最後まで通すこと）と失敗することがある状態であり、成功と失敗の割合は各 50 パーセント位であった」とされており、成功率が五分五分では、未だ演技は完成していないといえるでしょう。そして五分五分の状況にあって、3つの危険回避方法のうちVは②の方法を完全に身に付けていなかったこと、③の方法は本件の状況ではそもそも安全性を欠き不適切なものであったことからすれば、Gコーチとすれば、技の成功率の高くない現段階において、Vの安全を保障するために、途中で失敗した際には必ず①の手を離す危険回避方法を取れと伝えておくか、予めVに②の危険回避方法を完全に習得させておくかの、いずれかの方法を取る必要があったのです。

本件事故当時、Gコーチは「10メートル離れた位置に立って見ていた」としていますが、技の成功率 50%の生徒であれば、1回失敗して1回成功するという状況なのですから、「失敗することが事前に十分に予測できていた」と考えるべきです。鉄棒を握って回転している中、どのタイミングで手が離れるかということは、その技の力学的な構造を知り尽くしているコーチであれば十分わかっているはずであり、遠心力が最大になる「逆方向への振り切り」の段階で手が離れてしまえば、身体が大きく飛ばされ、頭部から落下することは当然予見できるはずです。そうであれば、どこで失敗してどんな状態になるかを予測し、それに応じた補助を行うために備えておくことは、本件においては当然要請される安全配慮であったといえるでしょう。

そもそも、本件でGコーチは、突然部に顔を出して大会用の練習をしていない部員たちを叱り飛ばし、5分間のウォーミングアップの後にすぐに通

し稽古を指せていますが、この間に部員たちと十分なコミュニケーションを取った形跡はありません。試合を想定した緊張感のある練習を行うのであれば、まず一人一人の生徒の体調や身体的コンディション、精神的な状態を確認した上で、最初にしっかりと補助を配した上で演技を通してみて、動きの問題点とその改善点を指摘し、その部分を意識させた上でその部分の練習を何度か行い、補助なしでまず問題ないと判断できてから、再度通し練習を行うような慎重さが必要であったと思われます。本件では部員は4名であり、試合で最も好成績が見込まれるのがキャプテンであるVだという事情からみても、そうした対応は難しいことではなかったはずです。



【事例 4】 私立高校柔道部

柔道部で乱取の練習中、受け身が十分に習得できていない初心者の部員が他の部員から投げられ、受け身の姿勢が取れないまま頭部から落下し、さらに事故後の対応も不適切だったために病院搬入が遅れ、急性硬膜下血腫の傷を負い、それによる高次脳機能障害等の重い後遺障害が残った事例

《事案の概要》

Vは平成21年4月15日に初心者で柔道部に入部し、練習参加17日目で本件事故に遭った。入部から17日間でVら新入生が行った練習メニューは以下の通りである。

① 4月15日(水)	準備体操、受け身の練習 (後ろ受け身⇒横受け身、前受け身)
② 16日(木)	
③ 17日(金)	
④ 18日(土)	
⑤ 20日(月)	準備体操、受け身の練習 (後ろ受け身、横受け身、前受け身、前回り受け身) [20～23日までVのみ別途ブリッジトレーニング]
⑥ 21日(火)	
⑦ 22日(水)	
⑧ 23日(木)	準備体操、受け身の練習、上級生相手に約束練習
⑨ 24日(金)	
⑩ 27日(月)	準備体操、受け身の練習、1年生でかかり練習・打ち込み練習、上級生と約束練習
⑪ 28日(火)	
⑫ 30日(木)	準備体操、受け身の練習、1年生で大腰や大外刈りのかかり練習・打ち込み練習、上級生と交互に投げ合う約束練習
⑬ 5月2日(土)	
3～5日はGWで休み	
⑭ 6日(水)	《上級生と同じメニュー》 準備体操、打ち込み練習、乱取り練習、投げ込み練習
⑮ 7日(木)	
⑯ 8日(金)	
⑰ 9日(土)	

Vの乱取りの相手になったのは、中学1年から柔道経験があり、他の未経験の1年生たちより1週間早く入部して上級生たちと同じ練習メニューをこなしていたQであった。VはQから内股をかけられ受け身が取れず、頭から落ちた。Vは顧問に対し「頭を打ったので休憩させて欲しい」と申し出、顧問はこれを許可し、「水を飲みたいのなら飲んでくるように」と指示した。Vは一人で水飲み場に行ったが、なかなか戻らなかったため、顧問は2年生部員Rの様子を見に行くよう指示した。Rが水飲み場に行っ

てVを連れ戻す途中、Vが嘔吐したため、Rは1人で道場に戻って顧問に報告し、再度Vのところに戻って道場に連れ帰った。顧問はVに対して横になって休むように指示したが、やがてVは再び嘔吐して容態が悪化したことから、119番通報をし、練習は中止された。

Vは搬送先の病院で急性硬膜下血腫により開頭手術を受けたものの、高次脳機能障害や視野狭窄の後遺障害を負うこととなった。

《Vの受け身の習熟状況と乱取りに際しての注意》

Vは当初、受け身の際の首や顎の使い方に問題があったが、上級生や顧問から指導を受けて練習した結果、次第に受け身ができるようになり、4月末から5月初めころまでには他の部員や顧問から、他の部員と遜色のない程度に受け身が取れているとみられていた。そして顧問は、Vの練習中の受け身の状態を見た上、上級生からVにつき受け身が取れていないとの報告もなかったことから、Vを5月6日から他の1年生の未経験者と同様乱取り練習に参加させた。乱取り練習に際し、顧問は上級生及び1年生の経験者に対して、1年生の未経験者を相手にするときには受け身を取りやすいように上手に投げること、荒い投げ方や無理な投げ方をしないこと、引手を離さないことなどの注意をしたが、特定の投げ技について禁止したり制限したりしたことはなかった。顧問は柔道部の練習中、校務により道場を不在にすることもあったが、その場合には乱取り練習は禁止されており、乱取り練習中は道場に来て上座に座り、部員たちに向かって声を出したり、指導したりしていた。

《判 決》

Vは柔道未経験者であったにもかかわらず、柔道部に入部してからわずか14日目に乱取り練習に参加し、17日目に本件事故に遭っており、その間、受け身だけを集中的に練習したのは7日間、かかり練習ないし打込み練習や約束練習を行ったのは6日間にすぎない。乱取り練習前に必要な受

け身の練習期間についての明確な基準はないことや、實際上 V が入部以降毎日受け身の練習を重ねていたことを考慮しても、上記のような練習日程では、V が実戦形式の練習である乱取り練習に耐え得るだけの受け身の技術を習得していたかどうか疑問があるといわざるを得ない。特に、V は、当初、受け身の際に首や顎の使い方が悪かったため特別の筋力トレーニングを行ったが、このトレーニングはわずか 3 日間で終わったこと、部員 a は陳述書において、入部当初の V の印象について、見た目は背が高いけど姿勢があまり良くなかったんだ感じで、態度がおどおどしていたと述べていること、Q は陳述書において、投込み練習の最初のころ V はとても投げにくく、タイミングが合わないと感じることがあったと述べ、尋問でも、V について、当初力んでいるという感じや投げにくいという感じ、あるいは運動神経があまり良くないという印象があり、また、約束練習では構えた感じがあり、投げられやすいように受け身を取ろうとする姿勢があまり感じられず、投込み練習のころには先輩たちからもう少しきれいに受け身を取るよにというアドバイスが出ていたなどと証言していることが認められるところである。V のこのような特性や練習時の状況からすると、4 月末から 5 月初めの時点において V が他の部員と遜色ない程度に受け身が取れるようになったといっても、それは約束練習等の定型的な練習場面に限ったことで、実戦形式の練習である乱取り練習を行うにはいまだ危険を伴う状態であった可能性が高いといえる。なお、顧問は、自ら V に技をかけて受け身の習熟度を確認したことはなく、V が乱取り練習を無事にこなせるだけの受け身の技能を身につけているかどうかを慎重に吟味した形跡はない。

また、V が投げ技の練習を開始したのは 11 日目からで、乱取り練習までに 3 日間しか投げ技の練習をしていなかったから、投げ技についても十分習得していたとは考えられない。ところが、V は、こうした状態で明らかに技能格差のある Q と乱取り練習をしたのであるから、V が防戦一方となり、その結果、投げられまいとして円滑に受け身を取ることができなかつ

たという事情もあったと考えられる。

そうすると、4月末から5月初めころの時点においてVが乱取り練習に必要な受け身を取ることができると顧問や他の部員からみられていたこと、乱取り練習を開始する際に顧問が上級生や1年生の経験者に対して荒い投げ方はしないようになどと注意していたこと、被告高校は柔道の強豪校ではないため勝負にこだわった練習をする雰囲気ではなく、また、部員数も少ないことからどの部員がどのような技を使うのかある程度予測可能であったこと、Vは14日目から16日目までの3日間の乱取り練習に参加し無事に終えていたこと、本件事故前の各種練習においてVが他の部員から内股で投げられ、これに対して受け身を取っていた可能性があること等の事情を考慮しても、Vが乱取り練習を安全にこなすためには、更なるかかり練習ないし打込み練習、約束練習や投込み練習を重ねる必要があったと認めるのが相当である。よって顧問は、乱取り練習に参加することにより発生する危険からVを保護するため、乱取り練習参加前に、Vに対してより十分なかかり練習ないし打込み練習、約束練習や投込み練習をさせ、もって受け身や投げ技の技能をより向上させるべきであったにもかかわらず、そのような練習方法を実施しなかったのであるから、この点につき安全配慮義務違反があったというべきである。

また、「柔道の安全指導」（全柔連発行）によれば、頭を打つか、打った可能性があるときは、無理に起こそうとせず、まずその場合に寝かせ、また、意識があっても時間・場所などを認識できない見当識障害や健忘があり得るので、名前や日付などの確認を行う必要があるが、顧問は、Vから頭を打ったとの報告を受けた際、水を飲みに行くように指示だけで、寝かせたり意識確認をしたりした事実はない。また、意識がしっかりしていても、頭痛や嘔吐があれば直ちに救急病院に搬送する必要があるが（「柔道の安全指導」）、顧問は、RからVが嘔吐したとの報告を受けても、直ちにかかる措置を講じることなく、道場の一角に横になって休むように指示したのみである。よって、顧問の本件事故後の対応も適切であったとは

いけない。

《解 説》

投げ技による頭部外傷の裁判において必ず問題になるのが、被害生徒の受け身の習熟度です。とりわけ柔道頭部外傷事故は、5月・6月という時期の中学又は高校1年生部員に多いとされていますが、これは、入部から1ヶ月程度経過した頃から、新入部員は受け身が習得できたと見なされ、初心者用の別メニューを終え、上級生を交えた実践的な練習に参加するようになるためだといわれています。

「受け身が習得できた」と簡単に言いますが、その習熟度を見極めるのはそう簡単なことではありません。まず、「習得できた」とする絶対的基準が存在しません。先生が複数の技を複数回投げても、問題なく対応できると判断できたとしても、別の生徒と組んだ際に同じ動きができるとは限りません。上級生がうまく引き立てるような稽古をしてくれていたとしても、初心者同士で組んだ際にうまく受け身が取れなければ、やはり事故になります。

また「1ヶ月」という数字にも合理性はありません。柔道整復師の学校を卒業した人でも、「授業で必修だから仕方なくやっていたけど、受け身が下手くそで、最後まで苦手だった。乱取りは怖かったという記憶しかない」というようなことを言っていることがあります。嫌いなものを嫌々やらされているという意識だから、上達する訳がないという意見もあろうかと思いますが、実際に興味を持って入った部活でも、イメージとのギャップに直面して早々に嫌気がさすということはよくあることです。モチベーションが低いままスポーツ活動に参加すると、確かに怪我のリスクは高くなりますが、「受け身の練習ばかりでは飽きて意欲を無くす」と考えて、時期尚早に実戦練習をさせたとすれば、より一層、事故のリスクを高めることになります。

したがって、本件判決も示唆するように、投げ込み用マットを用いての投げ込み及び受け身の練習を十分に行い、身体感覚を身に付けてから、徐々に時間をかけて畳の上での打ち込み、投げ込み、約束練習へと移行するようにし、その間うまく声掛けをして励まし続けていたとすれば、たかが1ヶ月や2ヶ月で柔道への意欲を無くすということはないはずですし、何よりも生徒の命を守ることに繋がります。

また判決が示唆する通り、受け身が取れるか否かを「慎重に吟味した形跡があるか」、すなわち、技を限定しない乱取りを行わせるのであれば、少なくとも顧問自身が初心者部員1人1人と組んで技をかけてやりながら、「およそどのような技を不意打ちで受けても、頭だけは打たないよう、とっさに対応できるだけの習熟度である」との見極めを行っておく必要があるでしょう。さらにこの際、顧問の主観的な判定に加えて、他の部員たちの意見、そして当該生徒に対しても「どんな技がきても対応できる自信があるか」を確認する必要があるでしょう。実際には「ちょっとまだ自信がないから、乱取りはまだやめておく」という選択をする生徒もいるかもしれませんが、そうした選択を躊躇させない指導も必要でしょう。

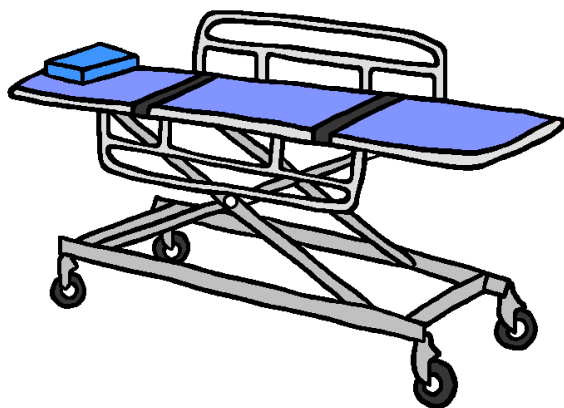
なお本件では、Vの入部から13日間だけ初心者用の特別メニューが組まれていただけで、さらに3日間の休み明けに再開した部活動でいきなり、上級生と同じメニューに参加させていますが、明らかに不適切であったといえるでしょう。休み明けに部活動事故が多いことはよく知られており、これは、身体が休み前の活動レベルに戻っていないためであると考えられています。たかが三日間と思うかもしれませんが、初心者は習得したばかりの身体感覚や技術を取り戻すために、当然ながら経験者以上の時間を要します。さらに本件の12日目の練習を見ると、11日目の練習から1日空いていて、さらに翌日も1日空いているのですから、練習は1日おきと断続的でした。この状態で三日間の休みを挟んだのですから、たかが三日間と考えるのではなく、慎重を期して「三日間も空いたから、まずは休み前と同じ練習で勘を取り戻させよう」と考える必要があります。それなのに

実際には、それ以降は受け身の練習を行わず、上級生と一緒に打ち込み練習、乱取り練習、投げ込み練習を行わせています。この練習が4日間続いたのですが、この間Vは、かなりの緊張感をもって組み練習に臨んでいた可能性があります。

さらに顧問は、乱取り練習に際して、上級生及び1年生の経験者に対して、1年生の未経験者を相手にするときには受け身を取りやすいように上手に投げること、荒い投げ方や無理な投げ方をしないこと、引手を離さないことなどの注意をしたとしていますが、果たしてQが当時このような初心者を引き立てるような稽古を行うだけの技量を有していたかは明らかではありません。むしろ、本当にVが「(通常の)乱取り練習に必要な受け身を取ることができる」と見られていたのであれば、相手は殊更、投げ方に注意する必要性を感じることはなかったともいえるかもしれません。

また本件では、頭を打ったという申告をしたVに対して顧問は、非常に不適切な対応に終始しています。柔道では、投げられて畳で頭を打ったことにより急性硬膜下血腫を発症する事故が後を絶ちません。まずは2(1)1)でみたように、脳震盪を疑い、15分間は様子をみながら話しかけ続けて意識状態を確認し、少しでも様子がおかしいのであればすぐに病院に搬送する必要があります。決して一人にすることがあってはなりません。そして、いうまでもなく頭部を打撲後の嘔吐は、頭蓋内出血の重要なサインですから、直ちに緊急事態と判断して救急車を呼ぶことが鉄則です。

事故が起こった時、
知っておいて頂きたいこと



5. 何に気を付けるべきか

※この章を飛ばして、まず、次章の「名古屋市立向陽高校の対応」（133頁以下）を読んでおいて頂ければ、以下で述べられていることが単なる机上の空論、理想論ではないということが、よくご理解いただけるかと思えます。お時間があれば是非、先にそちらをご一読頂き、再度この章に立ち戻って頂ければと思います。

当然のことではありますが、事故は、思いもよらないタイミングで、思いもよらない場所で、突然起こります。学校管理下における事故（以下「学校事故」）といっても、教職員が立ち会っていない状況で起きるかもしれませんし、学校外の施設や屋外で起きるかもしれません。

いずれにしても、朝、元気に学校に出掛けたわが子が、学校から病院に運ばれたとき、ものも言えない状態になって戻されたとしたら、親は全力でわが子の回復を願うと同時に、「いったい何が起こったのか」ということを知りたいと、強く強く望みます。そして当然、学校が、あるいは事故時に立ち会った先生が、関係者の聴き取りなどの迅速な事実調査を行い、しっかりと事情を説明してくれると信じます。これは、親であれば当然の心情でしょう。決して、怒りをぶつけようとしているわけでも、学校側の責任を追及しようと身構えているわけでもありません。親は、そばにいて守ってあげられなかった、できれば代わってあげたかったという痛恨の思いから、子どもがその時どのような状態で、どのような思いでいたのか、どのような苦痛を味わったのかということを知り、その時のわが子と同じ思いを味わいたいと、切実に望むのです。

私は、2008年頃から十年以上、学校事故被災者や家族・遺族の方々と交流をしてきていますが、学校や自治体、教師個人をも相手取って訴訟を提起し、何年も裁判闘争を行ってきた被災者たちであっても、そのほとんど

が「当初は裁判なんて考えてもみなかった」「学校を責めようなんて一切考えていなかった」とおっしゃっています。その方々はただ、「きちんと説明して欲しかった」「一言、謝って欲しかった」という一途な思いに突き動かされてきているのです。

本来、教育活動の場として家庭から子を預かる学校と、それを信頼して子を預ける保護者とが、対立関係、紛争状態になってしまうということは、できる限り避けるべきです。そうした事態は、被災者やその家族を地域から孤立させたり、学校・教職員の信頼が失われたり、在校生やその保護者らが混乱し、傷つけられるなど、あらゆる立場の人々に重大な負担や影響を及ぼすこととなります。したがって、説明責任を尽くし、誠実に対応してゆくことが、学校の責任の果たし方であり、信頼の確保のために不可欠なのです。

しかし残念ながら、学校事故により学校と被災者・保護者との間で対立関係が生じてしまう背景原因のほとんどは、事故直後からの学校の「対応」から出発しています。

報道等を注意深くみると、被害者側が学校や自治体を訴える決断をするのは、事故からずいぶん時間が経過してからだということに気付かれると思います。ネットなどでは「なんで事故から5年も経って？」などと、いぶかしげなコメントが投稿されているのをよく目にします。この間、被害者側は何をしていたのでしょうか？ 実際には、学校側に対して、事故の調査を行って欲しいということを粘り強く交渉していることがほとんどです。学校に行って要望を伝え、「○月○日までに回答を出します」と言われ、○月○日になって再び学校を訪れても満足のいく回答は得られず、さらに要望を書面にして出直しても同じことが繰り返されて・・・というように、月日はどんどん過ぎていきます。その間、教育委員会が間に入っても、同様の「暖簾に腕押し」の対応が延々と続き、ついに「学校側はわが子の被害に真摯に向き合う気がない」と確信することになります。

NPO 法人ジェントルハートプロジェクトが 2010 年に実施した学校等での事故・事件で重大な被害を受けた当事者や家族を対象とした「当事者や親の知る権利についてのアンケート調査（有効回答数 51）では、「責任があると思われるひとたちから謝罪を受けましたか」との質問に対し、謝罪を受けた人はわずか 25.5%（17 名）に過ぎず、さらに「心からの謝罪だと感じられた」と回答しているのは 1 名だけでした。また、「学校や教育委員会から自発的な説明はありましたか」との問いに対しては、「なかった」が 81.4%（41 名）となっています。

そこで本章では、事故が起きてしまった時に学校がすべきことを考えていきたいと思います。

（１）迅速な救急措置—子どもの命は最優先

事故が発生した場合、何よりも子どもの安全が最優先されるべきことはいうまでもありません。子どもが頭や首、背中などを強打したような場合や、何らかの不調を覚えた時には、ただちに本人や周りの部員たちに申告させ、外から異常が認められないと思われる場合であっても、安全な場所で安静にさせ、さらに慎重に様子を見る必要があります。特に頭頸部の病変は、受傷直後から明らかにならないこともあり、徐々に、または急激に悪化して、やがて取り返しがつかない事態となりえます。意識障害がみられるような場合には、決して動かさず、ただちに救急車を呼ぶことが必要です。

また、近年のとんでもない猛暑により、子どもたちは常に熱中症のリスクにさらされています。子どもは汗腺が未発達であるため、大人に比べて体温調節が苦手です。そしてその一方で、大人と比べてコミュニケーション能力が低いのです。そのため自分の身体に違和感を覚えたとしても、周囲に「調子が悪い」「普段と違う」と伝えらず、「おかしい、おかしい」と思いながら重症化していることが多いのです。

「いつもは元気なのになんかおかしい」「やたら『疲れた』という」「生あくびばかりしている」「言葉づかいがいつもよりぞんざい」など、気になるサインを生徒が出していないか、注意が必要です。

2018年の夏は「災害級」の猛暑で、熱中症での救急搬送が2008年の調査開始以来最多であったと報じられました。そのような中、愛知県豊田市では、7月17日の午前中に小学校の校外学習に出ていた小学1年生の男子児童が、熱中症で亡くなりました。この児童は、行きに少し遅れ気味でいたので、担任が声を掛けたところ「疲れた」と言い、帰りの際にも「疲れた」と言っていたそうです。教室に戻った後、担任が気にかけていると、児童は唇が紫色になってきて、間もなく意識を失いました。「疲れた」とか「眠い」といった言葉でしか表現できなかったのですが、この時の児童の身体のだるさは、Ⅰ度熱中症に相当する症状だったとみられます。この時点で担任が児童の異変に気付くことができて、すぐに学校に戻して涼しい場所で休ませていれば・・・と思われてなりません。

特に夏場の運動中、水を飲ませようとしても飲めない、足がもつれる、意識がもうろうとしている、上手く言葉がいえぬ、おかしい行動をとるなどの徴候が認められる悪い場合には、すぐに医療機関を受診させる必要があります、救急車を呼ぶことを躊躇すべきではありません。

以前、学校が「救急車を呼ぶためには校長または教頭の許可を必要とする」という、信じがたい危機対応体制をとっていたために、救急搬送が遅れて児童の命が救えなかった、という話を学校事故のご遺族から聞き、本当に驚いたことがあります。その時は、「地方の特殊な学校だったのだろう」と考えていたのですが、その後、そうした対応を取る学校は少なくないのだということを知り、再度驚きました。

日本教育法学会学校事故問題調査特別委員会は、10府県の公立小・中・高1200校を対象として学校の救急対応に関する調査を行い、その結果を1996年の学会総会で報告しています。それによりますと、33.8%（182校）の学校が「救急車を呼ぶ判断」を行う者として「校長等管理職」と答えた

ということです。学校管理下で起きた事故の責任は学校の管理責任者である校長ということから、そうした対応となっているのでしょう。しかし、事故はその内容によっては一分一秒を争うものとなります。現場の先生や生徒が、少しでも「まずいのでは？」と思ったのであれば、迷うことなくその場で救急車を呼べるようにすべきです。

上記の調査では、「救急車を呼ぶべきでありながら呼ばなかった」学校が 31 校 (5.7%) あったと報告されています。そのうち 14 校は「救急車より早い手段があったため」としていますが、残る 17 校は「生徒の動揺を気にして」(8 校)、「教職員が消極的」(4 校)、「校長が認めなかった」(3 校)、「授業への影響」(2 校)などの理由で呼ばなかったということです。

何度でも繰り返しますが、子どもの命は、いかなるルールよりも、大人の都合よりも、必ず優先されなければなりません。生徒や授業の平穏が乱されるということと、救えた命が救えないという事態と、どちらが重大であるかは、誰でも理解できるはずです。

なお、事故が起きた時、その場に居合わせた教職員が、自分たちだけの判断で迅速かつ適切な問題解決を図ろうと考えるあまり、パニックとなり、正常な判断ができなくなることもあります。2 (3) で触れた「ASUKA モデル」のきっかけとなった桐田明日香さんの場合も、1 人の教師が死戦期呼吸を「呼吸している」と読み間違え、AED が使用されないというミスが起こっています。

一人一人の教職員が初歩的な救急措置を心得ており、学校に救急対応体制が周知徹底されていたなら、そうした「初期対応のミス」を避けることができます。AED の講習会の実施とあわせて、安全講習会の定期開催や学校の状況に応じた危機対応マニュアルを作成・配布しておくなど、全教職員や部活動のキャプテン、全部員たちが、日頃から救急対応に関する正しい共通認識を持つよう心がけておいて頂きたいと、切に願います。

（２）事実確認

子どもの生命・身体の安全を確保した後に、事実確認は、できる限り迅速かつ確実に行われる必要があります。できれば事故の直後に、事故の発生した現場で、その現場に居合わせた教員・生徒の全員に対して、「いつ、何を見たか」「その時どう思ったか」などについての聴き取りが行われることが望ましいでしょう。

その際、できれば生徒たちに直筆、署名入りで「自分が見たこと」について、ありのままに書き出してもらおうとよいと思われます。生徒の動揺が大きかったり、特定の生徒の故意や過失が原因となっていると思われるような場合であっても、先生は、できるだけ生徒たちの心情に配慮しながらも、「今後の事故の検証や家族への報告のために必要である」ということを丁寧に説明し、誰かを責めたり、怒ったりすることが目的ではないということを、しっかりと理解させるようにして下さい。

そして、そこで得られた証言は原則として、そのまま家族への報告に用いるべきです。ご家族の不安や疑念を生じさせかねない内容が含まれていると思われるような場合でも、その時点で情報を下手に隠したり、虚偽を告げることは賢明ではありません。人の口に戸を立てることは不可能です。「隠した」「事実を捻じ曲げた」という情報は、どこかから必ず漏れると考えて間違いないと思って下さい。それが回りまわって遺族の耳に入った時の衝撃は、学校から直接事実が伝えられた場合の数十倍、数百倍になります。わが子の事故情報を歪曲されたという事実は、わが子の人権侵害そのもののものです。

お子さんが重態であったり、手術中であったような場合には、容体やご家族の不安が落ち着くまで、根気よく待つようにして下さい。ご家族が希望されるのであれば、翌日に再訪問するとしても構いませんが、携帯電話の番号を知らせるなど、学校側の誰かが、いつでも電話対応可能であると伝えておくことが望ましいでしょう。もし、保護者の方の精神状態に不安

があるようでしたら、誰か冷静に対応できる家族側の人を代表者として出して頂き、その時点で学校が把握している事実をしっかりと伝えておくことも考えられます。

その時点での事実確認に不備があったり、ご家族の納得が得られない場合には、できるだけ早く、再度の事実確認を行う必要があります。時機を逸してしまうと、関係者の記憶や証言内容は、様々な情報に汚染され、次第に不正確なものとなってきます。

管理職の先生方は、保護者の立場に立って、「もし自分の子どもが同じ事故に遭ったら、知りたいと思うであろうこと」を、できるだけたくさん情報収集するようにして頂きたいと思います。もちろんその際に、誘導や圧迫のようなことがあってはなりません。学校側に有利であれ、不都合であれ、「事実は事実」と割り切って、真摯な態度で、事故に関係した先生や生徒たちの協力を求めて下さい。

「何が起こったのか」を、迅速かつ正確に収集し、把握しておくことは、保護者の「知る権利」の充足による対立関係の回避はもとより、事故から年月が経ってからの関係者の度重なる呼び出しなど、関係者の負担を最小限にすることができ、事故の原因調査を容易にし、学校にとってもメリットになることは多いのです。

「起きてしまったこと」は、取り返すことができません。でもその代わり、「同じ事故を起こさないよう」原因究明に真摯に取り組むことで、学校への信頼を維持することができるはずです。

（３）原因調査・報告

校長は、家族への事故状況の説明をした後に、公的な事故の報告として、学校管理規則上、教育委員会への報告が義務付けられている「事故報告書」と、学校災害給付の請求の手続きに必要な「災害報告書」を作成することになります。しかし、この局面で、学校側と被災者・家族側の認識の「ズ

レ」が明らかになり、やがて不信が深刻な対立関係となってゆくことが少なくありません。

1) 事故状況の説明

部活動中の事故となれば、「わが子に何があったのか」を保護者が正確に知ることは、かなり難しいことです。まして、学校側の説明があいまいであったり、情報の開示に消極的であるような場合、保護者らは「学校は、何かを隠そうとしている」「とんでもないことが起きていたのではないかと、不安をつのらせます。「隠蔽」という文字が頭をよぎります。事故の報を受けて駆けつけてきた親族が「何かおかしいんじゃないの」「やましいことがあるから隠しているんだ」と、学校側に不信感を持たせるような言葉をかけることもあります。

こうしたことから、学校側にとっては、ことさら情報を隠しているようなつもりはなかったとしても、保護者がクレームを申し立ててきたり、学校側にとっては無茶とも言えるような要望を突き付けてくるかもしれません。

保護者にとって、「自分の子どもに何が起こったのかを正確に知ること」は親の権利であると同時に、子どもの権利を守るための義務です。看病や、最悪の場合には弔いという大変な状況の中で、「学校との初期の折衝がうまくいかなければ、子どもの情報が隠蔽されたり、事実がねじ曲げられて伝えられるかもしれない」という不安をもあわせて持たなければならないのは、筆舌に尽くしがたいほどの心労であるということを、どうかご理解下さい。

学校側も、事故の状況などの事実を正確に知っておくことは、事後の対応においてきわめて大切なことです。そこで、責任追及を受ける可能性のある事実をできるだけ保護者に知らせたくない考えるのは、学校管理者・教師としては当然の心情であると思います。でも、こうした事実を最初にいくら隠そうとしても、いずれ保護者は事実を知ることになります。

場合によっては、学校側の過失について、かなり誇張した内容として知ることになるかもしれません。そうした場合には、保護者と学校との対立関係は避けられません。

最初にどうか思い切って、学校側の落ち度も含めて、その時点で学校側が知り得た事実をありのままに伝えるようにして頂きたいと思います。最初に隠したり、嘘をついてしまったら、それを通すためにどんどん大きな嘘をつかなければならなくなります。嘘を嘘で固めるような姿勢を学校側がとり続けていたことが発覚した場合、責任者や担当者の責任追及はいつそう激しいものとなり、地域の信頼回復はより困難となります。

人間は誰でもミスをします。どんなに気を付けていても、小さな抜け穴からすり抜けるように、事故はどうしても起きてしまいます。ミスや欠陥を隠すのではなく、起きてしまったこととして素直に認め、保護者に謝罪することが、その後の紛争を小さくし、また避けるためにも、そして将来の安全な学校環境を構築するためにも、最も効果的な方法であることを知って頂きたいと思います。

2) 謝罪と法的責任

なお誤解されていることが多いのですが、この段階で学校側が「謝罪」を行うことと、法的責任（損害賠償責任）を認めることは、別の問題です。学校側としては、下手に保護者に謝罪をして「悪いと認めたんだから、賠償金を支払え」「裁判で非を認めろ」などと言われることを恐れているようですが、道義的責任（管理者個人としての結果発生に対する謝罪）と法的責任（学校側の故意または過失と因果関係のある賠償責任）とは同一ではありません。損害賠償は、公立学校管理下における事故の場合、国家賠償法によって、国または地方自治体（以下「国・自治体」）がその責任を負うのであり、訴訟となった場合、訴訟当事者は国・自治体となります。事故発生時に学校側が謝意を表明したとしても、その謝罪内容によって国・自治体を負うべき責任が決まるとは言えま謝罪と賠償のせん。むしろ、

学校側が一切の謝罪を避け、かたくなに責任逃れをし、保護者らの不信感をあおることで、慰謝料金額が増えることもあります。

「学校を信用してお子さんを預けて下さっていたのに、学校内で〇〇さんが重大な怪我を負うことになってしまったことにつきましては、心から申し訳なく思っております。教職員一同、〇〇さんの一日も早いご回復を心から祈っております。今後は、きちんと事故の状況等につき確認した上で、ご家族にご説明させて頂きたいと思います。」

このような慰謝の言葉は、教師の立場であれば自然と出てくるものでしょうし、後から非難される筋合いのものではありません。いかなる理由に基づくものであれ、生徒の身体の安全が損なわれたということ自体が、保護者の信頼を傷つけたということなのですから、そのことについて謝罪するのは道義的に正しい行為だと知っておいて下さい。

事後的な対応の中で、保護者の信頼を再度損なうことになったとしても、訴訟において「謝罪」という事実が過失の直接的な証拠となることは、まずありません。

保護者には、教師として、人として、誠意を持って対応することで、再度学校を信頼してもらえるよう、心掛けて頂きたいと思います。

○謝罪とは

謝罪は、一般的に思われているような単純なものではありません。とても難しく、また、謝罪する側の痛みを伴うものでなければなりません。

そもそもわが国では、相手に「謝る」という行為を、挨拶のレベルで行っていると指摘されます。自分では少しも悪くないと思っていなくても、相手の感情を慮って「形だけ」上手に謝罪することができます。恐らく、納得できないながらも「真摯に」謝罪したという経験のある人が殆どではないかと思います。

しかし、真の謝罪とは、単に「落ち度を認め、謝る」ことでは足りず、「もう二度と同じようなことが繰り返されない」という確信を被害者に与

えるようなものでなければなりません。そして、二度と同じことが繰り返されないためには、「被害者と同じ気持ちになる」ということが不可欠なのです。

被害者が感じている怒りや恐れ、痛みや苦しみを自分事として味わった時、口先だけの謝罪は何の慰めにもならないということを知るはずです。そうして被害者とともに泣き、苦しむことができて初めて、被害者はそこに「真の謝罪」を見ることになります。

「謝罪の場が設定された」ということで、その場を上手く収めさえすれば許しが得られる、との誤解が生まれやすいのですが、被害者の側からすれば、許すか許さないかは、その場でいかに加害側（学校側）が振る舞うかに託されています。謝罪の場での学校側の態度に激高し、より関係性が悪化することも少なくないのは、学校側の思惑—謝れば許してもらえ—と、被害者側の思惑—真摯な反省があるか否かを見極める—とのずれによることが少なくありません。

そのため謝罪に際して、弁解、言い訳、正当化、無視、軽視、反省なし、他人のせい、などといった姿勢は、被害者には容易に見透かされてしまい、さらに被害感情を悪化させることになります。

○謝罪と賠償の違い

これもよく勘違いされやすいのですが、弁償や賠償はあくまでも金銭的な「処置」であって、謝罪とは別個のものです。謝罪の場に臨み、早々に金額の話をするような暴挙に出るケースがありますが、「さっさと金銭で解決したい」という学校者の傲慢な態度がさらに被害者を傷つけ、怒りを生み出すことになります。そもそも、「何が起こったのか」という被害者の知りたいことがすべて説明されない時点で金銭の話をすると、被害者側は「何のために支払われる金なのか」と問いただしたくなるでしょうし、「お見舞い」などという抽象的な文言で差し出される金銭を不愉快に感じることもなるでしょう。特に、学校側が「示談」の期待を込めて差し出

す金銭には「逃げ腰」「他人事」の姿勢がありありとみえるため、被害者の怒りを増幅してしまいかねません。

被害を出してしまった際に求められる「損害賠償」は、あくまでも「被害の補償」であり、被害を金銭的に見積もることによって、相当する支払いを行い、被害者に与えたマイナスをフラットな状態にまで戻そうという意味合いのものです。しかし、身体に与えられた傷と、それによる精神的苦痛を金銭に換算することは、そもそも不適切であるともいえます。

したがって、「金銭を支払えば済む」という考え方は、極めて不誠実なものなのであって、示談の可能性を模索するのは、すべての事実が説明され尽くし、謝罪を受け入れる姿勢が被害者側にできてからとすべきです。

被害者に加害者の側の事情を理解しろと要求する前に、被害者の側の事情を汲み取ることが、最優先されるべきことは当然でしょう。

3) 災害報告書

災害報告書は、医療費が必要となった生徒とその家族の経済的負担を軽減することを目的として作成・提出される書類です。日本スポーツ振興センターに加入している児童生徒の学校の管理下における負傷・疾病、障害、死亡について、当該保護者に対し、医療費、障害及び死亡見舞金の給付の請求に必要な書類であり、学校管理下の災害に対して、医療費が支払われるものです。

しかし、同報告書は、教育委員会への「事故報告書」とほぼ同時期に作成・提出されるために、両者の整合性を考え、被災者らの認識とは異なる事実が記載されることが少なからずあるようです。同報告書の記載内容は被災者らには公表されないため、学校側が、いたずらにその責任を回避するような記載をしてしまいがちであったのだと思われます。

そのため、学校側から伝えられる事故報告と対応に不信感をもった保護者が、情報公開条例を使って情報開示の請求を行うこともあり、「事故報告書」の開示が認められない場合であっても、県情報公開監察委員から実

施機関に対して「災害報告書」の開示勧告が行われることもあります。そうした時に、虚偽の記載内容を保護者が目にしたとすれば、さらに学校に対する不信感がつのることになります。

同報告書の記載内容は、虚偽や推測を容れることなく、客観的な事実のみに基づいて記載するようにして下さい。保護者が希望する場合には、「事故報告書」とあわせ、保護者に対してその記載内容を確認してもらい、学校側の一方的な記載内容とならないようにすることも考えられます。

4) 事故報告書

教育委員会に提出した事故報告書の内容と保護者の見解との間にかなりの相違がみられたことで、保護者からのクレーム申立てと事故の再検証の要求がなされ、やがて訴訟へと発展してゆく事例が少なからずみられます。

学校側としては、初期の段階で教育委員会に対し「学校側に責任はない」という見解を示しておくことで、当座の責任追及やさらなる詳しい調査報告、煩瑣な書類作成の義務を免れようという意識が働くということも、理解できないことではありません。

しかし、「事実」が歪められた事故報告書の記載内容が、被災者や保護者の名誉を傷つけ、精神的な苦痛を与えるものと取られかねないものであれば、そうした書類を学校のための判断で不用意に作成すべきではありません。

以前、私が関わった柔道事故において、事故から10日後に学校側から出された報告書には、生徒が急性硬膜下血腫で緊急開頭手術を受け予断を許さない状況にあったにもかかわらず、「傷害状況」として「当該生徒の生命に別条はない」とのみ記載されており、さらに「経過概要」の項目には「尚、柔道部と傷病との間には直接の関係はないと、保護者から聞いている。」という、保護者が言った覚えもない事実が記載されていました。被災者からのクレームを受け、学校側は約1か月後に新たな「事故報告書」を教育委員会に提出しましたが、そこでは「傷害状況」が「幸運にも当該

生徒の命はとりとめられた。また、その後の検査で前頭葉に脳挫傷が判明し、高次脳機能障害が残存する。IQは74に低下した。」と書き直され、保護者からの伝聞とされる箇所は削除されました。この、両者の事実の相違は歴然としています。この間の保護者の、重態の子どもの付き添い看護に神経を減らしながらの必死の訴えは、本来であれば不必要であったものです。どうにかして子どもの権利を守ろうとする、親の必死の思いを想像してみてください。

学校側による不用意な記載による、後の対立関係を避けるためにも、災害報告書と同様、学校は、「現時点で把握している内容」として、提出前に家族にその内容を開示し、了解を得ておくことも検討すべきでしょう。その際、保護者の「確認印」を得ておくという方法も考えられます。

5) 事故調査委員会の設置

事故内容が公表され、さらなる事実の究明や再発防止策の策定のために必要であると判断された場合、事故調査委員会が発足し、調査が実施されることとなります。この「事故調査委員会」の委員は、中立な立場の有識者によって構成されることが望ましいのですが、しばしば、その人選にあたって被災者・保護者との意見の対立がみられることがあります。

委員たちの職業のみが明かされ、匿名とされたことで、調査委員会の独立性・中立性が担保されず、遺族側の不信をもたらした事案もあります。また、「学校外の第三者」のみで構成されることで、学校が調査に協力しようとせず、委員が強制的に学校内に入ったり調査を行う権限が得られず、調査自体ができないという事態となることもあるようです。

さらには、調査対象から被災者やその保護者が外され、被災者側の要望にまったく沿うものでなかったり、調査報告自体が開示されないため、被災者側が不服を申し立てることもあります。

調査委員会の結論と学校側への「勧告」や「要望」には法的拘束力がな
いために、学校側が協力体制にない場合、調査報告はただ「実施しました」
というだけでしかなかったという不満もきかれます。

事故調査委員会の設置と報告が、必ずしも被災者やその保護者のために
だけ存在しているわけではない以上、その経過や結果のすべてに十分な満
足を得る必要があるとまではいえませんが、少なくとも、「自分やわが子
の被害の結果をきちんと究明した上で、その結果を生かした適切な再発防
止策が提言され、学校側がその提言を尊重する」という段階を踏むことで、
被災者側の理解と承認を得ることが必要だと思われます。

事故調査委員会は、犯人探しや学校の責任追及のために行われるもので
はありません。その活動は、事実を解明し、そこから事故原因や背景となっ
た問題点をすくい取り、今後取り組むべき課題を提示することで、将来の
子どもたちの安全や権利を守ることに向けられなければなりません。学校
関係者の方々にとっては、事故の原因を第三者によって正しく評価される
ことで、そこからの教訓を今後の学校運営に生かすことができます。学校、
教育委員会、被災者、保護者たちは、「同じような不幸な事故を二度と起
こさないために必要な調査」という共通意識の下で、それぞれの立場から、
調査に積極的に協力して頂きたいと思います。また、調査結果については
当然、保護者らに開示することを前提とすべきですが、さらに、外部にど
の程度情報を開示するかについても、当事者や保護者の意向に配慮して頂
きたいと思います。

○文部科学省「学校事故対応に関する指針」

平成 28 年 3 月 31 日、文部科学省から、『「学校事故対応に関する指針」
に基づく適切な事故対応の推進について』の通知が、各都道府県教育委員
会教育長、各指定都市教育委員会教育長他に出されました。そこでは、「治
療期間が 30 日以上の不肖や疾病を伴う重篤事故及び死亡事故が発生した
場合、その直後に学校の設置者等への事故報告、支援要請を行うべきとし

ました。この「重篤事故」の報告先としては、公立学校の場合には都道府県教育委員会で、私立・株立学校は都道府県私学担当課・地方公共団体の学校設置下位者担当課であり、死亡事故の場合には国とされています。

そして、上記の報告後、速やかに「基本調査」に着手すべきとしており、その内容としては、「関係する全教職員からの聴き取り」、「事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り」を行い、これらは調査開始から 3 日以内に終了すべきだとされています。そしてさらに、この調査着手から 1 週間以内を目安に、ここで得られた情報を迅速に整理した上で被害児童生徒等の保護者に説明すべきだとしています。そして、ここでの調査の結果、

(ア) 教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合、(イ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合、(ウ) その他必要な場合、に「詳細調査」に移行すべきだとされているのです。この「詳細調査」は、学識経験者や学校事故対応の専門家など、中立的な立場の外部専門家が参画した調査委員会において行われることになります。この調査には、事故に至る経緯や原因の調査はもちろん、再発防止や学校事故予防への提言も含まれるものとされています。

この時期に、こうした指針が出された背景には、これまでに学校で重大事故が発生した場合であっても、調査委員会などが立ちあがって詳細な調査・検証作業が行われ、その結果として再発防止策がまとめられるというケースが非常に少なかったという事情があります。また上記でみたように、被害者側から調査委員会の設置を強く要望し、重い腰を上げた教育委員会が主導して実施された調査では、被害者側の納得が得られることが少なかったという事情も多々ありました。

そこで、今回の指針に描かれている内容として特筆すべきは、学校から被害者側への対応として、以下のことが明記された点です（指針 10 頁）。

- 応急手当等、事故発生直後の対応終了後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝える等、責任ある対応を行う。
- 学校は、被害児童生徒等の保護者に寄り添い、信頼関係にたって事態への対処ができるよう、対応の責任者を決め、常に情報の共有化を図る。
- 学校は、被害児童生徒等の保護者の要望や状況に応じて、信頼できる第三者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）を紹介し、相談・支援が受けられるようにする。

先生方からすれば「当たり前」のように思われる内容かもしれませんが、これまでこうしたことが一切なされていなかったために、保護者側が学校に何度も足を運んでこうした内容について要求し続け、クレーマー扱いされたことで、学校側と保護者側が敵対関係となってきたという現実があります。こうした「学校側として当然行うべき保護者対応」が明文化されただけでも、被害者側にとっては、かなり大きなことなのです。

さらに指針は、「保護者への説明」として、以下を明文化しました（11頁）。

- 保護者間に憶測に基づく誤った情報が広がることを防ぐために、被害児童生徒等以外の保護者に対しても、状況に応じて、学校から速やかに正確な情報を伝えることが必要であり、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて、保護者説明会等の開催など、必要な情報提供を行う。

そして、保護者会での説明内容について、以下のように明記しました。

○保護者説明会の開催等、被害児童生徒等以外の保護者への説明の際には、あらかじめ被害児童生徒等の保護者の意向を確認し、説明の内容について承諾を得た上で行う。

これまで、「被害者や遺族の知らないところで勝手に保護者説明会が行われていて、被害児童の名誉を傷つけるような一方的な説明がなされた」などのトラブルが相次いでいたのですが、こうしたことがないよう配慮すべきという内容が盛り込まれたのです。

これ以外にも、「基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり」（15－16 頁）で、保護者の意向を丁寧に確認した上で今後の接触を可能とするような関係性を構築すべきことや、最初の説明は調査着手から「できるだけ 1 週間以内に行う」べきこと、さらに「詳細調査」においては「調査の経過について適宜適切な情報提供を行うとともに、被害児童生徒等の保護者の意向を確認する」べきこと、「調査結果について説明すること」などについても明記されています（19 頁）。

このような指針が文科省から出されたということは、この指針に沿わない形で保護者への対応を行った場合、学校側の説明義務違反が問われることになることを意味しますので、学校側はこのことを十分理解した上で、保護者の心情に十分配慮した対応をすべきだといえます。

6) 裁判

現状において、学校管理下における事故被災者の経済的な救済制度は、実質的には、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金）と裁判の二本立てとなっています。これに、各種保険や各自治体の見舞金が若干加算される程度です。つまり端的にいえば、「災害共済給付で不足する分は裁判で取るしかない」というのが、被災者の置かれた状況なのです。

しかし元来、学校事故訴訟においては、学校側の証拠の収集には何らの制約もないのに対し、被災者側の証拠収集は著しく制約されています。それなのに、学校側の過失の立証責任は原告側、つまり被災者側にありますので、学校事故訴訟は、今も昔も、被災者にとって非常に高いハードルなのです。

また、地域によっては「お世話になっている先生や学校を訴えるなんて、とんでもない」「子どもの命を金に換えようとしている」など、学校を相手取った訴訟に対して嫌悪感をあらわにされることもあります。そうした場合、被災者家族は地域から孤立してしまい、現住所から引っ越さざるを得ないこともあります。

そのため、初めから提訴をあきらめている被災者も非常に多く、さらに勇気をふりしぼって学校や自治体を提訴したのに、訴訟活動に特有の耐えがたいやり取りに心底嫌気がさして、相手方から提示された微々たる「和解金」やおごなりの「謝罪」で和解する被災者も少なからずいるのが現状です。

私自身、学校や自治体を相手取って被災者家族が起こした裁判に何度か関わっていますが、被災者にとって裁判の手続きのすべてが、とても過酷で耐え難いものなのです。嬉々として訴訟に臨んだ被災者は、1人も知りません。

したがって、実は「訴訟沙汰にならない」ということは、被災者（遺族）と学校等との一致した利益なのです。もちろん、そこでは学校側が「被災者遺族が納得できる解決策」を提示するという手続が含まれる必要があります。ただし、そこでの遺族の「納得」は、学校側の調査活動によって明らかにされた事実そのものや「見舞金」等の金銭賠償の多寡よりも、むしろ、学校側が被災者・保護者に対して「いかに親身になり、誠実に対応してくれたか」という姿勢そのものから得られるものなのです。

裁判をした(検討している)主な理由は何ですか？(複数回答)		
		度数
1	被災者の名誉を回復したかった	26
2	原因を究明し、再発防止に生かしたかった	26
3	何があったか真実を知りたかった	25
4	責任者・加害者から謝罪がなかったから	25
5	誰に責任があるのかを明らかにしたかった	20
6	世間に、当該事故・事件のことを知って欲しかった	18
7	その他	6
8	治療や今後の生活等の保証金・賠償金がほしかった	4

上の表は、前述の 2010 年 NPO 法人ジェントルハートプロジェクト「当事者や親の知る権利についてのアンケート調査」の結果です。ほとんどのケースで、学校側が誠実に対応していたならば、訴訟にまで至らなかった可能性が示唆されます。

なお、子どもに一生涯、医療や介護が必要となった場合には、最高で 3,770 万円までしか支給されない現行の災害金制度では、到底足りません。そのために、やむなく被災者家族が訴訟に踏み切らざるを得ないことは、本当に残念なことです。この問題に対しては、学校側の無過失責任を認めることや、一生涯にわたる手厚い介護が十分に保証されるような新たな保険・補償制度を創設する方法しか、現時点で解決策はありません。

こうしたご家族の苦境にも、学校関係者各位には、どうかご理解と配慮を頂ければと願ってやみません。

TOPIC 国家賠償法

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

この法律をご存じでしょうか？ 公務員が職務上他人に損害を与えた場合には、公務員個人ではなく、国または公共団体がその賠償金を支払うというものです。この法律に真っ向から挑んだ家族がいました。4章の事例2で紹介したK君（剣太君）の事件の御遺族、大分県竹田市の工藤さん一家です。

工藤さんは、暴力的指導によって子どもの命を奪った顧問が刑事責任を問われず、民事でも一切個人責任を問われることなく、貴重な血税でその賠償金が支払われることに納得できず、最高裁まで争い、さらに住民訴訟を起こし、最終的には勝訴しました（91頁表参照）。最終的に確定した判決では、顧問が熱中症によって意識のもうろうとした剣太君に対して「何らの措置も取ら」なかったという“過失責任”のみならず、熱中症の症状を演技だと決めつけて行った暴行を「その全身状態を悪化させるような不適切な行為」と評価し、「その注意義務違反の程度は重大であり、その注意を甚だしく欠いたものといえることができる。」として、これを“重過失”に相当すると判断しました。そのうえで、県は同条2項に基づき賠償した金額の返還を、顧問個人に対して求めなければならないとしたのです。

工藤さんは、単純な報復感情などでこの厳しい訴訟を戦い抜いたのではありません。「生徒を死に至らしめるような危険な指導を行っている教師が、公務員であるというだけで何の責任も問われず、指導を続けるのだとすれば、これからも子どもたちの命が危険にさらされ続けてしまう」という危機感によって、「未来の子どもたちの命を守るため」頑張り続けたのだといえます。

教員は、「生徒の生命を軽視した行動をとれば、法は教師に個人責任を課すことがある」という事実を真摯に受け止め、生徒の命を守る指導をし、危険な指導をしている同僚を止めて頂きたいと思います。

6. 名古屋市立向陽高校の対応



倉田総嗣の肖像

/ 倉田昌嗣（総嗣の兄）画

ここで、2011年6月に名古屋市立向陽高校で、柔道部に入部したばかりの新入部員、倉田総嗣君の身に起きた事故と、その際の学校の対応についてご紹介したいと思います。「はじめに」でも触れましたが、私がこの冊子を書きたいと強く望んだきっかけが、総嗣君のお母様である倉田久子さんとの出会いでした。ご子息を亡くされてわずか1年ほどであった倉田さんは、2012年の「全国柔道事故被害者の会シンポジウム」で、脳震盪の知識を広めることの重要性を力強く訴えておられました。今思えば大変失礼なことなのですが、シンポジウム終了後、私は彼女に「どうしてそんなに冷静に、気丈にふるまうことができるのでしょうか」とお聞きしました。すると倉田さんは、「うちは他の被害者の方と違い、学校と教育委員会の対応に不満をもっていないからだと思います」と明快にお答え下さったのです。

そこで、本章では、校長をはじめ、すべての教職員、そして名古屋市教育委員会の誠実な対応によって、事故被害者がいかに救われるのかという実例として、倉田総嗣君の柔道事故と、その後についてお伝えしたいと思います。

（１）事案の概要

2011年6月15日、柔道部員で初心者である1年生の総嗣君は、少し遅れて部活動に参加し、柔軟運動、回転運動、受身の練習、寝技乱取り等の練習を経て、乱取り練習に加わりました。そこで、小柄な総嗣君は身長約20cm・体重約25kgの体格差のある部員から大外刈りで投げられ、後頭部を打撲しました。

柔道部の顧問は、普段から、頭を打った際にはすぐに練習を休むよう部員たちに徹底していたため、総嗣君は直ちに武道場の隅で休みました。しかし数分後、急に「やばい、やばい」と言いながら立ち上がり、ふらつきながら歩こうとして、意識を失って畳の上に倒れてしまいました。顧問はすぐに救急車を要請し、総嗣君は大学病院に救急搬送されました。搬送先

の大学病院で急性硬膜下血腫と分かり、ただちに開頭手術を受けたのですが、総嗣君は事故発生から 38 日目の 7 月 23 日に亡くなりました。

実は総嗣君は、部活動を始めて間もない 5 月初めに練習で頭を打ってから、ずっと頭痛を覚えており、同月 20 日にお母さんにそのことを伝え、翌 21 日に総合病院を受診したのですが、CT 検査では異常が認められませんでした。それでも同月 25 日頃にはまだ「頭痛がとれない」ということで、翌 26 日に大学病院の脳神経外科専門医を受診することにしましたが、その際には、症状も若干おさまりつつあったことや、前回の CT で異常が認められなかったこともあり、再度の画像検査までは受けませんでした。そして試験のため 2 週間ほど部活動が休みとなり、総嗣君の頭痛も徐々に治まりました。

ところが、テスト明けの 6 月 3 日に再開された部活動の 6 日目（土日をはさんで 4 回目）に、総嗣君はまたも右頭頂部を打撲してしまい、本件事故前日である 14 日まで頭痛が続きました。そのため総嗣君は、再度大学病院の脳神経外科を受診しましたが、担当医からは「脳震盪の所見は認められない」として鎮痛剤だけが処方され、部活動の禁止も特に指示されませんでした。

そしてこれらの経緯は総嗣君から顧問に報告されなかったため、顧問は把握していませんでした。

（２）学校側による事故後の対応

１）事故直後の対応

事故発生当日、校長・教頭らの判断で、学校側は柔道部員たちから大まかな事情を聴き取っていました。しかし、事故当日は緊急手術があり、ご家族は総嗣君が予断を許さない状況であることを聞かされて動揺されていたため、ようやく学校側と家族が対面できた深夜の時点では、学校側はまず謝罪のみを告げるにとどめました。そして翌 16 日の朝 11 時の面会時間後に、校長は家族と会い、まず校長は家族から総嗣君の病状を十分に聴き

取った後で、前日に校長が聞いた報告内容をそのまま家族に伝えました。そしてその後、前日より詳しく、事故の経緯についての再度の聴き取りが行われました。これはご家族のみならず、主治医からの希望でもありました。

総嗣君のお父さんは「生徒たちの記憶が薄れないうちに、事実をきちんと把握しておく必要がある」と校長に伝え、現場に居合わせた生徒全員との面談を希望しました。この申し出に対し、校長は「そのお気持ちはよく分かる。学校側も、隠蔽するようなことはせず、事実をお伝えし、事故の原因を明らかにしていきたい」と、この申し出を直ちに了承したのです。

翌 17 日の朝の職員会議で校長は、総嗣君家族の希望をかなえたい旨を、全教職員に伝えました。そして同日夕方には、全部員とその保護者が学校に集められ、総嗣君の家族が生徒たちから翌日（土曜日）に事故状況を直接聴き取ることへの理解と許可を、保護者たちに対して求めました。これは、事故を目の当たりにした部員たちの心理的な影響を考慮したものでしたが、「総嗣君だけの事故ではなくて、皆の事故だと考える。協力してもいい」と、全員の保護者が同意したということです。なお、出席できなかった保護者には、教頭が家庭訪問の上で事情説明し、許可を得ました。

しかし、翌日になって、1 人の保護者が「やっぱり子どもへの影響を考えて」と、家族と生徒との直接対面を断ってきました。そこで校長は、苦肉の策を考え出したのです。

翌 18 日、家族 4 人（総嗣君の祖父と両親、兄）と部員たちが、学校のそれぞれ別の部屋に通されました。そこで家族全員には、事故時の生徒同士的位置関係などを示した「道場の状況図」1 枚、当日の状況を時系列でまとめた「当日の経緯」と題するプリント 1 枚が、それぞれ配布されました。

家族がその紙に目を通した上で、疑問があれば質問を紙に書いて先生に手渡し、別室にいる生徒がそれに対する答えを書く、という「筆談方式」で、2 時間足らずの間、家族は部員たちからの状況の説明を受けたのです。

立ち会った校長、教頭、顧問2名、担任1名が、メモのやり取りのため家族の部屋と生徒の部屋を行き来しました。

この聴き取りによって、久子さんは「聞くべきことは、ほぼ出尽くしたんじゃないかな」との感触を得たそうです。

なお、こうした異例ともいえる一連の措置は、校長個人の責任で行ったもので、教育委員会には事後的に報告がなされています。

この間の17日には、家族に対して校長から、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度によって治療費が補償されるとの説明があり、20日には顧問教諭より、全柔連からも補償がなされる旨が家族に伝えられています。

2) 事故の公表と事故防止策

校長は、事故から6日後の6月21日に開催された臨時市立高校校長会にて、全市立高校へ事故の説明と各学校の安全指導の徹底を依頼し、さらに翌週の27日には市内全中高等学校(123校)に事故発生を伝え、柔道の安全指導の徹底を通知しました。また総嗣君が亡くなった時ことは、全校生徒に対して始業式で、事故内容とともに説明が行われました。

この間に、事故後休止されていた部活動を夏休みから再開したいとの意向が総嗣君の家族に伝えられました。この休止期間中、柔道部の練習内容は徹底的に見直されており、基礎的な運動や体力づくりに重点を置くこととしていました。そして夏休み中の8月には部員の保護者向けに「柔道部練習見学会」が開催されました。その後、県柔道連盟所属の外部講師による「柔道部活動巡回指導」を学期ごとに実施することを9月から10月にかけて市教育委員会が決定し、11月の向陽高校での実施を皮切りに、指導を希望する中学・高校に出向いて行う講習会事業をスタートさせています。この「巡回安全指導」はその後、学期ごとに年3回実施され、現在も続けられています。さらに、体育教員を対象にした「武道における安全指導講習会」も、以降複数回実施されてきています。

そして同年 12 月になり、気持ちの整理をつけたご家族が、学校側に本件事故を公表したいとの意思を伝えました。この意向に対応し、名古屋市教育委員会は、翌年 2 月 2 日に当該事故の公表と併せて、外部の有識者で構成する「柔道安全指導検討委員会」を設置しました。同調査委員会は報告書で、「この死亡事故の原因は、家庭と学校、学校内、病院と家庭、病院と学校などでの必要な情報の共有化、体格差や技能差などに応じた練習計画、安全指導に関する講習制度、安全指導のマニュアルの周知徹底など柔道の安全指導に関する大切な要因が複合的にシステム・エラーを引き起こしたと推測される」と分析しています。また、同報告書の結びの部分には、「この新しい手引きを平成 24 年度からの教育現場で実行すること」と記されたのに加えて、「その達成度を武道の必修化の初年度の結果と共に平成 25 年 5 月末までに外部に公表しなければならない」として、「マニュアルの作成」ととどめず、その成果の公表までも、市教育委員会に求めました。そして翌年、市教育委員会はその約束を果たしています。

なお、市教育委員会は同検討委員会の作業と平行して、市内の中・高等学校の体育授業および部活動での指導教員に向けた「柔道の安全指導の手引き」の改編作業も行っていました。また、生徒・保護者用の「初心者のための柔道」のリーフレットを作成し、全柔道部員に配布しました。さらに 2014 年には、運動部活動の指導者に向けて「適切な部活動指導」のマニュアルを作成し、部活動において注意すべき医学的コンディションや救急対応の方法などに加え、脳神経外科学会による脳震盪に関する最新の医学知見と提言を盛り込んでいます。それ以降も名古屋市教育委員会は、安全指導のために最新の情報を盛り込んだマニュアル類を続々と作成・配布し続けています。

このように、向陽高校および名古屋市教育委員会が行った原因究明と事故の公表、そして事故防止に向けての取組みは、非常に時機にかなったものであり、また自治体・学校が自発的に行った事故調査・安全対策としては他に類をみないほど徹底したものでありました。

3) 学校側による「謝罪」

学校側、殊に校長や教頭からの「謝罪」の言葉は、事故直後から現在に至るまで、何度も出ていたということです。事故当日、校長は家族に会って開口一番「学校で起きたことは、すべて学校の責任です、本当に申し訳ございません」と深謝しました。また事故の翌日からは、家族のみに短時間の面会しか許可されないため、面会時間が終わる時間を見計らって、校長と教頭が、可能な限りは揃って、必ず総嗣君の容態を聴きに来ていました。そして総嗣君が個室に移り、面会が自由となった後は、午前と午後の必ず2回、土日も休むことなく、校長、教頭、顧問、担任の4人が総嗣君を見舞ったそうです。

4人は、総嗣君の容態の一進一退に家族と共に一喜一憂し、「ガンバレ、先生と一緒に学校に戻るんだぞ!」「先生あきらめないよ!」と、意識のない総嗣君に声をかけて励まし続けました。そうした毎日の先生たちの力強い呼び掛けに、不安と心配のうちに付き添うお母さんも「もしかしたら総嗣には聞こえていて、いつか学校に戻れるかもしれない」と、勇気と希望を与えられたのだと振り返ります。そうした中でもやはり校長からは、折に触れて「ご家族の気持ちを考えると、どんな言葉を尽くしても足りない。本当に申し訳ない」という言葉が自然に出ていたそうです。

総嗣君が亡くなった時には、家族と、総嗣君のなきがらに対しても、校長が「三年間学校に通わせてあげられなくて、本当にごめん」と、心からの謝罪の言葉を口にしました。

そして校長たちは、事故後、新任の校長先生と交代されるまで、月命日の前には欠かさずお焼香に訪れ、たびたび「済まない気持ちで一杯だ」と慙愧の念を口にしていたのだそうです。

(3) その後の対応

総嗣君の死後、学校側は総嗣君の家族を「変わらず在学生の保護者として」扱ってくれ、折に触れて学校行事への参加を誘ったり、「総嗣君も参加したはずの」修学旅行のしおりを持ってくるなどの交流を続けました。

その後、向陽高校の校長と教頭は、事故当時の先生から新しい先生に代わることになりましたが、事故当時の校長は、新任の校長と教頭に「倉田君は在校生」「倉田君については他生徒と同じようにする」という方針を、しっかりと引き継いでいます。そして、新校長・教頭も、月命日の前には必ず、お焼香に訪れるようになりました。また7月の命日の前には、当時の担任や顧問、養護の先生も、お焼香に訪れたそうです。担任の先生は、学年が上がってもそのまま総嗣君の担任として持ち上がり、年度の始めには担任としての挨拶に、修学旅行の後には総嗣君への「お土産」を持って、それぞれ倉田家を訪れました。こうした交流は、ご家族が総嗣君の卒業を「節目」として拝辞するまで続けられました。

なおこの間、ご家族の御意志によって総嗣君の死亡見舞金の一部が学校に寄付され、図書館に「倉田文庫」というコーナーが設置されました。同文庫には、総嗣君が生前好きだった本や、総嗣君が興味を持っていた自然科学などの本が集められています。総嗣君が向陽高校にいて、将来を夢見て学んでいたという証が、未来の生徒たちにも受け継がれることになりました。

当時をふりかえって、総嗣君のお母さんは、「校長も教頭も一部始終調査に関わり、事故の状況を十分把握しているので、そうした人は今後の安全対策のため、絶対に学校に残る必要があると思った」こともあり、また「誠意をもって対応してもらった」「やるべきことはやってくれている」ことで、当初から訴訟は考えていなかったとおっしゃいます。

（４）総嗣君の「卒業」

今年の３月、総嗣君のお母さんは平成 25 年度の向陽高校卒業式に出席しました。総嗣君の代わりに、壇上で総嗣君の卒業証書を受け取ったお母さんは、満場の拍手に包まれ、とても驚いたそうです。また、総嗣君が載った卒業アルバムも手元に届いています。入学時に撮影されたため、少し緊張した表情の総嗣君の顔写真は、何の違和感もなく、同級生たちと一緒に並んでいました。

私はお母さんの久子さんに、少し意地悪な質問をしました。「保護者の中で、『亡くなった子の写真を掲載すること』に難色を示した方はいらっしゃらなかったのでしょうか？」。久子さんは少し当惑気味に、しかしきっぱりと「そういったことを言うような人は誰もいませんでした。そういう雰囲気ありません」とおっしゃいました。私は即座に、自分の狭量さに恥じ入ってしまいました。

久子さんは、「学校で子どもを亡くした親は、学校側の対応によってどれだけ救われるかが、本当によく分かりました。もともと、総嗣が本当に入りたくて入った高校だったし、私も、今でもこの学校が好きです」と、はっきり答えて下さいました。

（５）本件事故の原因と予防について

本当に、人間として、教師として、校長先生や教頭先生をはじめ、向陽高校の先生方には、頭が下がる思いです。自分だったらできるだろうか、と思わず考えてしまいました。

総嗣君のお母さんは「不慮の事故であった」との調査委員会の結論に納得されており、同様の事故の再発防止を、切に願っておられます。したがって以下で、事故調査委員会の分析とは別の、独自の視点で、本件の事故原因とその防止策について触れたいと思います。

本件は、関係者に「脳震盪」の知識が周知されていれば、防げた事故でした。まず、総嗣君が本件事故の前にも何度か頭を打っていたという事実

が、顧問を含め学校側に適切に伝わっていなかったことが、この事故の発生を予防できなかった大きな原因となっています。

ただし事故前、総嗣君は何度も保健室にスポーツ振興センターへの申請用紙を取りに来ており、5月13日に、5月9日に「こむら返り」で受診したとして、また同月24日にも20日に「医師からは異常なしと診断を受け、柔道を行ってもよいと言われた」として、さらに6月15日に前日の頭部打撲を報告し、「昨日、頭が痛かったので、A大学病院を受診した。柔道はやってもよいと、ドクターに言われた」と、それぞれ教員に報告しています。

これらの事実から見てきた問題点は、まず、総嗣君が頭を打った後で頭痛が続いていたにも関わらず、医師がそれを脳震盪の症状として見なししていなかったところにあります。前述したようにアメリカでは、脳震盪は多彩な症候を表し、頭痛もその代表的な症状であることが広く知られていますが、当時のわが国では、脳震盪といえば「意識・記憶障害」の有無で判断するという風潮がありました。つまり、専門医であっても、脳震盪に対する正しい知識が浸透していなかったのです。また、総嗣君はCT検査を受けていますが、そこで異常所見が認められなかったことを理由として、医師は部活動の制限などを指示していなかったようです。しかし、脳震盪のようなマイルドな頭部外傷（mild traumatic brain injury= MTBI）がCTやMRIなどの画像検査で確認できることはほとんどありませんので、結局は、患者の自覚症状（本件では「頭を打った後で頭痛が消えない」）に基づいて、診断と指導を行う必要があったものといえます。ただし、これは当時の医療界の問題であり、現在は脳神経外科学会を中心として脳震盪の正しい知識についての啓発活動が盛んに行われた結果、医療界の認識はかなり変わりました。それでも、地域の医療機関などでは、部活動の復帰については自己判断とする対応も残っています。

先生方も、こうした医療界の実情について知っておいて頂くことで、「専門医を受診したから大丈夫」「医師から特に制限されなかったから通常通

りの練習をする」などと安易に考えず、生徒の体調について少しでも不安があるようであれば、思い切って練習を中断させ、様子进行するという慎重な対応が必要だと思います。「不安な時には、しばらく休養を」。実はこれが、頭部外傷を予防するために一番有効な方法なのです。

次に、総嗣君に関わっていた教職員の誰かが、柔道を始めたばかりの総嗣君があまりにも短期間に、何度も病院にかかるようなケガをしているという点に気づくことができている、と思われました。そこで「練習内容が生徒の技量に合っていないのではないか」との疑念を持ち、それを顧問に伝えられたならば、あるいは誰かが総嗣君に「部活動中のケガは、顧問に全部報告しなきゃダメだよ」と告げていれば、顧問が上記のケガの経緯について詳しく知り、体力作りや受身の徹底と、総嗣君の練習内容を見直せたかもしれません。

顧問の先生に、ケガしたことを言い出せない生徒が多くいます。多感な年ごろなのですから、色々な理由があると思います。例えば、「言うほどのことじゃない」「おおげさと思われる」「恥ずかしい」「下手だと思われる」「どんくさいと思われたくない」などです。

先生方は、生徒には大人には分からない「遠慮」や「自尊感情」などがあることを理解し、例えば、生徒が入部した時、その保護者に「どんなささいなことでもいいので、練習中にケガをしたり、具合が悪くなった、しんどい思いをしている、などとお子さんから聞いた時には、学校や顧問に報告して下さい。学校や教師には、親御さんたちと一緒に、お子さんを守る責任があります」と伝えておくとういでしょう。

なお、向陽高校では、こうした反省から、生徒の受傷に関係するすべての教員が受傷状況を把握するための独自の工夫を行うようにしました。

学校管理下で生徒が怪我をした場合、日本スポーツ振興センターへの申請を行うことで保護者に医療費が給付される「災害共済給付制度」があります。多くの学校では、申請用紙である『災害状況の記録』に必要事項を記載し保健室に提出することで手続きが開始されますが、向陽高校では、

この用紙の最上段に「下記の項目について記入し、担任の先生および授業中のケガでは教科の先生、部活のケガでは顧問の先生の印鑑を押してもらい、速やかに保健室に提出してください。」という注意事項を明記するようにしたのです。この取り組みは名古屋市全体の学校に広がり、ほぼ同じ形式の『災害状況の記録』が用いられるようになっていきます。

さらに向陽高校独自の安全対策として、週末に部活動で首から上のケガが発生した際には、担当の教員が『災害状況連絡』（下掲）という用紙に受傷状況や部位、その際の対応、保護者への連絡の有無や病院受診の内容

など、必要事項を必ず記載した上、担任・体育担当・部活動顧問へと回覧した後に保健室に提出するというルールが徹底されるようになりました。そして、この『災害状況連絡』が保健室に提出された後はさらに、学校長・教頭・保健主事・養護教諭全員へも回覧されるようになっていきます。そのため、頭頸部の詳細な受傷状況はもちろん、医師による運動復帰への意見やその他注意事項についても、多

災 害 状 況 連 絡					
週末に部活動で首から上のけがが発生した際、担当の先生はご記入後、担任・体育担当の先生に速やかに回覧後、保健室へ提出をお願いします。			担任	体育担当	部活顧問
フウボ 氏名	学年	年 組 番	記入者		
	男 ・ 女				
部活名					
災害日時	年 月 日 曜日 午前・午後 時 分頃				
災害場所	本校：運動場・体育館・武道場・テニスコート・その他（ ） 他施設：＜施設名＞の運動場・体育館・その他（ ）				
けがをした状況	☐ 試合・練習試合中 ☐ 練習中 ☐ その他 → () けがの仕方を簡単に書いてください。		部位 ☐ けがをした部位をで表してください。 		
けがへの対応	☐ 救急車で搬送 ☐ 顧問が病院へ連れて行った ☐ 保護者が病院へ連れて行った ☐ その他 → ()		保護者への連絡 あり ・ なし		
病院受診	病院名		受診科		
	診療名				
	医師からの指示 運動について・・・可能 ・ 不可 (月 日から再開可) その他の注意事項 []				
保健室から回覧します	校長	教頭	保健主事	養護教諭	

くの教職員が情報共有できるようになったのです。

また、柔道などの武道において本件のような事故を防ぐためには、普段から顧問が、上級生や経験者たちに対して「初心者や自分より技能の劣る者と対戦する時には、相手を引き立ててやる稽古をすること。また、積極的に声掛けをして、不意打ちの動きをしないようにする。初心者に攻撃をする時は手加減をする、ゆっくり技をかける。初心者からの攻撃は上手に受け、たまには技をかけさせてやるよう配慮する。」などの指導を徹底しておくことも有効だと思います。

講道館柔道の創始者である嘉納治五郎が掲げる柔道の精神のひとつ「自他共栄」は、互いに信頼し、助け合うという精神を柔道で養い、自他共に栄える世の中を作ろうというものです。弱者に配慮し、ともに上達しようという精神をすべての部員に理解させることで、真の柔道精神を培うことにも役立つはずです。

なお、これまでの柔道事故の多くは、初心者に対して「もうちゃんと受け身が取れる」と過信して、手加減せず、思い切り投げ技を行った結果、初心者の身体が畳に強く叩きつけられるなどしたことによって発生しています。受け身の習熟にどのくらいの期間を要するかは個人差がかなりありますので、個々の運動能力や技能に応じて、1～3 か月、心配が残る生徒には半年くらいはかけて、受身の練習や首の筋肉の強化に専念して欲しいと思います。そして、受け身がしっかりと取れることが確認できるまでは、どのような技が来るか分からない乱取り形式の練習は行わせないようにし、約束稽古の時にも強さやスピードに配慮することなどを心がけるようにしてほしいと思います。

（６）名古屋市立向陽高校・元校長のお話

どうしてこのような真摯な対応が可能であったのか、私はどうしても、元校長先生から直接お話をうかがいたいと思いました。2014年4月の某日、元校長先生は本冊子の趣旨を十分に理解した上で、「今回の事故を今後の学校安全に生かすことができるのなら」と、面談に快く応じて下さいました。以下は、元校長先生からお聴きした内容の概要です。

事故直後の対応について

当日、ある会合に向かう途中に事故の連絡が入り、急いで引き返し、校長室で待機しながら、教諭たちからの部員たちへの聴き取り内容についての報告を待っていました。もちろん「生徒たちを問い詰める形にならないよう」、できる限り柔らかく聴き取りをするよう配慮してもらいました。その辺りの指示は教頭が本当によくやってくれました。その時は生徒たちの動揺も大きかったので、翌日に再度聴き取ることにしました。

開頭手術が終わるのを待つ間、教頭に「ご家族には、何も隠さず誠実に当たろう。それしかできることはない」と言ったところ、教頭もまったく同じことを考えてくれていたようで、この段階で、学校としての対応の方針が完全に決まりました。

手術が終わったとの連絡を受け、「よし病院に行くぞ」と立ち上がった時には23時を過ぎていたと思います。教頭に「日付が変わる前に謝罪に行くぞ!」と声をかけました。

金曜日、保護者全員を集め、倉田君のご家族が「部員から直接話を聴きたい」と申し出られていることを伝えました。その時われわれは、倉田君は当然回復するものと信じていたので、「何が起こったのかを詳しく医師にも伝えることで、治療の役にも立つかもしれない」と説明し、保護者は理解を示してくれました。

しかし残念なことに、翌日になってご家族との直接の面接は避けて欲しいと申し出る保護者が出てこられたため、別室でのやり取りとしました。

「筆談での聴き取り」というのは、今から思えばかなり奇妙な方法であったと思いますし、ご家族にとっては「もどかしかっただろうなあ」と残念には思いました。

管理職も顧問も、もちろん生徒たちもかなり動揺していました。そのため、生徒にはかなり神経を使いました。必要に応じてカウンセリングなどの対応も行いました。しかし、「何があったのか」を学校側は正確に知らなければならぬと思ひましたし、ご家族にもちゃんと伝えたいと思ひていました。途中で「話の内容が違ふ」となつたときが、いちばん不信感を持たれると思ひていましたから。

事故の公表による取材の前に、倉田さんのお母さんの「事故は被害者を2つ作る。事故にあつた本人はもとより、関係した相手も傷つくので」という報道関係者への配慮を求める言葉には、なるほどと思ひました。

教育委員会との兼ね合い

教育委員会との兼ね合いということについては、一切考えませんでした。というのも、もうすでに初日に「すべて誠実に対応する。何も隠さない」と教頭との合意ができていましたので。でも、教育委員会の担当者の方は、むしろ誠実に対応してご家族の納得を得た点を理解してもらえたと思ひますし、こちらが教育委員会に対して「今回の事故の教訓を今後に生かすために何かやって欲しい」という要望を出したら、真摯に受け止めてくれました。

当時の気持ちについて

何度も言うように、「倉田君は本当に助かるんだ」と思ひていました。倉田君の病院での容態は、折に触れて教職員に伝えていたのですが、集中治療室にいる倉田君に「声を掛けてあげてください、きっと聞こえていますよ」と看護師から言われたことを話すと、1人の教員が「意識がない人

でも、音はちゃんと伝わっていて、奇跡的に回復したという話を讀んだことがあります」と言ったのを聞き、倉田君が病室にいた 32 日間は、「絶対に聞こえているんだ」と思って、本を讀んであげたり、歌を歌ったり、「こっちに来いよ、暗いところに行くなよ」と、教頭と一緒に声をかけ続けました。

教頭とともに毎日、倉田君を見舞って声をかけ続けることができたのは、病院が学校の近くだったからです。自転車ではんの 5 分程度の距離だったので、校務の合間の時間を見つけては行くことができました。当時はとにかく、毎日倉田君に声をかけて「引き戻したい」という気持ちしかありませんでした。

たぶん、「管理職が関わりすぎだ、行くな」と言われても行ったと思います。自分が気付かないところで批判する人はあったかもしれませんが、自分には全く聞こえてきていません。

総嗣君の「卒業」について

学校として一度受け入れたのであれば、そのまま何としても卒業させたいと思っていました。倉田君が亡くなってすぐ教育委員会に「卒業証書は出せるか」問い合わせたところ、番号を付けないものであれば問題ないのではないかということでした。そして、ある学校事故の生徒さんに番号を付けない卒業証書が授与されたという報道を見て、「絶対に出す」と決め、職員一同も理解し、納得してくれました。

そして、名簿にも名前を残し、卒業まで担任を持ち上がりにしました。名簿では、在校生の名前の最後に一段空けて、一番後に名前を載せたままにしました。こうした流れでしたから、卒業アルバムも当然出すということになっていました。

もちろん、柔道部の生徒がこうした対応についてどう受け止めるかについては心配した部分もありましたが、「最終的には、倉田君はみんなの心

の中で生きていくしかないんだ」ということを伝え、理解してくれたのだと思っています。

「隠さない」という決意

教頭と最初に「隠さない」と決め、「すべて誠実に」と気持ちを定めた時点がすべてでした。事故後に開かれた臨時の校長会で、事実をすべて報告した上で「そういう方針で行く」と伝えたところ、他の校長にも「その判断は正しい」と後押ししてもらえました。批判する人はいませんでした。

最初に何か1つでも隠したり事実をねじ曲げたりすると、何も生み出さずにお互いが苦しむだけになってしまいます。もし、そういうことをしていたら、病院にも毎日ああして行くことはできなかったでしょう。自分も教頭も、倉田君を引き戻したいという一心でしたので、起こったことは起こったこととして受け止めることで、後は倉田君が元気になることだけを考えることができたのです。

事故が起きたのなら、どこかに学校側の落ち度があるのは間違いない。そうした事態を招いているんだから、こそこそ隠すことなんてできません。立場など、当時は本当に考えませんでした。もちろん「責任」ということについては、誰でも心配するでしょうけど、だからといって、それは逃れようが無いことです。

こうした事故が起こった場合、なかったことにできればそれは一番いい。でも、それができない以上、「何が起こったのか」という経緯を親御さんに正確に伝えるということが、せめて学校に出来ることだと思っています。

これからの校長・教職員たちへのメッセージ

決して学校側の都合で事実をねじ曲げたりせず正直にありのままに伝える。これが、学校としてできる最善のことです。事故が起きたとき、関わった人たち、家族が苦しむことがないように、ということに尽きると思います。

＊

上記の面談には、総嗣君のお母さんの久子さんも同席されました。面談の後、久子さんは「こういうことが当たり前になると、沢山の人が裁判を起こさないですむのに」と仰いました。私も、同じ感想を持ちました。

元校長先生は、「学校は、預かったお子さんは絶対に、預かった時のままで返すのが当たり前だと思っている」と、何度も口にされました。この「預かった時のままで返さなければならない」という強い信念が、「とにかく誠実に対応するしかない」という、毅然とした保護者対応を決定づけたのだと思います。

「学校は、子どもだけでなく、その子どもが学校にいる間の情報をも独占的に所有している」という事実を重く受け止めて頂きたいと思います。そして「学校」を閉鎖空間にして、親が知りたいと切実に願っている「事故時のわが子の情報」を「学校の情報」とみなし、意のままにできると思い込むことは、非常に危険なことです。

ここで、再度確認しますが、「事故」という、学校にとっての突発的な異常事態において、まず学校側がなすべきことは、保護者に誠実に謝罪することです。ここで道義的な責任と法的責任は、分けて考えて下さい。

そして学校は、「起こったことは起こったこと」としてしっかりと事実を確認した上で、保護者と情報を共有するよう心がけて下さい。



(7)向陽高校・元教頭先生のお話

2019年2月某日、向陽高校の当時の教頭先生からもお話をうかがう機会を頂戴しました。元教頭先生は、とても慎重に言葉を選びつつも、向陽高校の事例が「美談」のように取り上げられることには、抵抗があるとおっしゃいました。

いま、事故を振り返って

結果として、大切な生徒が学校で命を失っているということは厳然とした事実としてあるので、その立場で「事故対応がうまくいった」などと思うことは一度もありません。命の重みを思うと、さも過ぎ去ったことのように平然と言えることは、これまでも、これからもないと思います。

向陽高校の今回の事故対応は、結果として「こうあればいい」という形になったのかもしれませんが、「こうやればうまくいく」と言うことは、できないことだと思います。倉田さんのケースは倉田さんのケースでしかありません。別のケースになると、事故の内容も違えば、当事者との関係も状況も違います。さらに学校側として、その個別の状況の中でできる最大限のことをしたとしても、それを受け取る側が「それでは足りない」または「もっと別の方法で」との思いを持ったとすれば、どんなに意を尽くしたとしても、十分な納得を得ることはできません。どれだけ誠意を持って対応したとしても、相手が受け入れてくれなければ何もならないのです。

ひとつひとつの機会

今回のことは、奇跡とも言えることがたまたま積み重なったことによって、こういう方向に向かったというに過ぎません。例えばわれわれは当時、毎日二回総嗣君のお見舞いに行くことができたが、これはたまたま学校が病院に近かったからできたことであって、これがもし片道1時間以上もかかる距離にあったとすれば、行きたくても行くことができなかったでしょう。また、教育委員会が起きたことを丁寧に把握することに努め、真

実に基づいて保護者の思いを大切に、寄り添った対応が行われたことも大きかったと思います。本来であれば、これだけの重大な事故が起きてしまったのですから、学校側がもっと責任を追及されても不思議ではなかったと思います。

今回は、倉田さんのご家族の対応という部分も大きかったと思います。総嗣君の容態が予断を許さないものであったから、皆その心配で頭がいっぱいでした。もし最初の段階でわれわれの対応を拒絶するような状況だったとしたら、相手もつらいでしょうし、自分たちもつらい。結果として、病院には行けなくなってしまったのではないかと思います。

それから事故直後にご家族の意思で公表しなかったことも、結果として非常によい方向に向くことができました。今回の事故では、倉田さんの希望もあって、マスコミ報道まで約半年間ありました。被害者の思いに寄り添いながら協力するという姿勢を持ちながら、今回の事故に関わった生徒たちのことを守りながらも、両方のバランスを取りながら対応しようとしても、マスコミが入ることで、一気に事態がコントロールできなくなってしまう恐れがありました。そうなると、本来あるべき姿で対応することが難しくなったでしょう。

学校側は、起きたことをしっかりと検証した上で事実をきちんと認め、再発防止を行うということに傾注できれば、適切な対応がしっかりできると思うのです。

こうしたひとつひとつの機会を結果として逃さなかったことで、今回の「こうあればいい」と言われる結果となったに過ぎないのだと思っています。目の前にあった機会をわれわれが結果として逃さずにやってきて、それが倉田君の家族に受け入れられたに過ぎません。どれだけ誠意を持って対応したつもりになっても、相手が受け入れてくれなければ何もないのです。

保護者との関係

事故直後、倉田さんたちご家族は事態を把握できていないような状態で、事故当日に謝罪をした時、倉田さんはなぜ学校側から謝られるのか理解できなかったとおっしゃっています。そしてその後もずっと、次の瞬間には総嗣君の状態がどうなるかわからない、予断を許さない状態でした。総嗣君の容態を心配して付き添う倉田さんに、余分なエネルギーを費やさせることだけは避けたかった。学校側が保護者の意に沿わない対応をすることで、落ち着いて総嗣君を見守ることができなくなってしまいます。だからそうならないよう、可能な限りご家族の思いに寄り添った対応をすることを心掛けました。

たとえ、事故直後に保護者と学校側との間で対立関係ができたとしても、それを乗り越えるための努力をすることは当然必要なことです。乗り越える努力をすることによって、相手との信頼関係を築くことができるのであれば、その機会を逃さないように誠意をもって対応していくべきだとは言えると思います。それが、「すべてを隠さず、迅速に事実を正確に把握するよう努め、被害者側に寄り添ってことを進めていく」ということになるのかもしれません。

もちろんわれわれも、とにかく当時は何をおいても「倉田君を学校に戻したい」という気持ちが一番でした。だからこそ、事実を保護者とともにきちんと見定める姿勢を持ったのです。そしてご家族からその姿勢を受け入れてもらったことで、次の段階に移ることができました。

事実の把握について

事故直後の聴き取りは、顧問が柔道部員一人一人に、当時の道場内の個々の立ち位置も含めて、聞き取ってくれました。その後、ご家族が直接の聴き取りを希望されたのは、調査が不十分だったということではなく、医師が、総嗣君の怪我の状態が通常の柔道の練習では起こらないようなひどいものだということで、「頭を打った時の状況をもっと詳しく知り、治療に

役立てたい」と言ったためでした。もちろん学校としても、調査は生徒たちの記憶の新しいうちに行う必要があると思っていました。事故の状況について、それぞれで憶測などを交えながら話してしまうことで、記憶はどんどん違ったものになっていく可能性が高いからです。総嗣君の治療の役に立つ情報を、できる限り集めたいと考えました。

当時の思い

事故が起きた時に、一度だけ校長と二人で「事実は隠さず、誠意をもって対応する」ことだけを確認しました。その後校長とはお互いに言葉に出すことはなくても、二人ともずっと同じ思いでした。大事なお子さんが学校の中で病院に運ばれるようなことになり、まして生死をさまようことになったのですから。そうした事態に対して、学校としては何もなすすべがない、ただよくなってくれることを願うしかありません。だから毎日、少しでもよくなってくれないか、日々の変化を知りたくていても立ってもしられない気持ちで、毎日総嗣君に会わずにはいられませんでした。

もしかして、「誠意を見せているというポーズをとったのではないか」と思われるかもしれませんが、当時はそんなことはどうでもよかった。ただ、総嗣君や倉田さんご家族のために、でき得ることを精いっぱいやるというだけでした。

学校側と保護者との「ボタンのかけ違い」

恐らく多くの場合、学校側としては事故が起きた時点で、保護者には怒りや恨みの感情がマグマのように沸き起こり、その思いを当然のこととして学校側にぶつけてこられると思い込んでしまうのではないのでしょうか。

多くの事故被害者と交流のある倉田さんは、「『被害者側は学校を責めたいとは思っていないくて、ただ連絡がくることを待っている』と言われます。しかし、学校関係者にそれを伝えても『そんなことってあるんですか』と驚かれます。」と言ってみえました。

保護者の方は純粋に説明を受けたいと思っていたのだとしても、学校側は学校の中で事故が起こったということだけで激しく責められると思って構えてしまいがちです。ごく自然に疑問に思う「どうしてそんなことになったんですか」という問いかけだけでも、どうしても責められた気になってしまうのだと思うのです。そこから両者のボタンのかけ違いが始まってしまっているのではないのでしょうか。

これからの校長・教職員たちへのメッセージ

われわれはたまたま「こうあればいい」と言われている結果だったというだけであって、根本的に「この姿勢があれば乗り越えられる」ということは、何もないと思います。

その上で言えることは、事実を正確に把握すること。その事実をありのままに受け止めて、誠意を持って対応すること。ただそれだけです。そのために、目の前に大きく立ちのぼる山をひとつひとつ越えていくしかありません。どんな絶望の淵に追い詰められても、大切にすべきことを見つめ続けていれば、いつか必ず暗い夜が明けて前へ進むことができるということはあるかと思います。

＊

元教頭先生の複雑なお気持ちは、非常によく理解できました。ただ、「様々な奇跡の結果」とはおっしゃるのですが、やはり教育者である以前に「人として」、重傷を負ってしまった総嗣君を純粋に心配し、なんとしても元気になって学校に戻って欲しいという強い願いがあったからこそ、迷うことなく「積極的に関わる」「ご家族の気持ちに寄り添う」という行動となったものと思います。

奇跡は、それを奇跡であると認識する心があるからこそ、奇跡としてその人の目の前に現れます。奇跡を奇跡と認識し、それを手繰り寄せたいと考える心がなければ、それはただの出来事であり、何ももたらすことはあ

りません。「奇跡の始まり」に心の焦点を合わせるためには、どんな状況にあっても、「人間を信じる」という気持ちを常に忘れないことが大切なのではないかと思います。

学校側と保護者との間の「ボタンのかけ違い」は、どちらにとっても大変不幸なことです。だからこそ、向陽高校の事例を「美談」としてではなく、学校側が被害者の気持ちに寄り添い続けることで、道が開けることもあるという「実例」として、私はこれからも語り伝えて行きたいと考えています。



倉田総嗣画 『カンブリアの生命大爆発』

あとがきに代えて ―先生方へのメッセージ―

倉田総嗣の母・倉田久子

被害者家族の望むこと

私が所属する「全国柔道事故被害者の会」では、柔道事故に遭われた方のご相談を受けています。部活動や授業等の学校事故に関しては、事故直後に連絡をしてこられる方は、ほとんどいません。数週間・数か月経ってから、「どうしたらいいのでしょうか」と、メールを下さるのです。

重篤な事故であっても、「我が子がこんなにひどいけがを負ったのだから、きっと学校側から何か連絡があるはず」と信じて、多くの方が我慢強く待っています。なのに、何の音沙汰もない。謝罪の言葉もないし、状況説明もない。不安になって、被害者のほうから学校長に連絡を入れる。すると、軽くあしらわれたり、うやむやにされたりする。そこで被害者家族は、「何かおかしい。でも何が間違っていて、何が正しいのか、どうすればいいのかわからない」という状況に追い込まれます。

そんな時、本冊子の 111 頁（旧冊子 41 頁）以降、「事故が起こった時、知っておいて頂きたいこと」をご紹介します。すると誰もが、「頭の中が整理できました」とおっしゃり、気持ちを立て直して、学校との対話に向き合っていけます。

学校で事故が起きた時、被害者とその家族を苦しめているのは、事故の被害そのものに加えて、不誠実な学校の姿勢です。

事故は、限りなくゼロに近づけたい。それでも起きる。起きてしまった時、被害者の未来を大きく左右するのは、学校長の最初の判断とその後の姿勢です。それを常に意識してください。

校長の判断の影響を受けるのは、被害者だけではありません。多くの職業から「教職」を選んだ方は、皆子どもが好きなのではないのでしょうか。子どもが、未来へ生き生きと歩みを進める過程で、よき伴走者でありたいと思っている先生方。その学校で事故が起きた時、「余計なことは一切口にするな」と校長命令が出たり、関わった教師をかばうために校長が虚偽の証言をしたりしたら、先生方も皆、嘘に加担することになり、毎日が苦しいでしょう。

名古屋市立向陽高校では、私たち家族に対して、どの先生もいつも変わらず温かい応対をして下さいました。ここでは、「すべて隠さず、誠実に当たろう」という校長の方針が全職員に伝えられ、「倉田君はすべて他の生徒と同じ扱いをする」ということが徹底されていました。その方針に誤りがないので、先生方も自信をもって、普段と変わらない対応ができたのだと思います。

学校という組織の中で事が起きた時、先生方を本来の先生たらしめるのは、学校長の正しい判断です。「隠さない。すべて誠実に」の方針に沿うことが、被害者も学校も、傷を最小限にできる方法なのです。

親は、我が子が通う、地域に根差した学校を大切に思っています。ましてや、子どもが選び、それを受け入れてくれた学校なら、なおのこと信頼しています。事故直後から学校を疑っている親は、まずいません。「この子に何が起きたのだろう。早く真実が知りたい」—ただそれだけです。

けれど、被害者家族が子どもの命や治療のことに心を奪われている間に、学校は保身体制に入っています。いつの間にか箝口令が敷かれていて、被害者には真実を知るすべがありません。法に訴えるしかなくなってしまうのです。

事故が起きた時、被害者家族が求めるものは、

- ①道義的責任における誠意のある謝罪
- ②迅速な事故原因の究明と、被害者家族への納得のいく説明
- ③再発防止策の提示と実現

の3つです。この①②が速やかに行われないと、なかなか③へは進めません。

どんなことをしても、亡くなった子が生き返ることはないし、重く傷ついた身体が元通りになることはない。それは被害者家族が一番よくわかっています。だからこそ、我が子の犠牲が、他の生徒たちに今後もずっと生かされること—「再発防止」を望むのです。

また、被害者生徒が通学を続けている場合は、これまでと同じようにはできなくなった、勉学やスポーツや日常生活への配慮を強く求めています。

他の生徒への気遣いもちろん必要ですが、一番苦しんでいるのは被害者です。どうか、まず、被害者とその家族に向き合い寄り添うことを、最優先して下さい。

「寄り添う」一口で言うのは容易いですが、具体的にどうすればいいのか、想像しづらいかもしれません。

総嗣が ICU に入って 3 日目の面会の時、長男が意識のない弟に向かって、「総ちゃんの校長先生、いい人だね。総ちゃん、いい高校に入ったね」と、一生懸命に語りかけていました。この状況ではありえない言葉ですが、私も同様に思っていました。家族の面会時間に合わせて、毎日病院を訪れていた校長先生は、私たちと共に苦しんでいらっしゃいました。そこには、演技も嘘もありません。その姿を見ていた長男の口から、先の言葉が出たのです。校長としての責任を重く受け止めると同時に、家族に寄り添って下さっていたからこそ、苦しみも感じていらっしゃったのだと思います。

卒業という区切り

息子が逝った後、私は未来が見えなくなりました。彼が描く未来が自分の未来だったからです。毎日、深い深い海の底で溺れているような苦しさでした。そこに差ししていた一筋の光は、学校が息子の居場所を、卒業まで残してくれたということです。

彼が努力して入学できた大好きな高校です。きっと最後まで通いたかったでしょう。高校の卒業式と成人式—この二つの節目だけは、何とかして叶えてやりたいと願っていました。そしてどちらも、心ある方々の計らいによって実現しました。

お子さんが事故や自死で亡くなったとたん、退学扱いにされた事例があります。部活動で重い障害を負い、通いたくても通えなくなってしまったのに、卒業式の日、校内に入れてもらえなかった子もいます。ご家族は、どんなに悲しい思いをされたことでしょう。

子どもが亡くなって姿が見えなくなっても、卒業まで居場所があるということは、遺族にとって、その後の生活を継続していく上での気力にも繋がるのです。

「事故や自死や病気で亡くなった子も、重い障害で通学できなくなった子も、卒業まではうちの生徒。卒業証書も出すし、卒業アルバムにも載せる」→向陽高校の実践してきたことがスタンダードになれば、きっと多くのご家族の苦しみが少し和らぐことと思います。

一人の子どもの命や人生を重く見ること

向陽高校の先生方は、息子の入院中、「とにかく倉田君を学校へ引き戻すことしか頭になかった」とおっしゃいます。それは、生徒が死ぬと学校の名前に傷がつくからや、自分の教職人生に汚点が残るからではありません。「倉田総嗣」という一人の生徒の命とその人生を、大変重く見ていたからです。

一人の生徒の命を守ろうとしない学校に、何百人、千何百人の全校生徒が守れるでしょうか。今一度、教育の現場にいる方々に考えて頂きたいです。

教職を目指す方々へ

教師の暴力・わいせつ行為・いじめ自死・指導死.....教育の現場に関しては、悪いこと・悲しいことばかりが、ニュースになります。

けれど、子どもたちの安全や幸せな未来を願って、日々奮闘されている先生はたくさんいます。良い行為は、なかなか公にはならないし、外からは見えてきません。それでも、子どもの心の深いところに、小さな宝となって埋め込まれてゆくでしょう。

良い先生に良い指導をされた生徒が、良い先生になって良い指導をする、という正の連鎖もあります。暴力指導の負の連鎖のルーツをたどれば、軍隊教育にまで遡る、と言われていています。日本固有の悪しき遺残物は、今すぐ、きっぱりと断ち切らなければなりません。

そのためにも、曇りのない目を持ち、新しい風をまとった若い先生方が、大いに活躍できることと、活躍できる場が用意されることを願ってやみません。

7. 主な参考文献

- ・ 小山郁『子どものスポーツ障害』（山海堂、2005年）
- ・ NPOライフサポート協会『現場の疑問にきちんと答える 子どものスポーツ医学入門』（ラピュータ、2009年）
- ・ 松原隆一郎『武道は教育でありうるか』（イースト新書、2013年）
- ・ 桑田真澄他『先生、殴らないで！ 学校・スポーツの体罰・暴力を考える』（かもがわ出版、2013年）
- ・ 佐保豊『日本のスポーツはあぶない』（小学館101新書、2009年）
- ・ 大利実『101年目の高校野球「いまどき世代」の力を引き出す監督たち』（インプレス、2016年）
- ・ 喜多明人・堀井雅道『学校安全ハンドブック』（草土文化、2010年）
- ・ 川田剛『不合理だらけの日本スポーツ界』（ディスカヴァー携書、2018年）
- ・ 小山宏・高橋清一 監修著『学校事故 子どもの安全と学災法制定』（労働教育センター、1978年）
- ・ Domhnall MacAuley. Child Abuse in Sport. *Br J Sports Med.* 1996 December; 30(4): 275-276.
- ・ 南部さおり「学校によるいじめ自殺・死亡事故報告に関する一考察—保護者が納得できる説明と謝罪に向けて—」、NCCD Japan、第47号（通算120号）、32-60頁、2014年
- ・ Nambu S, Noji M., Case of Fatal Head Trauma Suffered During Japanese Judo. *Current Sports Medicine Reports.* 13(1) : 11-15. Jan/ Feb, 2014
- ・ 南部さおり「柔道練習中の死亡事例への刑法の適用に関する考察」、横浜市立大学論叢 人文科学系列、64巻3・4号、251 - 276頁、2013年
- ・ 南部さおり「学校事故における修復とは—2つの柔道事故と学校側の対応から考える—」、『修復的正義の諸相—細井洋子先生古稀祝賀』、成文堂、2014年

- ・南部さおり「学校災害における国の責任—小野寺勇治君柔道事故訴訟からの教訓—」NCCD Japan、第44号（通算117号）、3-36頁、2013年
- ・南部さおり「『公知の事実』としての柔道事故—柔道必修化に伴う諸施策と、横浜地裁柔道事故判決の意義について—」、横浜市立大学論叢 人文科学系列、64巻1号、87-109頁、2013年
- ・南部さおり「柔道事故における結果の予見可能性と裁判」、NCCD Japan、第41号（通算114号）、40-55、2012年
- ・平成25年3月13日24文科初第1269号「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm
- ・「学校における突然死予防必携」独立行政法人日本スポーツ振興センター HP「学校安全ウェブ」
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/taisaku/sudden/tabid/228/Default.aspx・
- ・さいたま市教育委員会「体育活動時等における事故対応テキスト：ASUKAモデル」<http://www.city.saitama.jp/003/002/013/002/p019665.html>
- ・「しっかり水分補給！元気に運動」公益財団法人 日本体育協会
http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/publish/pdf/suibun_01.pdf
- ・「整形外科／運動器 症状・病気をしらべる」公益社団法人 日本整形外科学会 <https://www.joa.or.jp/jp/public/sick/index.html>
- ・2005年12月、日本臨床スポーツ医学会「スポーツの安全管理ガイドライン：安全なスポーツ実施に当たって」http://www.rinspo.jp/repo_sei.pdf
- ・平成28年6月14日 全日本野球協会・日本整形外科学会・運動器の10年・日本協会「平成27年度少年野球（軟式・硬式）実態調査 調査報告」
http://www.bjd-jp.org/news/doc/2015_survey_childrensbaseball.pdf
- ・全国柔道事故被害者の会 <http://judojiko.net/>
- ・特定非営利活動法人ジェントルハートプロジェクト・資料集・被害者アンケート <http://npo-ghp.or.jp/data/>

- ・文部科学省「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月 31 日）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1369565.htm

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/jikotaiou.pdf>

（事例の出典）

【事例 1】

（1 審）仙台地方裁判所平成 19 年 9 月 27 日判決、判例地方自治 314 号 47 頁、LEX/DB 文献番号 25450397。

（2 審）仙台高等裁判所平成 20 年 3 月 21 日判決、LEX/DB 文献番号 25450396。

【事例 2】

（1 審）大分地裁平成 25 年 3 月 21 日判決、判時 2197 号 89 頁、LEX/DB 文献番号 25445705。

（2 審）福岡高等裁判所平成 29 年 10 月 2 日判決、裁判所ウェブサイト、LEX/DB 文献番号 25504144。

（住民訴訟）求償権行使懈怠違法確認等訴訟事件大分地裁平成 28 年 12 月 22 日判決、判例地方自治 434 号 66 頁。【2 審】福岡高裁平成 28 年 12 月 22 日判決、判例地方自治 434 号 60 頁。

【事例 3】

（1 審）大阪地方裁判所平成 28 年 6 月 28 日判決、LEX/DB 文献番号 25543683。

（2 審）大阪高等裁判所平成 29 年 12 月 15 日判決、判例時報 2370 号 24 頁、LEX/DB 文献番号 25449212。

【事例 4】

広島地方裁判所尾道支部平成 27 年 8 月 20 日判決 LEX/DB 文献番号 25541081。

本冊子の作成にあたっては、平成 28～30 年度
科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)
(基盤研究(C)一般)の助成を受けました。

本冊子配布のご希望やお問い合わせにつきましては

南部さおり

日本体育大学 スポーツ危機管理研究室
〒227-0033 横浜市青葉区鴨志田町 1221-1

TEL: 045-473-7115

e-mail: nambu3@nittai.ac.jp

までお願いいたします。



表紙イラスト：倉田総嗣